

参 考 資 料

(平成 2 3 年度)

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

目 次

1	第3期中期目標・中期計画及び平成23年度計画対照表	1
2	外部評価（研究活動）結果報告書	2 1
3	平成23年度研修計画一覧	6 3
4	平成23年度特別支援教育専門研修プログラム	6 7
5	平成23年度研究成果発表一覧	1 4 7
6	平成23年度講師派遣実績	1 6 1
7	平成23年度科学研究費による研究の実施状況	1 7 1
8	組織規則・会計規程・会計細則	1 9 1

1 第3期中期目標・中期計画及び 平成23年度計画対照表

第Ⅲ期中期目標・中期計画・平成23年度計画（対照表）

（独）国立特別支援教育総合研究所

中期目標	中期計画	平成23年度計画
文部科学大臣指示 平成23年3月1日 （序 文） 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。 （前 文） 我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、政府全体として、障害者基本法や発達障害者支援法等に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が推進されているとともに、障害者の権利に関する条約に規定された検討が行われており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取り組みを含め、重要な役割を果たすことが求められている。 このため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。 このミッションを達成するためのビジョン（方向性）として、研究所は、①国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実践的な研究を行い、研究成果を教育現場等に還元すること、②都道府県等において特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象に、体系的・専門的な研修事業を実施し、各都道府県等における教職員の専門性・指導力を高める活動を支援すること、③都道府県等の教育相談機能を高めるための支援を行うこと、	文部科学大臣認可 平成23年3月31日 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成23年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

④特別支援教育に関する国内外の情報収集し、情報提供するとともに理解啓発活動を行うこと等により特別支援教育の振興に寄与するものとする。

中期目標期間においては、研究所のミッションとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談活動、情報普及活動等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能のより一層の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

- I 中期目標の期間
- 中期目標の期間は、平成23年4月1日の日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
- (1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進
- ① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。
- イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
- 教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。
- ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究
- 障害のある子どももの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究を実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
- (1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進
- ① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。
- イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
- 教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。
- ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究
- 障害のある子どももの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究を実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献
- (1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進
- ① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。
- イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
- 教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。
- ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究
- 障害のある子どももの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実地的研究を実施する。

- ハ、研究の実施に当たっては、研究の性質による次の区分を設けて実施する。
- i) 基幹研究
 - 重点推進研究：専門研究の内、重要性及び緊急性という観点から重点的に推進する研究
 - 専門研究A：障害種別によらない研究で、特別支援教育推進のため総合的研究、障害種別の共通テーマの研究
 - 専門研究B：障害種別等に対応した専門的研究
 - 専門研究C：業務上必要な研究で、かつ全所的に取り組むことが求められる研究
 - 専門研究D：上に該当しない先端的、試験的、萌芽的研究
 - ii) 外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究
 - iii) 受託研究：外部から委託を受けて行う研究
 - iv) 共同研究：本研究所において実施されている実際の・総合的研究と大学や大学共同利用機関、医療・福祉機関等において実施されている基礎的・理論的な研究を融合する研究
 - v) 調査研究：研究所の業務部門において、その業務を遂行する上で必要な調査及び研究
- ニ、平成23年度に基幹研究を次のとおり実施する。
- i) 平成22年度からの継続研究（重点推進研究）
 - ・特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究（平成22年度～平成23年度）
 - ・特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究（平成22年度～平成23年度）
 - ・特別支援学級における自閉症のある児童生徒の「カリキュラムアセスメント」（仮称）に基づいた教育課程編成に関する実

- 証的研究(平成22年度～平成23年度)
- ・発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実証的研究－幼児教育から後期中等教育への支援の連続性－(平成22年度～平成23年度)(専門研究A)
 - ・特別支援教育におけるICF-CYの活用に関する研究－活用のための方法試案の実証と普及を中心に－(平成22年度～平成23年度)
 - ・特別支援学校高等部(専攻科)における進路指導・職業教育支援プログラムの開発(平成22年度～平成23年度)(専門研究B)
 - ・軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究(平成22年度～平成23年度)
 - ・言語障害のある子どもたちの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容
 - ・方法の開発に関する研究－通常の学級と通級指導教室の連携を通して－(平成22年度～平成23年度)
 - ・肢体不自由のある児童生徒の障害特性に配慮した教科指導に関する研究－表現する力の育成をめざして－(平成22年度～平成23年度)
 - ・特別支援学校(病弱)のセンタ－的機能を活用した病気の子ども支援ネットワークの形成と情報の共有化に関する研究(平成22年度～平成23年度)
 - ・発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究－二次障害の予防的対応を中心に－(平成22年度～平成23年度)
- ii) 平成23年度からの新規研究
- (専門研究A)
 - ・インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究
 - ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究
 - ・特別支援教育を推進する学校マネージャメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究
 - ・デジタル教科書・教材及びICTの活用

に関する基礎調査・研究 (専門研究B) ・小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実地的研究	② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。 ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行う。また、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。 ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、内部及び外部評価システムを不断に見直すことにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効率的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。
③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。	③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、内部及び外部評価システムを不断に見直すことにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効率的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。
(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを	(2) 評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、内部及び外部評価システムを不断に見直すことにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効率的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。

行う。 ③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	行う。 ③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	③ 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実務的で総合的な研究の推進 ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実務的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。 ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。 ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。 ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。 ② 大学などの基礎的研究と研究所の実務的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。 イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等との研究交流を推進する。
③ 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実務的で総合的な研究の推進 ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実務的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みについて、平成24年度からの実施に向けた検討を進める。 ロ 全国特別支援学校長会及び全国特別支援学校設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。 ハ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。 ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。 ② 大学などの基礎的研究と研究所の実務的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。 イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流についての検討を行う。	③ 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実務的で総合的な研究の推進 ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実務的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。 ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。 ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。 ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。 ② 大学などの基礎的研究と研究所の実務的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。 イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等との研究交流を推進する。	③ 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実務的で総合的な研究の推進 ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実務的研究の質的向上を図ること。 さらに海外の研究機関との研究交流を必要に応じて行うこと。
③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	③ 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実務的で総合的な研究の推進 ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実務的、効率的かつ効果的に研究を実施する。 イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。 ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。 ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。 ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。 ② 大学などの基礎的研究と研究所の実務的研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。 イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。 ③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等との研究交流を推進する。
③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	③ 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実務的で総合的な研究の推進 ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実務的研究の質的向上を図ること。 さらに海外の研究機関との研究交流を必要に応じて行うこと。
③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。 ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。	③ 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実務的で総合的な研究の推進 ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。 また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実務的研究の質的向上を図ること。 さらに海外の研究機関との研究交流を必要に応じて行うこと。
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者	2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者	2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者

の養成	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上
	第2期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、研修成果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとする。	各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度（1年の研修期間）を実施する。 なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。	イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。 ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったと評価し、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。	ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。	ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ 研修の修了者に対して、インターネットを	① 各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度（1年の研修期間）を次のとおり実施する。 実施期間：平成23年4月18日～平成24年3月16日 募集人員：10名 ② 研修の実施については、次の事項に留意する。 イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。 ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったと評価し、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成23年度受講者については、25年1～2月 ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成23年度受講者については、25年1～2月 ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ホ 研修の修了者に対して、インターネットを

活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。	活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。	活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。
③ なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め平成23年の夏頃までに見直すものとする。また、その際には経費の縮減に努める。		
(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上
① 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を次の通り実施する。	各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を実施する。	各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実と寄与するたための専門性の向上を図ること。
(第一期) 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 募集人員：80名 実施期間：平成23年5月9日～平成23年7月8日		なお、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じて講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるような措置すること。
(第二期) 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 募集人員：80名 実施期間：平成23年9月6日～平成23年11月11日		また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れ、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めること。
(第三期) 視覚障害・聴覚障害教育コース 募集人員：40名 実施期間：平成24年1月11日～平成24年3月14日 募集人員計：200名		
② 研修の実施については、次の事項に留意する。 イ 事前学習用コンテンツを開発し、研究所ウェブサイトにインターネットを通じて視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。 ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。 ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、	イ 研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトにインターネットを通じて、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。 ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。 ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、	

修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修を重点化して実施すること。

なお、これらの研修については、受講者等の意見を踏まえつつ、その必要性やカリキュラム・研修内容等について逐次見直しを行い、研究所においては廃止を含め検討すること。

に、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成23年度受講者については、25年1～2月

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成23年度受講者については、25年1～2月

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各2～3日程度の研修期間）を次のとおり重点化して実施する。

イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協

・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 ・発達障害教育指導者研究協議会 ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	会議 実施期間：平成23年7月25日～平成23年7月26日 募集人員：70名 発達障害教育指導者研究協議会 実施期間：平成23年8月4日～平成23年8月5日 募集人員：100名 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 実施期間：平成23年11月21日～平成23年11月22日 募集人員：70名 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 実施期間：平成23年11月28日～平成23年11月30日 募集人員：70名
② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。 イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。 ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラサ評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。	② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。 イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。 ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラサ評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成23年度受講者については、25年1～2月	ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。 (修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成23年度受講者については、25年1～2月

1～2月

- 二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。
- ホ 各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

- (4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援
- ① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。
- また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。

- ② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣するため、講師派遣基準を策定し、運用する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

- (1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援
- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進する。障害のある子どもへの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。
- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
- イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセスター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教

- 二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。
- ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

- (4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援
- ① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。
- イ 配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。
- ロ 講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに800機関以上確保する。
- ② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

- (1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援
- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進する。障害のある子どもへの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。
- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
- イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセスター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教

- (4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援
- 各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、インターネットを活用できる基礎的な関係者等が利便かつ円滑に活用できる研修コンテンツの提供を行い、各都道府県等の取組を積極的に支援すること。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

- (1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援
- 各都道府県の特別支援教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育相談に関するコンサルテーションを対し、教育相談に、教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセスター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進めること。なお、教育相談情報提供システムについては、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うこと。

整備に当たっては、研究所が行う教育相談事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携を推進し、教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。	育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの利活用状況を毎年評価し、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う（２）①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 教育相談年報については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。 ハ 日本人学校等への支援を充実する。	育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。 また、教育相談情報提供システムの利活用状況を毎年評価し、必要に応じて運用を見直す。 特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う（２）①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 教育相談年報については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。 ハ 日本人学校等への支援を充実する。
(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。	(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。	(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 研究所で行う教育相談については、発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、各都道府県では対応が困難な教育相談等を実施すること。
4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 (1) 研究成果の普及促進等 ① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所等セミナーの開催等とともに、学会発表等により研究成果の普及を図る。	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 (1) 研究成果の普及促進等 ① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所等セミナーの開催等とともに、学会発表等により研究成果の普及を図る。	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 (1) 研究成果の普及促進等 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、教育関係者はもとより広く一般にも公開し、研究成果等の普及を図ること。その際、研究所等セミナーの開催や報告書の刊行、学会発表、インターネット等による研究成果の普及に努めること。

また、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への研究成果の普及を積極的に行うこと。	加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。 ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上に おいて中期目標期間中500件以上発表する。 ③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトに掲載する。 イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。 ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。	加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。 ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上に おいて中期目標期間中500件以上発表する。 ③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトに掲載する。 イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。 ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。
(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 ナショナルセンターとして特別支援教育に関する国内外的な情報を収集し、特別支援教育に関内外に提供すること。 特に発達障害教育については、教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用した情報提供を行うとともに、発達障害についての理解啓発活動を行うこと。	(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 ① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。 イ インターネットを活用し、ウェブサイトにから特別支援教育に関する情報を提供する。 ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとするとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトに情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。 ハ メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。 イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外的な図書・資料等（とりわけ	加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。 ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上に おいて100件以上発表する。 ③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトに掲載する。 イ 研究紀要第39巻を刊行する。 ロ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。
(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 ① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。 イ 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮して再構築し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとするとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトに情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。 ハ メールマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。 イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外的な図書・資料等（とりわけ	(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動 ① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。 イ 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮して再構築し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとするとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトに情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。 ハ メールマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。 ② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。 イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外的な図書・資料等（とりわけ	加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。 ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上に おいて中期目標期間中500件以上発表する。 ③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトに掲載する。 イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。 ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。 ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。 ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。 ④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。 ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入力できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。 ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。 また、データベース件数を年間500,000件以上確保する。 ③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。 イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2011in横須賀」を開催する。 主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校 共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんなろぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及策について検討する。 ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。 ④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供 イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。 ロ 国際交流に関する刊行物については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。	実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。 ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入力できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。 ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。 また、データベース件数を年間500,000件確保する。 ③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。 イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。 ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。 ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。 ④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供 イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。 ロ 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。	Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 (1) 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを縮減すること。 中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年
実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。 ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入力できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。 ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。 また、データベース件数を年間500,000件以上確保する。 ③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。 イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2011in横須賀」を開催する。 主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校 共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんなろぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及策について検討する。 ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。 ④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供 イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。 ロ 国際交流に関する刊行物については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置 (1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行なった上で、適切に見直しを行う。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのべき措置 (1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行なった上で、適切に見直しを行う。

度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。	退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。 なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。	退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。 さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。	退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。 さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。	退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。 さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。
退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。 なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。	(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。	(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。 (点検・見直しを行う観点) ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。 ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。 ・契約が一般競争性が確保されているか。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組みとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組みとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。
(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。 (点検・見直しを行う観点) ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。 ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。 ・契約が一般競争性が確保されているか。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組みとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施し、1%以上の削減を図る。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組みとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施し、1%以上の削減を図る。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組みとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施し、1%以上の削減を図る。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組みとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施し、1%以上の削減を図る。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。

(3) 内部統制及び情報セキュリティについては、適切に行うとともに、充実・強化を図ること。	(4) 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。	(4) 内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。
IV 財務内容の改善に関する事項 (1) 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 ① 自己収入の確保 積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。 ② 固定的経費の節減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 (2) 財務内容の管理・運営の適正化を図ること。	(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
III 予算、収支計画及び資金計画 (1) 中期計画予算 別紙のとおり (2) 平成23年度～27年度収支計画 別紙のとおり (3) 平成23年度～27年度資金計画 別紙のとおり	III 予算、収支計画及び資金計画 (1) 平成23年度予算 収入 運営費交付金 1,113,582千円 施設整備費補助金 1,081,622千円 自己収入 28,440千円 3,520千円 支出 運営費事業 1,113,582千円 人件費 1,085,142千円 業務経費 803,350千円 施設整備費補助金事業 281,792千円 28,440千円 (2) 平成23年度収支計画 費用の部 1,085,142千円 収益の部 1,085,142千円 (3) 平成23年度資金計画 資金支出 1,113,582千円 業務活動による支出 1,085,142千円 投資活動による支出 28,440千円 資金収入 1,113,582千円 業務活動による収入 1,085,142千円 投資活動による収入 28,440千円	III 予算、収支計画及び資金計画 (1) 平成23年度予算 収入 運営費交付金 1,113,582千円 施設整備費補助金 1,081,622千円 自己収入 28,440千円 3,520千円 支出 運営費事業 1,113,582千円 人件費 1,085,142千円 業務経費 803,350千円 施設整備費補助金事業 281,792千円 28,440千円 (2) 平成23年度収支計画 費用の部 1,085,142千円 収益の部 1,085,142千円 (3) 平成23年度資金計画 資金支出 1,113,582千円 業務活動による支出 1,085,142千円 投資活動による支出 28,440千円 資金収入 1,113,582千円 業務活動による収入 1,085,142千円 投資活動による収入 28,440千円
IV 短期借入金金の限度額 限度額3億円 短期借入金金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 V 重要な財産の処分等に関する事項 (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。	IV 短期借入金金の限度額 限度額3億円 短期借入金金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 V 重要な財産の処分等に関する事項 (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。	IV 短期借入金金の限度額 限度額3億円 短期借入金金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。 V 重要な財産の処分等に関する事項 (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

(2) 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討する。	(2) 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。
Ⅵ 外部資金導入の推進 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。 自己収入の目標額：１２，７００千円	Ⅵ 外部資金導入の推進 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。
Ⅶ 剰余金の使途 平成２３年度は該当しない。	Ⅶ 剰余金の使途 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。
Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際の研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際の研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。
(2) 施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。 (平成２３年度の施設整備予定) 東・西研修員宿泊棟居室環境等改善工事 (平成２３年度研究所公開) 平成２３年１１月５日	(2) 施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。
(3) 人事に関する計画 ① 方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。	(3) 人事に関する計画 ① 方針 研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。
Ⅵ その他業務運営に関する重要事項 (1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際の研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。 (2) 施設・整備に関する計画 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。 (3) 人事に関する計画 ① 質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図ること。 ② 事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項 (1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際の研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。 (2) 施設・整備に関する計画 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。 (3) 人事に関する計画 ① 質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図ること。 ② 事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。

② 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,102 百万円 但し、上記の額は、国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。	② 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図り、適切な数となるよう努める。
③ その他 ・客員研究員等の活用による研究活動の活性化 ・人事交流の促進	③ その他 ・客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。 ・教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。
(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画 電子計算機の賃貸借期間平成24年12月から28年11月までの4年間	(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画 平成23年度は該当しない。

2 外部評価（研究活動）結果報告書

目 次

○外部評価（研究活動）結果の概要について	24
1. 評価体制について	
2. 評価の対象について	
3. 評価方法について	
4. 評価結果について	
○平成23年度外部評価対象研究課題一覧	26
○総合評価結果	27
○外部評価結果個表	31
終了課題	31
初年度評価対象課題	44
○参考資料	47
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
外部評価（研究活動）に関する要項	49
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の	
外部評価（研究活動）における評価項目等について	51
外部評価部会委員名簿	61

外部評価（研究活動）結果の概要について

平成24年6月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

運営委員会外部評価部会長

松 為 信 雄

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員会外部評価部会では、研究所の研究活動の改善向上に資するため、平成23年度の研究活動の成果等に関する評価を行った。

評価に当たっては、運営委員会で決定した「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、評価の観点や評価法を明確にした上で、委員による研究成果報告書等の書面審査及び部会による検討を行い、最終的な評価結果を得るに至った。

以下にその概要を報告する。

1. 評価体制について

外部評価部会の委員は、大学の研究者、学校関係者、特別支援教育センター関係者及び医療福祉関係者等によって構成される。その選定は、次の手続きにより、専門分野（身体障害、発達障害等）のバランス等にも考慮して行われた。

（1）運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者

（2）運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者

2. 評価の対象について

評価対象は、平成23年度に終了した専門研究13課題、及び平成23年度から24年度の2か年計画で実施する専門研究（重点推進研究としたもの）2課題とした。

3. 評価方法について

評価は、各研究課題について、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又はこれに代わるもの（刊行物については、当該刊行物）を資料とし、研究課題の特性、障害種・教育の場を考慮し評価者を選定し分担する形をとった。

（1）観点ごとの評価

評価に当たっては、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、「(1)研究課題設定の意義」、「(2)研究計画の遂行状況」、「(3)研究の成果」、「(4)研究成果の公表」の4項目について、5段階で評価した。また、これらのうち「(1)研究課題設定の意義」と「(3)研究の成果」については、それぞれ2つの評価の観点に分けて5段階で評価し、それらの結果を総合することとした。

（2）総合評価

前記の観点ごとの評価を踏まえ、総合的な評価（総合評価）を5段階で行うこととした。

4. 評価結果について

今回評価した 15 課題の総合評価は、5 段階評価において、A＋評価（非常に優れている）とされた課題は 1 課題、A 評価（優れている）とされた課題は 14 課題という結果であった。

（研究課題の内訳）

①終了課題	13 課題・・・A＋； 1 課題、A； 12 課題
②初年度評価対象課題	2 課題・・・A； 2 課題
※5 段階の評点	A＋（5 点）：非常に優れている
	A（4 点）：優れている
	B（3 点）：普通である
	C（2 点）：劣っている
	C－（1 点）：極めて劣っている

今回の総合評価の結果は、A＋評価は 1 課題、A 評価は 14 課題と、総じて良い評価結果であり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「特総研」という。）において、国の政策や教育現場の喫緊の課題に対応した研究活動が的確に進められていることが窺えた。

例えば、総合評価が A＋評価となった「特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業教育支援プログラムの開発」は、学校指導要領改訂に当たっての観点として重視された特別支援学校の進路、職業指導の充実に関わるものであり、国の施策推進や学校教育関係者のニーズにも対応する研究である。全国の特別支援学校高等部の全障害種を対象にした全国調査の結果から、進路指導・職業教育の具体的な必要事項を盛り込んだ支援プログラムをとりまとめ、提示されたことは意義が深い。また、計画から実施まで一貫した研究がされており、更に学会での発表などに加えて、Web サイト上での全国調査の公開や国際セミナーでの公表等を行っており、各学校の進路指導・職業教育に関する教育課題に応え得る研究として、その成果の活用が期待できる。

初年度評価を実施した専門研究 A（重点推進研究）2 課題については、いずれもインクルーシブ教育システムに関する 2 か年研究であり、総合評価は A 評価となった。これらは、インクルーシブ教育システムの構築に向けた今後の取組に資することを目的とした研究であり、国の政策立案や施策推進の観点から極めて高い意義がある。このことから、評価においては、研究成果への期待の高さが窺える結果となった。

以上、いくつかの例を示し述べたように、特総研の研究においては、特別支援教育推進のための横断的な研究や各障害種の特性を踏まえた専門的な研究が高いレベルで行われていることが窺えるが、各研究課題の評価に当たっては、各委員それぞれの立場から有用な指摘をいただいている。特総研においては、こうした指摘を今後の研究活動推進の参考にさせていただきたい。

特総研は、平成 23 年度から第 3 期中期目標・中期計画期間に入ったが、障害者の権利に関する条約の批准を視野に入れたインクルーシブ教育システムへの対応など、特総研に寄せられる期待はますます大きくなっている。第 3 期から導入した新たな研究の枠組みである中期特定研究制度等も生かしつつ、特総研が我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育等の充実に大きく寄与されることを期待したい。

平成23年度外部評価対象研究課題一覧

	研究種別	研究課題名(研究の類型)	研究代表者	研究期間
○終了課題				
1	専門研究A (重点推進)	特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する 実際的研究(イ)(平成22～23年度)	柘植 雅義	平成22年度～ 平成23年度
2	専門研究A (重点推進)※	デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査・研究(イ)(ロ) (平成23年度)	金森 克浩	平成23年度
3	専門研究A	特別支援教育におけるICF-CYの活用に関する研究－活用のための方法試案の実 証と普及を中心に－(ロ) (平成22～23年度)	徳永 亜希雄	平成22年度～ 平成23年度
4	専門研究A	特別支援学校高等部(専攻科)における進路指導・職業教育支援プログラムの開発 (イ)(ロ) (平成22～23年度)	原田 公人	平成22年度～ 平成23年度
5	専門研究B (重点推進)	特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育 課程に関する研究－必要性の高い指導内容の検討－(イ)(ロ)(二) (平成22～23年度)	井上 昌士	平成22年度～ 平成23年度
6	専門研究B (重点推進)	特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実際－習得状況 の把握と指導内容の編成及び実践を中心に－(イ)(ロ)(ハ) (平成22～23年度)	廣瀬 由美子	平成22年度～ 平成23年度
7	専門研究B (重点推進)	発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際的研究－ 幼児教育から後期中等教育への支援の連続性－(ロ)(二) (平成22～23年度)	笹森 洋樹	平成22年度～ 平成23年度
8	専門研究B	軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究(ロ) (平成22～23年度)	原田 公人	平成22年度～ 平成23年度
9	専門研究B	言語障害のある子どもの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・ 方法に関する研究－通常の学級と通級指導教室の連携を通して－(ロ) (平成22～23年度)	牧野 泰美	平成22年度～ 平成23年度
10	専門研究B	肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導 に関する研究－教科学習の充実をめざして－(ロ)(二) (平成22～23年度)	長沼 俊夫	平成22年度～ 平成23年度
11	専門研究B	特別支援学校(病弱)のセンター的機能を活用した病気の子ども支援ネットワークの 形成と情報の共有化に関する研究(ロ) (平成22～23年度)	西牧 謙吾	平成22年度～ 平成23年度
12	専門研究B	発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究－二次障害の予防的対応 を考えるために－(イ)(ロ) (平成22～23年度)	笹森 洋樹	平成22年度～ 平成23年度
13	専門研究B	小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関す る実際的研究(ロ) (平成23年度)	田中 良広	平成23年度
○初年度評価対象課題				
14	専門研究A (重点推進)※	インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関 する研究(イ) (平成23～24年度)	澤田 真弓	平成23年度～ 平成24年度
15	専門研究A (重点推進)※	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への 配慮や特別な指導に関する研究(イ) (平成23～24年度)	藤本 裕人	平成23年度～ 平成24年度

※中期特定研究

(研究の類型)

○平成23年度

イ 特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究

○平成22～23年度

イ 特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究

ハ 国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究

二 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究

総 合 評 価 結 果

○終了課題

専門研究 A（重点推進研究）

研究課題（研究の種類）	総合評価	評価結果のポイント
特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究（イ） （平成22～23年度）	A	学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の編成状況について、全国的且つ多角的に把握した本研究は、今後の望ましい教育課程の編成の基礎となる貴重なデータを提供するものである。また、調査データの分析は今後の教育課程編成への重要な資料となることが期待される。
デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査・研究（イ）（ロ） （平成23年度）	A	デジタル教科書の研究は、今後も障害の枠を超えて、国の政策や教育現場に広く活用できる意義の高い研究である。研究の方法については、改善の余地はあるが、単年度という制約の中で、ガイドライン試案を提案しており、その試案に基づいてさらなる研究の発展が期待できるという点で、優れていると考えられる。

専門研究 A

研究課題（研究の種類）	総合評価	評価結果のポイント
特別支援教育における ICF-CY の活用に関する研究－活用のための方法試案の実証と普及を中心に－ （ロ） （平成 22～23 年度）	A	ICFの考え方を教育実践の中で活用していくことは、特別支援教育を推進する上で重要な意味を持つと考えられる。本研究は、現場での使いやすさを考えた新たなツールや手順を開発し、さらに、現場での実践事例を豊かに提示しており、実践への貢献度が非常に高いものであると評価できる。広く現場で活用されるよう、今後の対応に期待したい。
特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業教育支援プログラムの開発（イ）（ロ） （平成22～23年度）	A+	全国の特別支援学校高等部の全障害種を対象にした全国調査の結果から、整理された4項目を挙げ、進路指導・職業教育の具体的な必要事項を盛り込んだ支援プログラムとしてまとめ、提示されたことは高い意義がある。計画から実施まで一貫した研究がなされ、研究協議会を開催し、研究過程での成果の公表が行われており、研究成果報告書も非常によくまとまっている。

専門研究B（重点推進研究）

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究－必要性の高い指導内容の検討－（イ）（ロ）（二） （平成22～23年度）	A	「必要性の高い指導内容」が判明したことは、今後の教育課程・指導計画をつくる上で、汎用性の高い成果が得られたものと考ええる。これを軸に、具体的実践や教育課程編成に生かすための検討を行っていただき、さらに還元できる成果として公表されることも期待したい。
特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実態－習得状況の把握と指導内容の編成及び実践を中心に－（イ）（ロ）（ハ） （平成22～23年度）	A	特別支援学級の実態等を踏まえた実践研究であり、その成果は、学校現場に還元できる内容である。研究成果報告書とともに、別冊として実践集が作成されていることは、適切な公表として高く評価できる。 また、今後更に、小学校等の通常の学級における国語科指導と特別支援学級における国語科等の指導との関連についても研究を進めるなどして、自閉症のある子供の教育の充実に努めることを期待する。
発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実地的研究－幼児教育から後期中等教育への支援の連続性－（ロ）（二） （平成22～23年度）	A	本研究の意義は非常に高く、かつ成果を出すのが容易ではない困難な研究課題である。通常の学級の担任にとって、学級サポートプランが有効な支援ツールとなることを提起した意義は大きい。 ただし、連続性をサブテーマにもちながら研究に統一性が感じられないのは残念である。

専門研究B

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究（ロ） （平成22～23年度）	A	全国の聾学校・難聴学級等に通っている軽度・中等度難聴児の様々な実態がデータとして示されたことは大きな研究成果である。指導事例も豊富にあり、軽度・中等度難聴児に対する指導・支援の在り方のモデルを提供している。 今後、地域ごとにみられた特徴の具体的な対応策を検討し、更に軽度・中等度難聴児の言語力、学力の実態をより明らかにし、難聴児が在籍している通常学級教師向けの情報を提供することなどが望まれる。
言語障害のある子どもの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・方法に関する研究－通常の学級と通級指導教室の連携を通して－（ロ） （平成22～23年度）	A	文献研究から始まり、全国規模の調査、関係者による多数回のディスカッション、具体的な取組の提案とその事例的な検証を行っていることなどから、本研究は言語障害児教育において非常に価値のある研究である。通級指導教室の担当者からの視点ばかりでなく、通常の学級担任からの視点からも研究を進め、連携に必要な知見を示したことは大いに評価できるものである。

肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究－教科学習の充実をめざして－（ロ）（二）（平成22～23年度）	A	通常の学級における肢体不自由のある児童生徒の教科学習にも活用できる内容であり、多くの教育現場で実践することで本研究は更に意義をましえていくと考えられる。 今後、小集団での指導の在り方や少人数でのコミュニケーション力の育成に向けた指導方法の研究につなげられることを期待する。
特別支援学校(病弱)のセンター的機能を活用した病気の子ども支援ネットワークの形成と情報の共有化に関する研究（ロ）（平成22～23年度）	A	情報共有がほとんどなされてこなかった病弱教育において、指導案という実践レベルの知識共有へ向けて、システム化の歩みが進められたことの意義は極めて大きい。これからの特別支援教育の進展に重要な視点を提供してくれる研究である。 そのためには、システム構築上の課題や情報の活用における課題等を適切に分析かつ整理し、報告書として読み手に分かりやすく記述する努力が重要である。
発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究－二次障害の予防的対応を考えるために－（イ）（ロ）（平成22～23年度）	A	二次障害の概念整理及び先行研究の活用から始まる発達障害そのものに対する優れた研究であるということだけでなく、発達障害をもつ子どもに係る全ての大人たち、特に保護者への研究アプローチが行われているところに、その特徴がある。 更に成果を、実際の実践、担当者研修や担当教員の研究大会、教育指針などに活用しやすいようにする今後の取組を期待したい。
小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究（ロ）（平成23年度）	A	時代背景や社会の要請と相まって研究が進められ、本研究の知見は盲学校の役割や児童生徒に対する支援の求められる視覚障害に対応する豊富な内容の成果であり、研究の期間としては短いが優れた研究であると評価する。 研究成果の情報発信については、更なる検討を望む。

○初年度評価対象課題

専門研究 A（重点推進研究）

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（イ） （平成23～24年度）	A	本研究はインクルーシブ教育を担当する教員等の専門性向上に関する研究である。その内容は、我が国の教育に関する重要な課題であるインクルーシブ教育システム構築へ寄与する意義深いものと言える。 また、インクルーシブ教育自体を課題とした研修講座は開設されていないという現状から、次年度に提案される研修カリキュラムのモデル案は、国の施策立案や地方自治体の新たな研修体制構築に向けて、大いに期待されるものである。
インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究（イ） （平成23～24年度）	A	本研究の最終目的を「Good Practice」の提示と位置づけていることは、インクルーシブ教育システムの構築・実現に向けて、極めて意義があるものと評価する。 24年度に向けての課題も明確に示されており、最終報告において具体的で詳細な公表をされることを期待する。

○終了課題

専門研究A(重点推進研究)

(外部評価:コメント記述)

特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究(イ)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○各学校における実態を詳しく調査し分析して教育課程の課題と現状を把握することはとても重要であり、今後の特別支援教育の方向性を考える上で重要な研究と思われる。 ○新しい学習指導要領を踏まえた特別支援学校の教育課程編成について、全国調査と訪問調査により、その実態を明らかにし、教育課程の在り方を検討する本研究は、次期の学習指導要領改訂に向けての資料提供という意味においても、その意義は大きい。 ○新学習指導要領の改訂を踏まえ、実態調査に基づく、教育課程編成の在り方を考究する本研究は、国や地方自治体の政策立案や施策推進に寄与するばかりでなく、各学校の教育内容の充実に資するものと、高く評価できるものである。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○計画通り行われ、調査の回収率も80%を越えている。その後の分析・検討も十分行われていることが報告書から読み取れる。 ○研究計画通りに遂行されていると判断される。 ○全国の特別支援学校への質問紙調査の実施、その分析と考察、8校の研究協力校への訪問調査等、計画通り遂行されていると評価できる。
	(3) 研究の成果	A	○障害のある児童・生徒の実態が多様化する中で、各学校が教育課程編成においても児童・生徒に応じた工夫をしている実態が分かる。本研究において具体的に工夫されている部分を分析し方向性を出している点は今後の活用に大きく期待できる。 ○特別支援学校を対象にした全国調査および研究協力校への実地調査という、定量的な側面と定性的な側面の両面から教育課程の実態を把握し、考察されている。これらの知見は、国の政策立案や施策推進への寄与の可能性に加え、地方自治体や学校現場においても活用の可能性が期待されるものと評価できる。 ○全国の特別支援学校の教育課程の編成状況を明らかにして、その課題を多角的に提示したことは評価できるが、さらに個別・具体的な編成状況を把握した上で、国の政策立案に結びつくような、「望ましい教育課程の在り方」を実現するための、より積極的な提言を行うことが期待される。
	(4) 研究成果の公表	A	○速報版の作成、中央教育審議会への参考資料の提供など公表が適切に行われている。 ○研究成果の公表は適切に計画され、実施されている。一方で、細かな資料等まで含めるため研究成果報告書のページ数が多くなるのは仕方がないが、地方自治体や学校現場においてより広く活用してもらうことを考えると、コンパクトに全体像を示すなど読みやすい工夫が望まれる。 ○調査結果の速報版の作成・配布や、学会での発表、中央教育審議会への資料提供など、研究成果の公表は適切に行われている。今後は、国・地方自治体及び各学校における取組にも役立よう、全国の指導主事が集まる教育課程説明会や、筑波での中央研修等あらゆる機会を捉えて、一層の普及を図ることが期待される。
2 総合評価	A		○教育課程編成において貴重なデータを提供するとともに、調査データの分析は今後の教育課程編成への重要な資料となることが期待される。 ○当初の計画通り研究が実施され、貴重な情報提供がなされており、総合的に十分な成果が得られていると評価できる。また、大規模な全国調査と広域における訪問調査は、国立特別支援教育総合研究所でなければ実施困難な研究であり、ある意味で国立特別支援教育総合研究所らしい研究であり、そうした点でも評価したい。 ○学習指導要領の改訂を踏まえた教育課程の編成状況について、全国的且つ多角的に把握した本研究は、今後の望ましい教育課程の編成の基礎となる、貴重なデータを提供するものである。
備考			

デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査・研究(イ)(ロ)(平成23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○文部科学省の教育の情報化ビジョン等において障害のある子どもにとってアクセシビリティの高いデジタル教科書の重要性が示されている。また、特別支援教育の学びの場においては児童生徒の学習上の困難を改善克服し児童生徒が操作しやすいデジタル教科書の作成が急務となっている。また、合理的配慮の提供という観点からも重要なテーマである。このような背景からみると本研究の意義は高いと考えられる。 ○コンピュータに障害者のためのアクセシビリティがあるように、教科書の電子化のためのアクセシビリティは必要である。小中学校の教科書の電子化の検討と並行して今後の教科書の在り方を考える時期にきている。 ○デジタル教科書は今後の特別支援教育の推進に欠かせない研究であることから課題設定の意義は高いと評価できる。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○単年度研究という制約の中で研究計画が作成されて、研究が実施されているが、方法的に改善の余地があると思われる。具体的には、資料収集の在り方、資料に基づくガイドライン試案の作成手続き等についてはご検討いただければ幸いである。ただし、次年度への発展の基礎を作ったということで評価できるので、さらなる研究の進展を期待している。 ○計画通り進められている。今後、デジタル教科書のメリットでもある動画の扱いなどさらに検討が進められることを期待している。 ○概ね予定どおり遂行されている。
	(3) 研究の成果	A	○研究の方法に改善の余地があるとはいえ、ガイドライン試案の作成、ICT活用調査について、その内容はこれからの研究発展のために示唆に富んでいると考えられる。成果として得られた知見を生かして研究を進展させていただきたいと願っている。 ○デジタル教科書のガイドライン試案が作成されたことの意義は大きい。 ガイドラインの作成をすすめるとともに、デジタル教科書による利点を追及していくことが必要である。 ○第一目標である「デジタル教科書のガイドライン」(試案)が作成されたことは大きな成果である。今後多くの自治体での活用ができるようになる。
	(4) 研究成果の公表	A	○Webでの公開、研究成果報告書の刊行、学会での発表などを単年度研究という制約の中で行っており、優れていると考えられる。また、今回新たに報告書サマリーが作成されている。詳しい成果報告書だけでなく、短い時間で理解しやすいサマリーを積極的に活用して、情報発信をしていくこともお願いしたい。なお個人的には、NISE RESEARCH SNAPSHOTはコンパクトでしかもかなり分かりやすいものであると思っている。このNISE RESEARCH SNAPSHOTをさらに活用して情報発信していくこと「例えば、研究所メールマガジンに添付」も考慮していただければ幸いです。 ○今後、研究を進め、成果を発表し、政策に反映することを期待している。 ○学会等でいっそう広く周知を行ってほしい。
2 総合評価		A	○文部科学省の教育の情報化ビジョン等に見られるとおり国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究である。また、教育現場等では児童生徒の学習上の困難を改善克服し児童生徒が操作しやすいデジタル教科書の作成が急務となっていることから意義のある研究である。単年度という制約の中で、ガイドライン試案を提案しており、その試案に基づいてさらなる研究の発展が期待できるという点で、優れていると考えられる。 ○今後、研究を進め通常の教科書のデジタル化を含めて検討することが必要である。インクルーシブ教育の推進とともに病気で治療・療養する児童生徒にとっても重要な研究である。 ○デジタル教科書の研究は、今後も障害の枠を超えて広く活用できるものであり、本研究の成果が評価できる。
備考			

専門研究A

(外部評価:コメント記述)

特別支援教育におけるICF-CYの活用に関する研究－活用のための方法試案の実証と普及を中心に－(口)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A +	○ICFの考え方は、今後の特別支援教育の実践現場においても一層重視されなければならない。それゆえ、その考え方の実証的な展開を目指した本研究の意義は高い。 ○障害が多様化するなかで、学校現場や自治体においてはICFの考え方を特別支援教育に生かすことは重要なことであり、大きな意義がある。 ○「ICFの考え方」の活用は、学習指導要領において示されていることとは言え、学校教育現場でどのように活用したらよいのか、その具体的な活用に関しては現場レベルの課題は残されたままとなっている。こうした現状において、チェックリストや電子化ツール等の開発、および活用可能性について現場レベルでの検討を行う研究の意義は極めて高い。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○平成18年度以降の教育現場におけるICF-CYの実証的な活用を中心に多角的に行われてきた一連の研究を総括するとともに、活用方法の試案についてその実証と普及を目指した計画である。実際の遂行は概ね達成している。 ○積極的に研究活動が行われている。多くの学校を対象にした調査も内容的にも評価できる。 ○理論編においては、ICF/ICF-CYの活用を目指した関連図作成手順や電子化ツールの開発が行われ、事例編においては開発されたツールの効果が検討され、特に、効果の実証については、他職種間連携への活用、生徒本人による活用、様々な障害種への活用と多様な事例によって検討されており、研究遂行状況は極めて優れていると評価できる。
	(3) 研究の成果	A	○教育現場で活用することを目的に、多角的で具体的な方法の実証と事例を、各障害種別に述べている。それゆえ、実践現場における貢献度は高いものと認められる。 ○活用支援ツールの開発と事例は、一定の成果が確認できる。 ○チェックリストやツール等現実的な提案と現場での実証がなされ、研究の目的として掲げられた「『ICFの考え方』を具体的な教育実践につなげていく」ことに十分応える成果となっている。
	(4) 研究成果の公表	A +	○雑誌、講義、研修会、研究所セミナー、さらには研究所Webサイトなどを通して、広範囲にかつ積極的に成果を公表している。 ○様々な機会での研究成果の公表が行われていることは、この研究の内容が現場で活用されることにあることから、十分な取組が行われたと判断できる。 ○研究報告書のみならず、コンテンツをWeb上に公開し、さらに、学会発表、シンポジウム、研修、出版物として研究成果を広く公表していることは高く評価できる。
2 総合評価	A		○ICF-CYの考え方を教育現場で活用するために、实际的で具体的な方法を多角的に提示している研究は、ほとんどない。その意味で、教育現場からの注目度も高く、また、本研究はそれに十分に当たっているとみなされる。 ○積極的に研究活動が行われていることと、内容的にも一定の成果をあげている。期待される研究内容であり、広く現場で活用されるような今後の対応を望みたい。 ○ICFの考え方を教育実践の中で活用していくことは、特別支援教育を推進する上で重要な意味を持つと考えられる。本研究は、現場での使いやすさを考えた新たなツールや手順を開発し、さらに現場での実践事例を豊かに提示しており、実践への貢献度が非常に高いものであると評価できる。 今後は、実践事例において指摘された課題へ取り組むことで、本研究の実証的な発展を期待する。
備考			

専門研究A

(外部評価:コメント記述)

特別支援学校高等部(専攻科)における進路指導・職業教育支援プログラムの開発(イ)(ロ)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○学習指導要領の改訂で職業指導、進路指導の充実が進められることを踏まえた課題設定であることから、国の施策推進に資する。併せて、教育現場のニーズにも応える研究である。 ○地方自治体や学校教育のニーズに応える研究として意義は大きい。 ○特別支援学校の進路、職業指導の充実は今行の学習指導要領でも示される観点として本研究の意義は高く、国の施策推進や学校教育関係者のニーズの対応にも資する課題である。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○全国の特別支援学校高等部（専攻科）への実態調査と研究協力校での支援ツールと進路指導・職業教育支援プログラムの検討等の計画は、概ね実施されている。 ○全国の特別支援学校への実態調査等、研究計画のとおり実施されている。 ○研究計画に沿い、実態調査から支援プログラムの検討までの確に遂行されている。
	(3) 研究の成果	A+	○全国調査の結果に基づき整理された進路・職業教育を支える4つの柱について、それらを実現する上での必要な課題と留意点が明確にまとめられている。 ○連携および支援等、課題と留意点が丁寧にまとめられている。また、研究をまとめ上げた意義は大きい。 ○全国の特別支援学校高等部の全障害種を対象にした全国調査の結果から、整理された4項目を挙げ、進路指導・職業教育の具体的な必要事項を盛り込んだ支援プログラムとしてまとめ提示されたことは意義深い。
	(4) 研究成果の公表	A+	○国際セミナーでの公表、アンケート調査結果の公表、学会での発表などに加えて、Webサイト上での全国調査の公開等、積極的に研究成果を公表するなど、積極的な研究成果の普及が講じられている。 ○日本特殊教育学会での発表やWebサイトでの公表、特別支援学校への配布等、多岐にわたり積極的に研究成果が公表されている。 ○全国調査結果のWebサイト公表、学会発表、特別支援学校進路指導・職業教育担当者研究協議会開催など広く研究成果の公表に努めている。
2 総合評価	A+		○計画から実施まで一貫した研究がなされ、報告書も全体的によくまとまっている。各学校の進路指導・職業教育に関する教育課題に応え得る研究としてその成果の活用が期待される。 ○研究の一環として研究協議会を開催したり、研究の過程での成果の公表が行われており、報告書としても全体的にまとまっている。 ○研究目的に挙げられた成果が得られており、まとまりのある大変優れた研究と評価できる。本研究は全障害種の特別支援学校を対象にした高い意義があるが、後半の課題の事例にも各障害種への検討があるとよいと思われる。
備考			

特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究ー必要性の高い指導内容の検討ー(イ)(ロ)(ハ)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○特別支援学校の高等部において軽度知的障害のある生徒は増加しており、その教育的対応の検討は喫緊の課題となっている。本研究は、こうした課題に対応するため、さまざまな観点からの資料を提供することが期待され、非常に有意義なものと思われる。 ○調査結果に示された通り、特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害生徒の割合が高く、教育課程を含め、急ぎ教育上の対応が求められている。 ○知的障害特別支援学校における高等部の軽度知的障害者は今後も増える傾向にある。学校現場の立場でも教育課程編成や教育内容の精選の立場から有意義な研究と考える。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○おおむね研究計画通りに遂行されていると判断される。 ○教育課程のモデル提示には至らなかったと思うが、今後、比重がおかれるべき「必要性の高い指導内容」が明らかになったことにより、教育課程編成の上で「汎用性」のある「コア」が示された。これが現場にどのように適用されるとよいかまで示唆されるとよかったのではないかと。しかし、ほぼ当初の成果に肉薄する計画遂行であったと考える。 ○計画的に進んでいると判断できる。
	(3) 研究の成果	A	○特別支援学校高等部における軽度知的障害のある生徒のための教育課程の実態や必要性の高い指導内容を明らかにできたことは評価できる。また、研究協力機関、研究協力パートナー校の実践報告は学校現場等での活用も期待できる内容となっている。しかしこの部分は、学校側の紹介とそれに対する簡単なコメントだけで終わるのではなく、研究者側でのさらなる整理と総合的な考察があればより理解が深まったのではないかと。 ○諸外国の事情についての内容も興味深かった。本研究の結果、軽度知的障害生徒向けに「必要性の高い指導内容」が判明したことにより、これを含んだ教育課程・指導計画作成を行うことの、今後への意義が示唆されたと考えられる。これを展開・活用し、学校や生徒の事情に応じた実践へと展開を図ることにより、一層の成果も見込まれるのではなかろうか。 「必要性の高い指導内容」に着目することは、高等部以前の指導との系統性を考えることや高校における特別支援教育の内容にも関連すると思われる。具体的にどのように活用するとよいかの指摘は、この段階では多くはないが、今後の実践に内包する意義は高いと思われる。 ○質問紙調査によるデータは非常に興味深いものであるが、その分析や今後の提言については現場が期待するものが十分示されていないと感じた。
	(4) 研究成果の公表	A	○研究成果の公表は適切に計画され、実施されている。 ○妥当と考える。さらに成果を検討・咀嚼して、校長会や関係団体等を通し、特別支援学校高等部に対する直接的な還元を図ることも今後期待したい。 ○校長会や日本特殊教育学会での情報提供は現場の参考になったと思うが、一部の人数に限られている。現場等で多くの関係者が参考にできるような工夫を望みたい。
2 総合評価	A	○特別支援学校の高等部において軽度知的障害のある生徒は増加しており、その教育的対応の検討は喫緊の課題となっている。全国的な調査において、そうした生徒に対する指導内容の実態と課題を明らかにした点で意義ある成果をもたらしたと評価できる。 ○調査結果から明らかになった高等部における軽度知的障害生徒の多さは、本研究の必要性を裏付けたと考えられる。教育課程のあり方への接近が方法的に容易ではなかったものと推測されるが、結果として、「必要性の高い指導内容」が判明したことは、今後の教育課程・指導計画をつくる上で、汎用性の高い成果が得られたものとする。これを軸に、具体的実践や教育課程編成に生かすための検討を行っていただき、さらに還元できる成果として公表されることも期待したい。 ○今後の特別支援学校の課題を考えると、学校現場においてはより直接的に参考なり、国の政策への提言にもなる興味深い研究と思われる。広く結果を公開し、データを他の機関も含めて分析することを通じて、よりよい今後の改善研究につながるものとする。	
備考			

特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実態一習得状況の把握と指導内容の編成及び実践を中心にー(イ)(ロ)(ハ)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1	評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	○自閉症・情緒障害特別支援学級の教育がもつ課題は、その学級数に比し、実践に向けての研究が乏しいなどのため大きい。学級での具体的な実践に寄与する本研究の価値は高い。自閉症教育研究自体の必要性も高く、本研究の意義もその分大きいものがある。 ○自閉症の子供のための特別支援学級は、特別支援教育の進展の結果、毎年、数が増加している。その意味で、指導の在り方が、学校現場の喫緊の課題となっている。こうした現状認識のもと、具体的な指導の充実を図るための本研究の意義は大きい。しかも、対象となる児童生徒を絞り、国語科の年間指導計画や一単位時間の授業案の収集、分析は、実践的な研究としての意義も高いと認められる。 ○自閉症児童生徒の国語科指導のあり方に関する本研究の取組は、各学校の教育実践において、高い意義を持つものと考ええる。また、今後の学習指導要領改訂にも関係する内容であり、引き続き、発展させていただきたい研究である。
		(2) 研究計画の遂行状況	○国語に絞った等の計画変更はあるが、絞った分、具体的な実践と結びつけた進捗がなされたと考えられ、成果を実践に反映させる上では、意味ある変更と思われる。成果を着実に得た遂行として評価した。 ○PDCAサイクルでの研究を進めるため、まず、国語科の学習評価の方法について検討し、その成果である学習評価シートを用いて、更に授業実践の工夫を行い、その経過を事例研究としてまとめている。研究協力校との連携など、適切な計画のもとに研究が進められ、二分冊で報告書をまとめている点などに、計画遂行の努力が認められる。 ○研究課題に対して、研究報告書及び実践集の内容を見る限り、適切な研究計画であり、又適切に遂行されたものと考ええる。
		(3) 研究の成果	○実践段階で使用できる域までの研究が実施され、実効的な成果は大きいと考えられた。現職者研修上の意義もある。現場で大きな比重を占める教科指導を進めるための実践的な方策が明らかになった点で意義は大きい。実践例も参考になる。 一方、自閉症の特性への対応が教科指導でも関連することもはっきりしたため、自立活動の内容との関係、あるいは個々への指導上の配慮をどのように行うかなどの課題も明確になり、今後の発展的研究が期待できた。 ○研究を進める上での大枠の考え方、経過等についてまとめた報告書と、研究協力校における実践をまとめた事例集の二冊に研究成果を整理した点が、学校現場での活用に寄与している。更に、個々の事例については、授業の反省や改善の視点、教材の工夫などの検討を加えるなどして、より一層、特別支援学級の担任のニーズにこたえられるようにすることが望まれる。 ○政策立案・施策推進及び学校教育等のニーズの両者に対して、貴重な研究成果を挙げたものと判断できる。特に学校現場にとって実践集は、今後、同様の研究を発展させる上で、有効な出発点となるものと期待できる。
		(4) 研究成果の公表	○別冊を実践現場向けに考慮するなど、成果公表へのよい配慮がうかがえた。自閉症・情緒障害教育関係者の大会など、実践者向けの具体的な情報提供や書籍刊行も期待したい。 ○学会発表等、研究の成果を適切に公表している。特に、専門研修等の機会を通じて、より具体的に研究の経緯や実践の背景等について解説したり、学校現場の課題を収集したりするなどして、特別支援学級の担任の指導力の向上に寄与することが期待される。 ○研究成果報告書とともに、別冊として実践集が作成されていることは、適切な公表として高く評価できる。公表の対象に応じて適切に活用できる本研究の報告の形態は、今後とも続けていただきたい。
2	総合評価	A	○国語のみに留めた計画変更はあったが、実践に通用する余地の高い研究域まで実施できている。特別支援学級担任への効用も見込まれ、現場ニーズにそった研究成果があったと考えられる。今後の研究課題も明確になったと思われるため発展を期待したい。 ○特別支援学級の実態等を踏まえた実践研究であり、その成果は、学校現場に還元できる内容である。今後更に、小学校等の通常の学級における国語科指導と特別支援学級における国語科等の指導との関連についても研究を進めるなどして、自閉症のある子供の教育の充実に努めて欲しい。 ○自閉症児童生徒の国語科のあり方を検討した本研究は、今後さらに充実させる必要のある研究領域に大きく寄与する研究である。また、研究成果は、教育課程の今後の検討や学校現場でのニーズに応えるものであり、その広報の方法についても評価できる。
備考			

発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究—幼児教育から後期中等教育への支援の連続性—(イ)(ロ)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1	評価項目ごとの評価		
	(1) 研究課題設定の意義	A	○発達障害について、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に至る支援の連続性という視点での早期からの一貫した教育的支援は、重要なテーマであり、本研究の課題設定は有意義なものとして高く評価できる。 ○発達障害のある子どもの指導に関しては、小学校から中学校への申し送り・連携等により継続的な指導体制は、これまでも進めていくことができていく。幼から小へのつながり、中から高への引き継ぎ等に関しては、不十分なところがあった。生涯にわたる一貫した系統的な指導の体制づくりは意義深いものと判断する。 ○発達障害のある子どもへの支援について、特に通常の学級における小学校から中学校支援の連続性については、学校現場共通の喫緊の課題であり、各学校で対応を模索しているところである。この観点から、学級サポートプランの検証及び支援の連続性に焦点をあてた支援モデルの提案という研究課題の設定には意義があるといえる。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○幼稚園段階から高等学校段階まで各段階において、ほぼ研究計画通り遂行されている点については評価できる。しかしながら各段階においてそれぞれ研究が完結している。いくつかの小さな研究が有機的に結びついて1つの大きなテーマの研究となっているのではなく、それぞれが独立したまま完結しているという印象をもつ。 ○細密な研究計画を作成し、それにしたがって各学校段階における幼児・児童・生徒の発達状況を十分考慮した支援の在り方及びその結果について適切にまとめられていると判断する。 ○22年度の中間報告の内容についても十分に学校現場で活用できる内容になっていたが最終報告ではさらに現場での活用に基づいた充実した研究が遂行されたと評価する。
	(3) 研究の成果	A	○学級サポートプランの意図は理解できる。しかし、はたしてこれが多忙な小学校や中学校現場で実際に活用されるようになるのか、その疑問を解消できるような論拠が十分示されているとは思えない。 ○幼稚園や各学校で実際的な指導の在り方を視点とした研究としてまとめられている点を評価する。 ○本研究で得られた知見は、今後のインクルーシブ教育体制の構築において、発達障害のある子どもに対する支援の連続性の視点に基づいた政策立案や施策推進に貢献するものと評価できる。また、今後の課題についても的確に把握している。
	(4) 研究成果の公表	A	○研究成果の公表は適切に計画され、実施されている。ただし、結果の図表の表し方に統一感がなく、3Dの円グラフや棒グラフなど研究論文には適切とはいえない描き方のものが目につくので、修正が望まれる。 ○学級サポートプランの有効性に関しては評価に値する。また、支援ツールとしての各シートの活用については、各学校・各学級への広がりがある今後の課題となる。 幼・小・中・高間におけるスムーズな連続性の充実に期待するものである。 ○Webサイトにおける公開、関係学会での発表、研究所における専門研修での活用、論文投稿等、調査結果が出来るだけ早く学校現場に周知できるような公表方法を考えている。 加えて、地方自治体への直接的な公表等の具体的な提案があれば、学校現場への浸透は一層早まるであろう。
2	総合評価	A	○政策立案の面でも、学校現場における活用の面でも、本研究の意義は非常に高く、かつ成果を出すのが容易ではない困難な研究課題である。それぞれの段階で試みた研究課題への意欲は認めるが、研究成果として新たな知見が得られたかを問われると疑問が残る。連続性をサブテーマにもちながら研究に統一性が感じられないのも残念である。 ○発達障害もしくは発達障害と思われる子どもが、今後、更に通常の学級で学ぶ機会が多くなることが予想される。通常の学級の担任にとって、学級サポートプランが有効な支援ツールとなることを提起した意義は大きい。指導が各学校どまりで終わることなく、継続した一貫性のある指導が重要であるという考えが更に充実発展させていく取組に期待する。 ○義務教育各段階における発達障害のある子どもへの支援の在り方については、すでに各種の研究が行われ研究成果も著されている。 しかし、ライフステージを見据えた支援の連続性について学校現場のニーズに応えるものについては、その取組とそこから得られた成果の活用が待たれているところである。 本研究は、子どもの発達の各段階の学校現場のニーズに応えた非常に優れたものであるといえる。
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究(口)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○従来、聴覚障害児教育という重度の聴覚障害者が対象として想定されていたが、近年は軽度・中等度の難聴児に対する指導・支援の在り方が注目されてきており、時宜に合った研究テーマであると言える。これまであまり研究されておらず、実態も明らかでない分野であり、この研究課題設定の意義は極めて大きい。聴覚障害児教育の関係者が気にしていながら大がかりな調査になるのではなかなか手が出せなかった研究課題である。 ○新生児聴覚スクリーニングの普及により、聴覚障害の早期発見が可能になった。これにより、早期からのケアや治療ができるようになり、軽度・中等度難聴とともに、人工内耳装用児が増加してきた。こうした聴覚障害を取り巻く社会状況の変化に対応するために計画された本研究は、大変意義深いものであると考える。 ○軽度・中等度難聴児の実態把握や対応については、重度の聴覚障害児や重複障害児への対応に比較して、未だ十分ではない現状がある。インクルーシブな教育の進展に伴い、こうした子供達の就学先が多様化しているため、教育的な対応を適切に行う上でも、重要な研究課題と言える。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○平成22年度は全国の聾学校・難聴学級及び難聴通級指導教室、関係機関等を対象とした調査が計画され、聴覚障害児教育の領域としては極めて広範囲な調査を計画、実施し、軽度・中等度難聴児の実態を明らかにしている。平成23年度はそれに引き続き、軽度・中等度難聴児に対する支援や指導に関する調査を行っており、実態を明らかにするとともに指導事例の調査も実施することによってデータを踏まえた実情が浮き彫りになっている。2年間で一つのまとまりをもった研究計画になっており、計画通りに実施されている。 ○軽度・中等度難聴児に関係する機関に調査を実施し、実践事例もまとめるなど、計画的に研究が進められていたが、当初の研究目的であった学習上の課題まで検討できなかったことは、残念なことである。 ○当初の計画通りに研究を進め、特別支援学校（聴覚障害）や難聴特別支援学級、聴覚障害者情報提供施設・聴覚障害センターへの実態調査を実施し、その集計や分析を行うとともに、それぞれの場における対応の実情を事例としてまとめている。
	(3) 研究の成果	A	○全国の聾学校・難聴学級及び難聴通級指導教室等に通っている軽度・中等度難聴児の人数割合をはじめとした、様々な実態がデータとして示されたことは大きな研究成果である。また指導事例も豊富にあり、軽度・中等度難聴児に対する指導・支援の在り方のモデルを提供している。さらに、難聴児に関する理解啓発や保護者支援の重要性など、これまであまり注目されてこなかった支援の観点を示した意義も大きい。 ○軽度・中等度難聴とともに人工内耳装用児の現状と課題を調査し、具体的な実践事例も加えた研究は、今後の各現場での指導改善の方向性を示唆するものである。ただし、例えば、ろう学校では、東京は人工内耳装用児が1割、静岡は5割など、地域格差が生じており、これらの要因や背景、各地域のろう学校の具体的な対応策などの研究があると、より現場の役に立つと考える。 ○実態調査の結果を個々の質問ごとに図表等を用いながら、簡潔にまとめているので、機関ごとのポイントが把握しやすい。それゆえ、機関ごとに見られた特徴や課題と、事例とを関連付けるなどして、こうした子供達への適切な対応を探るための糸口等について、更なる検討や考察が望まれる。
	(4) 研究成果の公表	A	○研究の主な結果公表は全国聾学校長会への調査結果報告書の送付、関係諸機関へのリーフレットの配布、学会での発表などである。この研究の重要性、結果の有用性などを考えると、例えば、難聴特別支援学級・難聴通級を担当する教師個々、保護者、都道府県の教育委員会など、それぞれのニーズに合った形で研究成果をまとめるなどして、もっと広範囲に公表すべきではないかと思われる。 ○調査結果が、全国聾学校長会や、日本特殊教育学会の大会において、適切に公表されている。 ○聴覚障害教育において、これまであまり実施されてこなかった分野の調査であるだけに、機関ごとの研究大会等での丁寧な研究成果の報告が期待される。 また、一般の人たちへの理解を促すため、専門用語等についての吟味や平易な表現の工夫等にも配慮されるとよいと思われる。
2 総合評価	A	○聴覚障害児教育の分野におけるこの研究課題がタイムリーであること、調査対象がこの領域としては破格の規模であること、その結果、軽度・中等度難聴児の様々な実態が明らかにされていること、指導のモデルを提供していることなど、本研究は聴覚障害児教育の分野にとって非常に価値のある研究と認められる。今後はこの研究成果を送付先の特性に合わせて要約して広報すること、内容的には軽度・中等度難聴児の言語力、学力の実態をさらに明らかにし、難聴児が在籍している通常学級教師向けの情報を提供することなどが望まれる。 ○軽度・中等度難聴児や人工内耳装用児の指導は、これまでのノウハウでは対応しきれない状況にあり、誰もが具体的な指導を模索しているときである。この意味から、本研究は、今日的課題を整理したものとして評価することができる。 ○軽度・中等度難聴児の実態について、各機関を通じてまとめて調査された貴重な研究である。この成果を生かして、今後更に、こうした子供達へのより具体的かつ適切な対応を検討するための研究に発展することが期待される。	
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

言語障害のある子どもの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・方法の開発に関する研究 通常の学級と通級指導教室の連携を通してー(口)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○言語障害児教育においては、これまで通級指導教室における専門的な支援・指導に関する研究が中心であった。また、通常学級との関連においては、通級指導教室と通常学級の連携に焦点を当てた研究が専門的領域の立場から実施されてきた。一方、通常学級に足場を置き、通常学級担任側からみた言語障害児教育に関する研究はあまり行われていない。本研究は、言語障害児が学ぶ通常学級に焦点を当て、通常学級における言語障害児の実態を解明し、通常学級において実施可能な支援・指導の在り方を追求する研究であり、実践的な研究課題として意義のある研究である。 ○通常の学校において特別支援教育を推進していくためには、学校生活の基盤となる通常の学級での教育的支援が何よりも大切である。本研究は、言語障害のある子供の通級指導学級と通常学級の連携に視点を当てた研究になっており意義のある研究となっている。 ○通常の学級での支援を視野に入れた研究はほとんど見られず、学校教育総体としての支援の在り方に視点を置いた本研究は貴重であり、高い意義を有するものと考えられる。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○研究計画は主に文献研究、調査による資料の収集と分析、それらを踏まえた実践研究から構成されている。平成22年度と23年度の2年間にわたって、ほぼ計画通りに研究が遂行されている。 ○通級指導教室の調査だけでなく、通常の学級担任への調査や文献研究、実践研究等が、計画に沿って適切に進められている。 ○研究目的と研究結果及び研究の経過から、研究計画に沿って適切に遂行されたと判断しました。
	(3) 研究の成果	A	○これまでにあまり研究されていない側面に対する先駆的な研究と思われるが、文献研究による課題の整理、全国規模の実態調査、それらの研究結果を踏まえた実践的な取組の試行など、パイロットスタディのレベルを超える内容の研究になっている。研究成果は通常学級における言語障害児教育全体に関わる内容と構音障害・吃音・言語発達遅滞のそれぞれに関わる内容が具体的なデータとともに示されている。また特に、通常学級において実施可能な取組が具体的に提案され、その実践事例も示されており、現場教師にとって非常に参考になる情報が提供されている。研究テーマに沿った価値のある結果を提出している点で非常に意味のある研究と認められる。 ○通常の学級の担任と通級指導教室の担当者との連携を円滑に図っていくための知見が示され、具体的な事例もあるので、研究成果を十分に挙げている。 ○分析から今後のあり方に関する提言まで丁寧に分析、検討されている。今後のさらなる研究の充実を考えると、連携によって具体的に児童生徒と教員に何がもたらされるのかに踏み込む研究へとつながることを期待したい。
	(4) 研究成果の公表	A	○研究成果の公表は研究報告書の配布、各種研修での活用で行われているが、十分とは言えない状況であると判断された。これは時間的な制約の関係上、やむを得ないのかもしれない。平成24年度以降、ガイドブック等の発刊が予定されてあるようなので、学会誌への発表なども含め、今後に期待したい。 ○研究所での専門研修や全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会、各都道府県の言語障害教育研究会等での活用させるなど、適切である。 ○報告書はわかりやすく構成されており、学校現場での活用が期待できると思われる。さらに積極的に成果を公表されることを期待したい。
2 総合評価		A	○言語障害児教育でこれまであまり研究されてこなかった分野に関する先駆的な研究であること、文献研究から始まり、全国規模の調査、関係者による多数回のディスカッション、具体的な取組の提案とその事例的な検証を行っていることなどから、本研究は言語障害児教育において非常に価値のある研究であると認められる。 ○通級指導教室の担当者からの視点ばかりでなく、通常の学級担任からの視点からも研究を進め、連携に必要な知見を支援したことは大いに評価できるものである。 ○実態調査から今後の連携の充実に向けての提言まで、多くの内容が丁寧に整理されており、十分な成果を挙げているとともに、学校現場でのニーズに応えるようにわかりやすく整理されている。
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究 ―教科学習の充実をめざして―(口)
(二)(平成22～23年度)

		評 価	コ メ ン ト
1	評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A ○本研究は、肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究である。肢体不自由は姿勢と運動の障害であるが、その指導にあたっては認知や表現力に配慮した指導が大事であることは周知の事実である。また、自立活動の目標において調和的発達的重要性が指摘されていることから、表現力に焦点をあてた本研究の意義は極めて高いと言える。さらに、本研究は教科学習の充実を目指しているという点で、特別支援学校（肢体不自由）及び特別支援学級（肢体不自由）はもとより通常の学級に在籍する肢体不自由の児童生徒の教育内容・方法の深化に貢献できるものである。その意味で、「教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究」としての意義があり、しかも「障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究」としての意義があると言える。 ○肢体不自由のある児童生徒にとって表現する力を育成するためには多くの課題が存在する。その課題をアンケートをとることで把握している。このアンケートの担任の声にもあるように「障害特性に応じた指導について」情報提供や研究が求められていることが明らかである。教育現場にとって大変意義深い研究であると考えられる。 ○言語活動は、すべての学習に結びつく重要な課題である。肢体不自由教育の基本となる研究である。
		(2) 研究計画の遂行状況	A ○研究計画にある先行研究のまとめ、特別支援学校を対象とした調査、特別支援学級を対象とした調査、協議とまとめに基づいて、適切に遂行されたと判断できる。 ○先行研究の読み込みや実態把握のためのアンケート調査など研究計画に即して取り組んでいたと判断する。 ○先行研究は整理されている。研究計画通り進められている。
		(3) 研究の成果	A ○先行研究のまとめに基づいて特別支援学校及び特別支援学級の教員を対象とした質問紙調査を行って、肢体不自由のある児童生徒の教科学習において「表現する力」の困難さとその困難さを軽減するための配慮や工夫の資料を収集している。これらの資料をまとめて、言語活動を重視した授業作りのための5つの視点を整理している。それらの内容は特別支援学校等において参考にして活用できるものである。なお、本研究の成果は通常の学級において活用できる内容でもあり、インクルーシブ教育システム構築へ向けて大いに貢献できるという意味でも優れていると評価できる。 ○国語科の指導における指導内容の精選のために学習指導要領解説国語編の「各学年の目標及び内容の系統表」を活用する手法は非常に有効であり、今後は是非活用したい方策である。さらにこの系統表に肢体不自由であるための困難性をコメント欄として入れてあることも活用する上で役に立つと考える。一方、子供同士の「伝え合う」学習環境が作りにくいという課題に対しては新たな方策が読み取れず、この方策を確立するための研究が更に求められる。指導事例も参考になる。 ○現状と課題が整理されており、今後、本研究で示された内容を配慮した指導を行うことができる。研究としては、良くまとまっているが、新たな提案がほしい。
	(4) 研究成果の公表	A	○研究成果報告書の刊行とWebサイトでの公表、特別支援学級対象の調査結果の報告書の刊行と都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会への配布とWebサイトでの公表などによって、積極的に研究成果を発信していると判断できる。また、今回新たに報告書サマリーが作成されている。詳しい成果報告書だけでなく、短い時間で理解しやすいサマリーを積極的に活用して、情報発信をしていくこともお願いしたい。なお個人的には、NISE RESEARCH SNAPSHOTはコンパクトでしかもかなり分かりやすいものであると思っている。このNISE RESEARCH SNAPSHOTをさらに活用して情報発信していくこと「例えば、研究所メールマガジンに添付」も考慮していただければ幸いです。 ○学会発表だけでなく、調査結果をWebサイトに公表しており、努力していると判断する。 ○インクルーシブ教育を推進するためには、小・中学校にも情報を提供する必要がある。
2	総合評価	A	○特別支援学校及び特別支援学級における肢体不自由のある児童生徒の教科学習において言語・表現力の育成に焦点をあてた研究であり、学校現場で求められている喫緊の課題に対応した教育内容・方法に関する研究である。さらに、通常の学級における肢体不自由のある児童生徒の教科学習にも活用できる内容であり、インクルーシブ教育システムの構築、特に合理的配慮の提供に寄与できる研究成果があがっていると考えられる。これらの諸点から意義のある非常に優れた研究であると考えた。 ○肢体不自由特別支援学校や肢体不自由特別支援学級における言語活動に絞った指導のあり方の研究として優れた成果があった。限られた授業時間における指導内容の精選の方法についての新たな提言であり、多くの教育現場で実践することで本研究は更に意義をましていくと考えられる。今後、小集団での指導のあり方や少人数でのコミュニケーション力の育成に向けた指導方法の研究につなげられることを期待する。 ○肢体不自由教育を進める上で参考になる研究であり、各学校で活用されることが期待できる。
備考			

専門研究B

特別支援学校(病弱)のセンター的機能を活用した病気の子ども支援ネットワークの形成と情報の共有化に関する研究(口)(平成22～23年度)

(外部評価:コメント記述)

		評 価	コ メ ン ト
1	評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	○病弱教育においては、個々の熟練教師が体得している実践知を、いかにして学校間で共有するのか、また、一つの現場内で新任教員へと継承していくのかは大きな課題となっている。本研究の課題設定は、日常的な教師の実践知を共有するシステム構築をめざしたものであり、病弱教育現場へ資するところの大きい、極めて高い意義を有するものと評価できる。 ○心の病気のある子供への教育的支援を意図した本研究には、病弱教育を担う特別支援学校の今日的な課題として、大いに意義が認められる。特に、特別支援学校のセンター的機能を果たす上で、小学校等との連携を図るための簡便な方策や適切な対応を検討することも大切である。 ○これまで、一人一人の職員の個人技量に頼らざるを得なかった病気の子どもへの支援について、Web等を利用してネットワークを作り、さまざまな職員の英知を集めることが出来るシステムを構築することは、「個人技」からの脱却にもなり、ひいては、一定の水準を保った支援内容の確立にもつながるであろう。
		(2) 研究計画の遂行状況	○病弱教育としての同分野の先行研究は稀少と思われる中で、独自のアイディアのもと、研究を適切に遂行していることは高く評価できる。しかし、他の教育領域や医療等においてどのように実践者間で情報共有がなされているのか(例、医学における症例データベース)の現状や先行研究をふまえて、本研究の位置づけを明示することは必要だったのではないかと思われる。 ○特別支援学校(病弱)における教育活動をもとにした教育情報の共有・発信のためのシステム構築が目的の一つであるが、それに関しては、システムが運用されていることを踏まえると、計画が遂行されたと言える。さらに、特別支援学校(病弱)相互の連携協力で作成された支援冊子についても、研究所のHPから閲覧できることから、当初の目的を達成していると言える。 ○平成16年度に始まる既存研究を受け、平成22年度には研究協議会を開催し、「事例提示・事例記述の方法」を検討する組織を作り、また、マクロな観点で、特別支援学校のセンター的機能を展開するための組織も立ち上げている。平成23年度には事例フォーマットを作成し、NetCommonsを利用した情報ネットを構築し、研究成果の公表も関連学会で発表を予定している。着実に研究は遂行されている。
	研究成果の公表	(3) 研究の成果	○ICTを活用した情報共有システムには、今後の発展可能性も含め、高い意義が認められる。提案された事例フォーマットも有意義なものである。しかし、同フォーマットを用いた現場教員による情報交換が十全に機能するためには、事前研修等相応の訓練が必要ではないかと思われた。事例記述の方法に関する詳細なガイドブック等も同時に提案できると、尚、本研究の実践的意義が高くなったのではないかと思われる。 ○システム構築のプロセスや、特にその際に課題となったこと、さらに、それをどのように改善したかなどの具体的な研究の経過について、報告書へのまとめ方に工夫が必要である。また、指導案等については、その具体物をHPでは閲覧できなかったが、おそらく会員相互での利活用が行われていると予想される。その状況や利用者の意見等の集約についての記述も、今後の研究を進めていく上で必要であろう。 同様に、事例フォーマットの検討については、二事例を取り上げ、解説している。これらについても、論点を絞った上での分析や考察とともに、記述の工夫が望まれる。 ○本研究で構築された支援システム、すなわち、病弱教育担当職員間における病気の子どもへの情報共有システム、精神疾患等の心の病気のある児童生徒の教育情報を共有するための事例フォーマットは、一人一人の児童生徒の個別性にまで踏み込んだ支援システムであり、高く評価できる。多忙を極める学校現場で、どれくらい活用されるか、期待と不安をもって見守りたい。
		(4) 研究成果の公表	○Webというアクセシビリティの高いツールによって、成果が公表されていること、及び、教員研修という国立研究所ならではの機会を活かして、研究成果が現場教員に伝えられていることは高く評価できる。 ○研究所のHPによる支援冊子の公開は、特別支援学校に限らず、小・中学校等も含めて利活用ができ、特別支援学校(病弱)特有のセンター的機能の一つとも言える。子供の絵なども取り入れ、病弱教育の理解啓発にも役立つものであり、広く利用されることを期待したい。 ○従来の全病連、全病長の委員会での報告、関連研究推進委員会での報告に加え、Web上でのHPの立ち上げを行い、関連学会での報告やワークショップの開催も予定されており、積極的に研究成果を現場での教育に還元しようとしている。
2	総合評価	A	○何よりも、従来情報共有がほとんどなされてこなかった病弱教育において、指導案という実践レベルの知識共有へむけてシステム化の歩みが進められたことの意義は極めて大きい。こうした全国レベルのデータベース構築は、国立研究所ならではの研究であり、今後も本研究所の研究テーマとして更なる発展を期待したい。 ○Webを活用した情報提供システムの構築と具体的な情報の提供は、病弱教育に限らず、これからの特別支援教育の進展に重要な視点を提供してくれる研究である。そのためにも、システム構築上の課題や情報の利活用における課題等を適切に分析かつ整理し、報告書として読み手に分かりやすく記述する努力が重要である。 ○本研究で構築された支援システム自体の内容と意義については高く評価できる。さらなる問題は、システムを利用する一人一人の教員のモチベーションであり資質であろう。その意味で、本研究の及ぶ範囲を超えていると思うが、学校現場での教員のモチベーションの在り方や、あまり関心の高くない教員のモチベーションを上げる工夫についての研究が今後あると、鬼に金棒であろうと思う。
備考			

専門研究B

発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究—二次障害の予防的対応を考えるために—(ロ)(ハ)(平成22～23年度)

(外部評価:コメント記述)

		評 価	コ メ ン ト
1	評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	○二次障害が軽減されれば、発達障害を持つ人々の暮らしはよりスムーズになる。特に、学校などの集団生活では、発達障害の児童生徒の持つ際立った個性と、周りと同じ行動を求める教育方針とが、激しい葛藤を起こす。特性への理解の無い対応を行うと、もともとの特性だけではなく二次障害も強くなり、学校生活がままならなくなる。その意味で、本研究は大変に重要である。 ○発達障害のある児童生徒の二次障害は関係者の話題ではあるが、明確な研究結果は乏しかった。指導内容・方法に直接関係する研究として意義高いと考えられた。 ○義務教育段階の通常の学級における発達障害のある子どもへの対応については、学校現場の最重要課題の一つであるにも拘らず、学校現場でその対象と教育的支援について考え方が整理されていないという現実がある。その意味で、学校現場のニーズに十分に応える課題が設定されているといえる。
		(2) 研究計画の遂行状況	○ここまでの研究、すなわち、二次障害の概念の整理と、二次障害の実態の把握についての研究遂行は順調に進んでいる。しかし、今後の研究がもっと重要である。すなわち、(1)通常学級における発達障害児の二次障害の実態把握調査、(2)すべての教員および保護者への二次障害概念の普及活動、(3)二次障害を見つけ出すためのチェックリストの作成、(4)一般論ではなく個別的な、つまり、一人ひとりの特性に合わせた二次障害の予防方法の確立、(5)二次障害をおこしてしまった児童生徒に対する、一般論ではなく個別的な、つまり、一人ひとりに合わせた二次障害への治療的対応の確立など、今後の研究遂行がこれまで以上に急がれよう。 ○計画通りの遂行がなされていると思われた。 ○平成22年度の研究スタッフの一部が入れ替わり研究総括者にも変更があったが平成22年度の研究を正確に引き継ぎ研究計画どおりに推進されたと認められる。
	総合評価	(3) 研究の成果	○支援級での実態調査、保護者へのアンケートなどの実態把握の結果は有用であり、また、混乱していた二次障害の概念の整理(研究報告書83頁)や、二次障害を考えるべき状態の一覧表(同90頁)などは高く評価できる。また、研究協力者からの提言も評価できる。 ○担当教師の経験年数の短さ、小学校・中学校段階での問題の現れの相違と背景要因、保護者による事態のとらえ方と家族ニーズなど、現状が明確になり、今後、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育に与える影響は小さくないと思われた。対象児童生徒の下位障害ごとの分析がなおなされる必要はなかったか。また、実践上の方策への示唆的な内容も少なくなかったため、教育的支援の方法について今後さらに具体化されると実践への寄与が増すのではないか。 ○発達障害の障害特性に対する正しい理解と適切な対応によって、一次障害だけではなく二次障害に対しても、予防的対応としての視点での支援が行われるようになることが期待出来る。国、地方自治体、学校現場、何れにおいても研究成果の活用の可能性が極めて高い。
		(4) 研究成果の公表	○現段階での研究成果の公表は十分になされている。しかし、本研究から得られた成果は大変重要であり、医療、福祉、教育各分野での、より積極的な研究成果の公表を強く期待したい。 ○広く成果を公表されることが考えられている。実際の担当者に直接に伝わるとなお良いと思えるので、都道府県の教育委員会向けに公表するなどして、新任担当者研修に生かすなどの方策も期待したい。 ○Webでの公開、学会発表等、研究成果の周知について適切に考えられている。加えて、地方自治体への直接的な公表等の具体的な提案があれば、学校現場への一層の浸透が期待出来るだろう。
2	総合評価		○二次障害の予防は、個々の児童生徒に対する個別的な配慮をいかにしていくかに尽きる。つまり、特別支援教育の質量両面での充実に他ならず、二次障害の予防と特別支援教育の確立はコインの裏表の関係でしかない。その意味でも、本研究は二次障害という切り口から特別支援教育にアプローチした大変重要な研究である。多くの二次障害は予防可能であるだけに、二次障害を生み出し続けている限り、特別支援教育体制の確立はあり得ない。一人ひとりの個別性に配慮した、そして具体性に富んだ、二次障害の(1)予防システム(2)発見システム(3)対応・治療システムの速やかな確立を強く期待したい。 ○発達障害のある児童生徒の二次障害は、関係者の間で話題ではあったが、実態が判然とはしていなかった。本研究により、現場での実践、現職者研修、発達障害教育などに有用な成果が得られたと考えられる。家庭での状況も調べており、厚みのある結果となっている。学級と家庭の連携に生かせる。さらに成果を、実際の実践、担当者研修や担当教員の研究大会、教育指針などに活用しやすいよう今後の発展を期待したい。 ○本研究は、二次障害の概念整理及び先行研究の活用から始まる発達障害そのものに対する優れた研究であるということだけでなく、発達障害をもつ子どもに関わる全ての大人たち、特に保護者への研究アプローチが行われているところに、その特徴がある。学校と保護者が共通理解し、共に考えていくことの重要性について、研究を通して広く学校現場に訴えている本研究は、学校現場のニーズに的確に応える非常に優れたものになっていると評価する。
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究(ハ)(平成23年度)

	評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	○小・中学校に在籍する視覚障害のある児童生徒が数を増す中、実際的な指導や支援に対して強い要望のある研究である。また、盲学校は在籍数の減少や重複化が進んでいるが、視覚障害者のインクルーシブ教育を支えるセンター的機能は盲学校が担うべきであり、その充実を図る方策の提案は極めて高い意義がある。 ○新学習指導要領の全面実施にかかわる重要な課題である。 ○発生頻度としてはそれほど高くないが、視覚障害のある児童生徒が通常の学級で障害のない児童生徒と同じ場、同じ時間に学習することは、インクルーシブ教育システムの基本的理念とも合致することであり、本研究の意義は極めて高いと判断する。
	(2) 研究計画の遂行状況	○先行研究の継続としての実際研究であるが、単年度の中でよく計画通りの遂行がなされたと考える。 ○進捗状況は良好である。 ○盲学校のセンター的機能の在り方やその更なる充実と通常の学級に在籍する児童生徒の指導に関する取組という大きく2つの方向での研究であるが、計画にしたがって進行され研究の深まりがあったと理解する。
	(3) 研究の成果	○全国の盲学校の実践から考察された事例は、実際に生かせる方策として提供の意義は高い。また、児童生徒の支援の実例からの具体性のある検討と視覚障害教育の専門的事項のまとめは学校現場のセンター的機能の充実に資するところが大きい。今後の研究の発展が期待される。 ○全国の特別支援学校の教育内容の充実に寄与できる内容である。 ○視覚障害に関する知見を有さない通常の学級の担任にとっては、各学校の事例は大いに参考になると痛感する。インクルーシブ教育システムの理念の定着に期待できる。
	(4) 研究成果の公表	○本研究の知見は盲学校の役割や児童生徒に対する支援の一義的に求められる視覚障害に対応する豊富な内容の成果であり、ニーズの高い公表と思われる。ガイドブック等の作成を期待したい。 ○特別支援学校には十分周知されている。 ○研究の成果がより一層学校現場に浸透し、一人でも多くの視覚障害(視覚障害だけの問題ではなく、様々な障害に関しても同様)のある児童生徒が学ぶことの喜びに触れることのできる学校教育の充実のため、公表の方法に関しては更なる検討を望む。
2 総合評価	A	○成果を広く活用できる実際的な研究として優れていると評価したい。 ○特別支援学校の専門性の向上は喫緊の課題であり、そこに迫る研究である。 ○時代背景や社会の要請と相まって研究が進められ、研究の期間としては短いが優れた研究であると評価する。
備考		

○初年度評価対象課題

専門研究A(重点推進研究)

(外部評価:コメント記述)

インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究(イ)(平成23～24年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○今後、実現すべきインクルーシブ教育システムの構築に向けて、すべての関係者に求められる専門性を明らかにした上で、研修カリキュラムの開発を行う本研究は、国の政策立案や施策推進の観点から極めて意義のある、画期的な研究であると評価できる。 ○インクルーシブ教育システムを推進していくためには、特別支援教育に係る教員だけでなく通常の学級を指導する教員の資質、専門性の向上も必須事項である。このことから本研究は国の施策推進のために非常に意義深い研究である、と考える。 ○障害者権利条約の批准へ向けての政府全体での取り組み或いは、改正障害者基本法にも見られるとおりインクルーシブ教育システムの構築は我が国の教育における重要な課題として位置づけることができる。現在、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会では特別委員会報告(委員長試案)が示されて、共生社会の形成とインクルーシブ教育システムの構築に向けて報告のまとめの段階に入っている。委員長試案では重要な論点の一つとして「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上」について詳しい提言がなされている。具体的には、校長等の管理職や教育委員会をはじめとして特別支援教育に関わる全ての教員の専門性の向上のための研修の重要性が強調されている。このようにインクルーシブ教育システム構築へ向けた国を施策を進展させる意味で、本研究は極めて高い意義があると認められる。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○インクルーシブ教育に関する文献研究や、各都道府県における研修の実施状況などを踏まえて、求められる専門性がまとめられてきており、計画通りに進捗しているものと判断できる。 ○研究1年目として計画されている内容はすべて行っており、計画通りの進捗状況である。 ○インクルーシブ教育に関わる教員等には様々な職種があることから、管理職・特別支援教育コーディネーター・特別支援学級担任・通級指導教室担当・通常の学級担任・支援員等に分類して専門性を明らかにしていく計画には妥当性があると言える。さらに、組織や地域としての専門性も含めていることは、インクルーシブ教育の推進における学校と地域の連携の重要性を考えると適切なものである。次に、海外の資料及び各種答申等や全国での研究資料を丹念に収集してまとめ、専門性の考え方の整理が行われている。その内容は広く深くしかも妥当なものであり、これらのまとめに基づいて平成24年度の予定である研修カリキュラム等の検討に入る準備が整っていると判断できる。以上、研究計画は妥当であり、遂行状況も順調であると判断した。なお、個人的な希望として述べるものであるが、海外の資料に関してはアメリカ合衆国のCECの専門性の資料は非常に参考になるものと思っているので参照していただければ幸いです。
2 総合評価		A	○各都道府県教育センターにおいては、インクルーシブ教育を課題とした研修講座は開設されていないという現状から、次年度に提案される研修カリキュラムのモデル案は、国の施策立案や地方自治体の新たな研修体制構築に向けて、ニーズの高い研究として大いに期待されるものである。今後は、各都道府県への訪問指導、全国教育研究所連盟総会や特別支援教育センター協議会等を活用するなど、より積極的な提言が期待される。 ○今後インクルーシブ教育システムを進めるために最重要である専門性の向上について特別支援教育関係者だけでなく、広く教育に係る人についての専門性について研究を進めていることは高く評価できる。研修プログラムや研修の組織構築に向けた研究が進められることを期待する。 ○本研究はインクルーシブ教育を担当する教員などの専門性向上に関する研究である。その内容は、我が国の教育に関する重要な課題であるインクルーシブ教育システム構築へ寄与する意義深いものと言える。研究計画は妥当なものであり、その遂行状況も順調である。平成24年度の研究遂行の基礎固めができており、非常に優れていると判断した。
備考			

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究(イ)(平成23～24年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○本研究は、国が進めるインクルーシブ教育に直接関わる研究課題であり、極めて今日的で意義あるものとする。 ○我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関連した取組であり、国の政策立案や施策推進の上で、非常に意義深い研究とする。 ○「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育に関する特別委員会」がインクルーシブ教育システムの構築に向け、2年にわたり検討を重ねてきている問題（障害者の権利に関する条約の批准）と極めて関連の深い研究であり、その成果には大変期待がもてる。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○各障害種にわたって情報収集が進められており、その結果についても計画の中間点として十分にまとめられた報告書となっている。研究途中でありながらすでに政策立案のための資料として活用されている点は評価できる。最終年度に予定されている障害毎の配慮等の観点の整理及びGood Practiceの選定に向け、実地調査の更なる詳細な分析検討に期待したい。 ○障害種別ごとの実地調査や障害のある児童生徒への配慮等の観点の検討など、計画通りに進行しているとする。 ○インクルーシブ教育システムの構築・実現は、学校教育の場での交流及び共同学習が担う役割の大きさを痛切に感じる。以前のプロジェクト研究の一部であった「交流及び共同学習」の成果に更に新しい視点での各障害の種別ごとに研究を深めていることを評価する。 中央教育審議会やその中の「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ」の報告をも考慮して、今後の更なる研究の深化に期待したい。
2 総合評価		A	○今日的で意義ある研究課題であり、丁寧な調査に基づき適切に遂行されているとする。調査の観点等、興味深い内容も多く含まれていることから、最終報告において具体的で詳細な提案がなされることを期待する。 ○計画通りに進行しており、インクルーシブ教育システムの構築に向けた国レベルの施策への貢献として、中間資料としてまとめられ、提出されている。24年度に向けての課題も明確に示されており、研究成果を期待したい。 ○本研究の最終目的を「Good Practice」の提示と位置づけていることは、インクルーシブ教育システムの構築・実現に向けて、極めて意義があるものとする。本研究の事例や研究成果が広く学校現場に浸透するよう成果の公表の仕方を工夫していただきたいと切望する。
備考			

参考資料

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価 (研究活動) に関する要項

平成15年4月1日
制 定

平成19年3月30日改正

平成20年4月 1日改正

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）における研究活動の成果等について、利用者のニーズに応える研究を推進する観点に立って外部有識者による評価を行い、もって研究活動の改善向上に資することを目的とする。

(評価対象)

第2条 評価対象は、本研究所で実施される基幹研究等の研究活動とする。

(実施時期)

第3条 外部評価の実施時期については、別に定めるものとする。

(評価方法)

第4条 外部評価の評価方法については、次に定める方法とする。

- 1 評価項目毎に、段階別評価を実施する。
- 2 評価項目、段階別評価の方法については、別に定める。

(評価組織)

第5条 外部評価を実施する評価組織については、次に定める組織とする。

- 1 運営委員会に外部評価部会を置く。
- 2 外部評価部会は、次の者で組織する。
 - 一 運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者 数名
 - 二 運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者 数名
 - 三 構成員は、障害種（感覚障害、発達障害等）のバランスを考慮するとともに、大学の研究者、学校関係者、特別支援教育センター関係者及び福祉関係者等とする。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要項は，平成１９年４月１日から実施する。

附 則

この要項は，平成２０年４月１日から実施する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）
における評価項目等について

平成22年5月28日
運営委員会裁定
平成23年3月28日改正
平成24年3月29日改正

（目的）

第1条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価（研究活動）に関する要項（平成15年4月1日制定）第3条及び第4条に規定する実施時期、評価観点及び段階別評価の方法について定める。

（実施時期）

第2条 実施時期については下記の通りとする。

- 一 重点推進研究については、研究継続年度並びに研究終了年度の次年度の4月～5月の2ヶ月間、その他の研究課題については、研究終了年度の次年度の4月～5月の2ヶ月間

（評価方法）

第3条 評価方法については、次に定める方法とする。

- 一 各研究課題については、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又はこれに代わるもの（刊行物については、当該刊行物）を基に書面審査によるものとし、必要に応じてヒアリングを行う。

（評価の観点及び段階別評価の方法）

第4条 評価の観点及び段階別評価の方法は、次に定めるものとする。

- 一 各研究課題に対する評価の観点は、終了課題については（1）研究課題設定の意義、（2）研究計画の遂行状況、（3）研究の成果、（4）研究成果の公表の4つとする。なお、重点推進研究初年度課題においては（1）研究課題設定の意義、（2）研究計画の遂行状況の2つとする。
- 二 段階別評価の方法は、それぞれの評価観点ごとに段階別評価（評価観点ごとの評価）を行う。また、これらの評価結果を踏まえて、総合的な段階別評価（総合評価）を行う。
- 三 評点の際「観点の評価を平均的に判断するばかりでなく、場合によっては優れている点を積極的に取り上げる（文部科学省における研究及び開発に関する評価指針）」ことに留意する。また、評価項目の中で当該研究の評価に該当しないと判断した場合には評点を付けないことができる。
- 四 段階別評価の方法は次のとおりとする。

1 観点ごとの評価

（1）研究課題設定の意義（研究分類によりあらかじめ選択）

- ア 国の政策立案や施策推進の観点から
- イ 地方自治体や学校教育等のニーズ観点から

・評価時点にあつて、

A⁺（5点）：極めて高い意義がある。

A（4点）：高い意義がある。

B（3点）：意義がある。

C（2点）：ほとんど意義がない。

C⁻（1点）：意義がない。

（2）研究計画の遂行状況

研究計画に対する遂行状況はどうか。

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：妥当である。

C（2点）：ほとんど遂行されていない。

C⁻（1点）：遂行されていない。

（3）研究の成果（研究分類によりあらかじめ選択）

ア 国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性

イ 地方自治体や学校教育等での活用の可能性

A⁺（5点）：極めて高い。

A（4点）：高い。

B（3点）：認められる。

C（2点）：ほとんど認められない。

C⁻（1点）：認められない。

（4）研究成果の公表

研究成果の公表方法はどうか。

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：妥当である。

C（2点）：大幅な改善を要する。

C⁻（1点）：妥当ではない。

2 総合評価

1 の評価観点ごとの評価を踏まえ、研究課題における研究活動について総合的に勘案し、以下の5段階で評価する。

終了課題について

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：普通である。

C（2点）：劣っている。

C⁻（1点）：極めて劣っている。

重点推進研究初年度課題について

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：普通である。

C（2点）：努力を要するレベルにある。

C⁻（1点）：実施方法の改善が必要である。

五 様式等は別紙のとおり

附 則

この内容は、平成22年5月28日から実施する。

附 則

この内容は、平成23年3月28日から実施する。

附 則

この内容は、平成24年3月29日から実施する。なお、平成22年度開始の研究課題については従前の例による。

(別紙)

(終了課題評価シート：外部評価・内部評価共通)

終 了 課 題 評 価 シ ー ト

年 月 日

評価委員（氏名）

研究課題名：

研究期間： 年度～ 年度

研究代表者：

(所属・職)

(氏 名)

研究目標	

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

☐ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

☐ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究

1 観点ごとの評価

(1) 研究課題設定の意義（該当する項目のみを評価する。）

評 価 項 目		該 当	項目ごとの 評価	全体の 評価
ア 国の政策立案や施策推進等の観点から				
イ 地方自治体や学校教育等のニーズの観点から				
コ メ ン ト				

- ・評価時点にあつて、
- A⁺（5点）：極めて高い意義がある。
 - A（4点）：高い意義がある。
 - B（3点）：意義がある。
 - C（2点）：ほとんど意義がない。
 - C⁻（1点）：意義がない。

(2) 研究計画の遂行状況

評価項目	評価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コメント	

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：ほとんど遂行されていない。
- C⁻（1点）：遂行されていない。

(3) 研究の成果（該当する項目のみを評価する。）

研究の成果（該当）も実用性（該当）を評価する。		該 当	項目ごとの 評価	全体の 評価
評 価 項 目				
ア 国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性。				
イ 地方自治体や学校教育等での活用の可能性。				
コ メ ン ト				

- A⁺（5点）：極めて高い。
- A（4点）：高い。
- B（3点）：認められる。
- C（2点）：ほとんど認められない。
- C⁻（1点）：認められない。

(4) 研究成果の公表

評価項目	評価
研究成果の公表方法はどうか。	
コメント	

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：大幅な改善を要する。
- C⁻（1点）：妥当ではない。

2 総合評価

評 価	コ メ ン ト

A⁺ (5点) : 非常に優れている。
A (4点) : 優れている。
B (3点) : 普通である。
C (2点) : 劣っている。
C⁻ (1点) : 極めて劣っている。

(別紙)

(重点推進研究初年度課題評価シート：外部評価・内部評価共通)

重 点 推 進 研 究 初 年 度 課 題 評 価 シ ー ト

年 月 日

評価委員（氏名）

研究課題名：

研究期間： 年度～ 年度

研究代表者：

(所属・職)

(氏 名)

研究目標	

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

☐ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

☐ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

1 観点ごとの評価

(1) 研究課題設定の意義（該当する項目のみを評価する。）

評価項目	該当	項目ごとの評価	全体の評価
ア 国の政策立案や施策推進等の観点から			
イ 地方自治体や学校教育等のニーズの観点から			
コメント			

- ・評価時点にあって、
- A⁺（5点）：極めて高い意義がある。
- A（4点）：高い意義がある。
- B（3点）：意義がある。
- C（2点）：ほとんど意義がない。
- C⁻（1点）：意義がない。

(2) 研究計画の遂行状況

評価項目	評価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コメント	

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：ほとんど遂行されていない。
- C⁻（1点）：遂行されていない。

2 総合評価

評価	コメント

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：普通である。
- C（2点）：劣っている。
- C⁻（1点）：極めて劣っている。

平成24年度外部評価部会委員名簿

氏名	役職	備考
我妻 敏博	上越教育大学教授	
猪平 眞理	宮城教育大学教授	
太田 俊己	植草学園大学教授	
※太田 裕子	全国連合小学校長会特別支援教育委員会委員長 (品川区立鈴ヶ森小学校長)	
大塚 玲	静岡大学教授	
※金子 一彦	東京都教職員研修センター研修部長	
※河本 眞一	全国特別支援学級設置学校長協会会長 (中野区立上高田小学校長)	
木船 憲幸	広島大学教授	
※座間 幸男	全国盲学校長会会長 (東京都立八王子盲学校長)	
※穴戸 和成	筑波大学教授 (筑波大学附属久里浜特別支援学校長)	
※滝澤 雅彦	全日本中学校長会生徒指導部長 (八王子市立松木中学校長)	
谷口 明子	山梨大学教授	
永松 裕希	信州大学教授	
※信方 壽幸	東京都立立川ろう学校長	
広瀬 宏之	横須賀市療育相談センター所長	
◎※松為 信雄	神奈川県立保健福祉大学教授	
※三室 秀雄	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長 (東京都教職員研修センター教授)	
※明官 茂	全国特別支援学校知的障害教育校長会会長 (東京都立町田の丘学園校長)	
※山田 洋子	全国特別支援学校病弱教育校長会会長 (東京都立久留米特別支援学校長)	

◎部会長

※運営委員

(運営委員会会長)

※三浦 和	全国特別支援教育推進連盟参与	
-------	----------------	--

3 平成 23 年度研修計画一覧

平成23年度 国立特別支援教育総合研究所研修計画一覧

名 称		期 間	募集人員		目 的 及 び 受 講 対 象
特別支援教育研究研修員制度		平成23年4月18日(月) ～ 平成24年3月16日(金)	10名		<目的>各都道府県等において特別支援教育の推進の中核となる教職員を対象に、本研究所が政策的な課題や教育現場の喫緊の課題について実施する「重点推進研究」等に直接参画し研究を行うことにより、各都道府県における特別支援教育を推進していくリーダーとしての資質の向上や各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与する専門性の向上を図る。 <対象> (1) 特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する職員であること。 (2) 障害のある幼児児童生徒の教育に関し都道府県等で指導的立場に立つ者又は立つことが期待される者であること。
特別支援教育専門研修	第一期	情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム 発達障害教育専修プログラム	平成23年5月9日(月) ～ 平成23年7月8日(金)	80名	<目的>障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。 (参考)各コース及び専修プログラムの研修内容 視覚障害・聴覚障害教育コース:主に特別支援学校の教育対象 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース:主に特別支援学校の教育対象 ※重点選択プログラムとして、①知的障害を伴う自閉症、②重度・重複障害、③情報手段活用をそれぞれ扱う 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース:小中学校等の教育対象 自閉症・情緒障害教育専修プログラム:自閉症・情緒障害特別支援学級における教育 言語障害教育専修プログラム:言語障害特別支援学級及び通級による指導 発達障害教育専修プログラム:通級による指導及び通常の学級における教育 <対象>特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において、当該障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。
	第二期	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 知的障害教育専修プログラム 肢体不自由教育専修プログラム 病弱教育専修プログラム	平成23年9月6日(火) ～ 平成23年11月11日(金)	80名	
	第三期	視覚障害・聴覚障害教育コース 視覚障害教育専修プログラム 聴覚障害教育専修プログラム	平成24年1月11日(水) ～ 平成24年3月14日(水)	40名	
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会		平成23年7月25日(月) ～ 平成23年7月26日(火)	70名		<目的>各都道府県において、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員等による研究協議等を通じ、寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導等の充実を図る。 <対象>特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場に立つ寄宿舎指導員、教員並びに指導主事等とする。
発達障害教育指導者研究協議会		平成23年8月4日(木) ～ 平成23年8月5日(金)	100名		<目的>各都道府県等において、発達障害のある子どもに対する支援・指導に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、専門的知識並びに技能を高め、各地方公共団体の支援・指導の充実に資する。 <対象>教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事又は指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター担当教員とする。
交流及び共同学習推進指導者研究協議会		平成23年11月21日(月) ～ 平成23年11月22日(火)	70名		<目的>各都道府県等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。 <対象>交流及び共同学習を推進する立場にある教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、特別支援学校の教員とする。
特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会		平成23年11月28日(月) ～ 平成23年11月30日(水)	70名		<目的>各都道府県等において、特別支援教育コーディネーターの研修・活動等に関して指導的立場にある教職員を対象に、研究協議を行い、各地域における特別支援教育コーディネーターの研修や活動の充実に資する。 <対象>教育委員会、特別支援教育センター等の指導主事及び特別支援教育コーディネーターの活動について、各地域の指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の教員とする。

注1 : 各研修の募集人員は、各都道府県等教育委員会へのニーズ調査(H22.9.21依頼)の結果を踏まえ、決定している。

注2 : 実施に当たっては、諸事情により、日程や内容を一部変更することがある。

4 平成23年度特別支援教育 専門研修プログラム

Ⅲ 平成23年度 第一期特別支援教育専門研修 講義等内容

1. 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース共通講義等

事前学習コンテンツ視聴

講師（所属・職名）	タイトル
国立特別支援教育総合研究所 柘植 雅義（教育情報部長） 西牧 謙吾（教育研修・事業部 上席総括研究員） 松村 勘由（企画部 上席総括研究員） 国立特別支援教育総合研究所 国立特別支援教育総合研究所	1. 研究所によこそ！－研究所の概要－ 2. 特別支援教育の基本的な考え方 3. 特別支援学校のエデュ 4. 小・中学校等における特別支援教育 5. 事前リエンション1（特別支援教育専門研修の概要） 6. 事前リエンション2（研修中の生活） ＊特別支援教育研究研修員と共通

＊都合により一部変更する場合があります。

講義等題目	講師（所属・職名）	講義等内容
所内見学	総務部研修情報課 研修係	研究所内の関係施設を実際に案内し、研修生活上の説明を行う。
図書室利用案内	総務部研修情報課 情報サービス係	研究所図書室の利用方法について、実際に閲覧室、書庫を案内しつつ、説明を行う。
コンピュータ端末の利用 実習	総務部研修情報課 情報管理係	研究所固有のコンピュータ端末の利用について説明会を行い、実際に操作することにより、スムーズな端末利用を行えるよう実習する。
言語障害教育論	小林 倫代 （教育相談部・ 総括研究員）	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導（言語障害）、特別支援学級（言語障害）が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。
自閉症・情緒障害教育論	小澤 至賢 （教育支援部・ 主任研究員） 植木田 潤 （教育相談部・ 研究員）	平成21年に文部科学省から出された通知文において、従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては、小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
発達障害教育論	笹森 洋樹 (企画部・ 総括研究員)	小・中学校の通常の学級では約6%の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
理事長講話	小田 豊 (国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長)	障害のある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育や支援を行う特別支援教育の理念は、教育の原点である。特別支援教育の推進と充実に向けて教育の原点を担う特別支援教育に携わる教員に求められる資質とは何か、また、特別なニーズのある子ども達にとって良質な教育とは何かについて改めて問い直す。
特別支援教育行政の現状と課題	千原 由幸 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 課長)	障害のある子どもの教育の質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。 *特別支援教育研究研修員受講
心理検査の活用（WISC-IIIを中心に）	名越 斉子 (埼玉大学・ 准教授)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの発達の状態や認知特性を評価するためには、WISC-IIIや K-ABC のような標準化された知能検査を用いて専門的なアセスメントを行うことが重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どものアセスメントによく使われる発達検査である WISC-III、K-ABC を中心に検査内容、検査方法、結果の解釈そして活用の仕方について解説し、実際について演習を通して学ぶ。
重複障害教育論	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・ 主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
特別な教育的ニーズと情報機器の活用	金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・ 研究員)	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー（支援技術）を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
個別の教育支援計画の作成と活用	西牧 謙吾 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員)	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人にそった支援のあり方が重要になる。本講義では医療的な連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
所内施設見学	教育情報部・ 教育相談部・重複班	以下の研究所固有の設備・機器等を見学する予定。 ・発達障害教育情報センター「支援機器・教材教具展示室」 ・「i・ライブラリー」 ・教育相談について(スヌーズレン・ルーム含) ・生活支援研究棟
発達論	鯨岡 峻 (中京大学・教授)	人は、他者との相互的な関わりの中で「育てられる」と同時に関わり手である他者も「育てて」いる。教育の場においても子どもは教員や仲間との関わりから自らの発達を遂げ、ともに成長し合っている。この複雑な現象を理解するためには事実だけを積み上げるのではなく、その意味を掘り起こすことが重要である。本講義では、複雑な子どもの発達の意味を掘り下げていくために必要な知見を関係発達の観点から論じる。
特別支援教育における ICF 活用	徳永亜希雄 (教育支援部・ 主任研究員)	ICF(国際生活機能分類)は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(幼稚園・小学部・中学部・高等部)でも「障害のとりえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO(世界保健機関)の障害観の変遷や ICF 及びその児童版である ICF-CY について、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。
行動と学習の見方	渡部 匡隆 (横浜国立大学・ 教授)	子どもの行動や学習は、彼らを取り巻く環境に多く影響を受ける。特に一見すると問題と見なされる行動については、そこに関与している人的・物理的要因を明らかにしたうえで具体的かつ効果的な手だてを検討し、生活及び学習環境を整えることが重要である。本講義では、子どもの行動と学習の見方について応用行動分析的な視点から論じる。
脳機能と発達障害	渥美 義賢 (国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員)	発達障害のある子どもの指導・支援にあたり、脳科学の応用が重視されてきている。本講義では、学習、知覚、認知、コミュニケーション能力等の脳機能に関する最新の知見を紹介する。また、脳科学の視点から、発達障害のある子どもの特性や状態像の捉え方について概説する。

講義等題目	講師(所属・職名)	講義等内容
教育と福祉・医療・労働との連携	藤井 茂樹 (バームこどもクリニック・顧問)	児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応える教育を進めるためには、各学校内の協力体制を構築するだけでなく、学校外の関係機関との連携協力が不可欠である。これらの趣旨を踏まえ、教育と医療、福祉、労働等の関係機関との連携について、その考え方と実際を概説する。
視覚障害教育論	田中 良広 (教育相談部・総括研究員)	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
聴覚障害教育論	小田 侯朗 (企画部・総括研究員)	聴覚障害教育は、ことばの獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。今日の特別支援教育体制においては、聴覚障害児に対する様々な場での適切な指導や教育的支援が課題となる。ここではコミュニケーション手段、早期教育・高等教育、補聴システムの整備等、聴覚障害教育の現状と課題を概観し、課題解決のための方途について考える。
交流及び共同学習の意義と課題	藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員)	障害者基本法や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
知的障害教育論	井上 昌士 (教育支援部・総括研究員)	知的障害教育においては、特別支援学校(知的障害)の児童生徒の障害の多様化に伴ない、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。
脳の生理と病理	西牧 謙吾 (教育研修・事業部・上席総括研究員)	障害の原因には、中枢神経系の障害等の関与が指摘されている。本講義では、発生から分娩までの生理、また、脳・神経系の構造と機能、それらによって発現する脳機能の障害や疾患についての基本的な知識について解説する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
肢体不自由教育論	長沼 俊夫 (企画部・ 総括研究員)	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、教員の専門性について考える。
病弱教育論	滝川 国芳 (教育支援部・ 総括研究員)	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
(講義・演習) 学校における組織の活性化 と指導的教員の役割	佐々木亮子 (有限会社アール ズセミナー・ 代表取締役)	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で携わる教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々な連携を進める際に必要なリーダーシップについて講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや職員研修のあり方についても触れる。講義には演習形式が含まれる。 *特別支援教育研究研修員受講
諸外国における障害のある 子どもの教育	棟方 哲弥 (企画部・ 総括研究員) 大内 進 (教育支援部・ 部長) 滝川 国芳 (教育支援部・ 総括研究員) 横尾 俊 (教育相談部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・ 主任研究員)	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を向かえている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。 学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒 239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-1-2

○研究協議

題 目 等	内 容 等
研 究 協 議	テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。 ①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1コマ） ②事前レポートに基づいた問題意識の協議と整理、テーマ設定（計2コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計5コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、全体で協議（準備1コマ、発表1コマ） 班編成は、研修員個々の課題等に基づき少人数（10班を予定）で行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。

2. 自閉症・情緒障害教育専修プログラム講義等

*都合により一部変更する場合がある。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
発達障害への医学的対応	市川 宏伸 (東京都立小児総合医療センター・理事)	発達障害のある子どもは、行動面や精神面に問題が生じやすい。本講義では、その特性の捉え方や支援のあり方等も含め、医学的な対応について解説する。また、児童・小児神経科で対応を必要とする疾患や使用される薬物について臨床における実際とその理論的背景について触れるとともに、医療と教育の連携の在り方について言及する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
発達障害のある人の社会参加	上野 一彦 (東京学芸大学・名誉教授)	青年・成人期の発達障害のある人の状態像に触れながら、社会的自立における課題について概説する。なかでも、進路、さらには高等教育に焦点を当て、課題及び具体的な支援内容、わが国の現状と新たな取り組みについて解説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症教育における発達の理論	広瀬 宏之 (横須賀市療育相談センター・所長)	定型発達に認められる発達段階、個人差、関係性の3つの指標は、ASD にとっても同様に指標となる。本講義では、DIR (Developmental, Individual-Difference, Relationship-Based: 発達段階と個人差を考慮に入れた、関係性に基づいたアプローチ)における6つの発達段階について示し、ASDの子ども発達段階について概説する。合わせて、floortime に代表される DIR の包括的なプログラムについて解説する。
特別支援学級及び通級指導教室の役割	大城 政之 (教育情報部・総括研究員)	特別支援学級や通級指導教室の担当教員は、その専門性から校内の特別支援教育推進のキーパーソンであり、また特別支援教室(仮称)の構想に向けて特別支援学級及び通級指導教室には弾力的な運用が求められている。本講義では、今後の特別支援学級及び通級指導教室の役割等について概説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症の診断と評価	神尾 陽子 (国立精神・神経センター精神保健研究所・児童・思春期精神保健部長)	教育現場で自閉症の子どもを指導する際、最新の医学情報は子どもへの理解や指導プログラムの作成において重要な手がかりとなる。特に現場では自閉的傾向といった言葉や概念が使われている一方で、スペクトラムの考え方が入ってきており混乱している教員もいる。本講義では、児童精神医学の観点から、事例を取り上げ自閉症の子ども診断と評価について解説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
(講義・演習) 個別の指導計画の作成	小林 倫代 (教育相談部・総括研究員)	特別支援学級における個別の指導計画作成は、現場でも普及し多くの担当者が作成している。本講義では、個別の教育支援計画と個別の指導計画の違いや記載内容等について学び、特に個別の指導計画の意義と活用方法について概説し、具体的な事例を通して実際に個別の指導計画の作成を試みる。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
子どもの虐待の理解と対応	関口 博久 (宮城教育大学・教授)	子どもの虐待は近年増加の一途をたどっており、今日最も深刻な問題の一つである。本講義では、子どもの虐待の基本的な理解と対応の在り方や考え方のポイントについて具体的に解説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症教育における行動分析の理論	加藤 哲文 (上越教育大学・教授)	行動療法から派生した行動分析あるいは応用行動分析は、子どもの行動に焦点を当てて自閉症を理解すると共に、特に行動問題における背景や行動を維持している要因を分析し、具体的な解決方法を導き出す指導方法の1つである。本講義では、応用行動分析の全般について概説するとともに、特に行動問題の解決方法に関して具体的な事例を交えて解説する。
情緒障害教育の実践① 一場面かん黙（選択性かん黙）等への指導を中心にー	久田 信行 (群馬大学・教授)	心因性の情緒障害では場面かん黙（選択性かん黙）や神経性習癖、不登校等がある。本講義では、場面かん黙（選択性かん黙）や強迫神経症の症例などを紹介するとともにその指導について、多数の事例をもとに論述する。
(講義・演習) 特別支援学校におけるセンター的機能の実践	川上 康則 (東京都立港特別支援学校・主任教諭)	特別支援学校におけるセンター的な取り組みについて紹介するとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童あるいはその疑いがみられる児童について、その観察の視点を明確にしながら、特別支援学校の地域支援における具体的な取り組みの在り方について検討する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
発達障害のある子どもの二次的問題	齊藤万比古 (国立国際医療研究センター 国府台病院・部長)	発達障害のある子どもは、障害特性である一次障害に対する支援とともに、まわりの環境との相互作用の結果である反抗や不登校等の二次的問題に対する支援を組み合わせる必要がある。本講義では、二次的問題の捉え方とそれに対する支援の在り方について概説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
(講義・演習) わかる授業と学級経営の工夫	笹森 洋樹 (企画部・総括研究員)	通常の学級で配慮を要する子どもに個別的な支援を行うためには、学級全体が落ち着いて学ぶことのできる学習環境が基盤となる。本講義では、授業改善や学級経営の視点から、通常の学級におけるわかる授業づくりや集団づくりの工夫について、また、集団指導と個別指導の在り方について解説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
発達障害の思春期・青年期の課題	廣澤 郁子 (メンタル神田クリニック・院長)	発達障害のある子どもはその発達段階に応じて抱える課題が異なり、特に思春期・青年期の課題は大きい。本講義では、自閉症の子どもを含む発達障害の子どもたちの思春期・青年期の問題を整理したうえで、長期的な視野をもった指導の在り方について概説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
体と心のケア	國分 聡子 (静岡大学 教育学部附属 特別支援学校・ 教諭)	発達障害のある子どもは、自分の気持ちをうまく伝えられず、特に思春期には感情や行動をコントロールが困難になる場合が多い。本講義では、子どもたちの体と心のアンバランスさの捉え方と思春期等における対応の在り方について、具体例を交えて論述する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症のある児童生徒が在籍する学級での授業づくり	自閉症・情緒障害 専修プログラム担当スタッフ	特別支援学級の授業は、在籍児童生徒が複数学年にまたがっていたり、実態が多様であるため授業づくりが難しいことがあげられる。自閉症のある児童生徒が在籍する特別支援学級においては、その特性を踏まえて授業づくりを行う必要がある。本演習では、自閉症のある児童生徒が在籍する特別支援学級の事例を想定して、グループで協議しながら授業案を作成する。
自閉症の子どものアセスメント	岩田 信子 (筑波大学附属 久里浜特別支援 学校・ 幼稚部主事) 神部 守 (同・小学部主事) 高尾 政代 (同・研究主任)	自閉症の子どもの指導・支援においては、実態把握を行うことが必要不可欠である。本講義では、自閉症の子どもへの理解と個別の指導計画の立案に向けた手だてとして CARS (小児自閉症評定尺度) と PEP-III (心理教育プロフィール) を取り上げる。そして、これらの心理検査における査定項目、検査から得られた結果の解釈と実際の指導・支援への活用の在り方、アセスメントの実施にあたっての配慮事項等について概説する。
(講義・協議) 特別支援学級における教育課程の在り方	廣瀬由美子 (教育情報部・ 上席総括研究員)	自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成は、通常の教育課程を基本としながら、特別支援学校の学習指導要領等を参考にして特別の教育課程の編成が可能となっている。本講義では、自閉症の児童生徒を指導する特別支援学校の教育課程編成の在り方について講義するとともに、特別支援学級における教育課程の編成の在り方について検討する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
特別支援学級設置校経営の現状と課題	吉本 裕子 (東京都小平市立 鈴木小学校・ 校長)	特別支援学級設置校では、特別支援学級の学級経営上の課題の他、通常の学級との関係などにおいても課題がある。本講義では、学校長の立場から特別支援学級設置校経営の現状と課題について、学校経営的な視点、特別支援学級の学級経営からの視点で、その現状と課題について概説するとともに、特別支援学級における具体的な課題解決のあり方について言及する。 *発達障害教育専修プログラムと共通

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
(講義・演習) 関係性の障害とその対応	植木田 潤 (教育相談部・ 研究員)	乳児は授乳を通じて、母親から身体の栄養を得ると同時に、肌の温もりや柔らかさから安心感や幸福感という心の栄養を得ている。この心理的な授乳に示唆される「成長に不可欠な何かを取り入れること」こそ、何かを「学ぶ」ということの原点になっていると言えるだろう。この学ぶことを巡って生ずる、成長に不可欠な関係性とはどのようなものか考えてみたい。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症のある児童生徒の家族支援	柳澤亜希子 (教育情報部・ 研究員)	自閉症児・者が示す特性への理解やそれへの対応の難しさ、社会の自閉症に対する誤った理解等により、自閉症児・者の家族は強いストレスを有しており、家族への支援の必要性は極めて高い。本講義では、心理社会的ならびに教育的側面から、自閉症のある子どもと生活する保護者及びきょうだいが直面している問題と支援の在り方について言及する。
自閉症者における就労	梅永 雄二 (宇都宮大学・ 教授)	発達障害者支援法において、発達障害者の就労支援の体制整備及び特性に応じた就労支援の確保について示されている。自閉症者における就労支援の実情や自閉症者の特性に応じた就労支援の在り方について、具体例を交えて論述する。
(講義・演習) 自閉症の子どものソーシャルスキル指導の実践	涌井 恵 (教育情報部・ 主任研究員)	自閉症の中核的な症状の一つである社会性の問題について、幅広く取り上げ、特に仲間関係の改善に焦点を当てた講義を行う。また、ソーシャルスキル指導の実践例を示すと共に、演習を通してアセスメント方法や指導方法の理解を深め、自閉症の子どもの社会性の指導のあり方について考える。
(講義・協議) コミュニケーションの指導	竹田 契一 (大阪医科大学 LDセンター・ 客員教授)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもは、聞くこと、話すことに直接的な障害はないが周囲との関わりの中で相互性のあるコミュニケーションをとることに課題がある場合が多い。本講義では、人との関わりという視点からコミュニケーションのつまずきと支援の在り方について考える。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症の認知発達を理解	染谷 利一 (東京大学医学部 附属病院・ 医療技術職員)	自閉症の認知発達については、学校現場で使われている「認知発達治療の実践マニュアル-自閉症のステージ別発達課題-(別称「自閉症の太田ステージ」)がある。本講義では、各ステージでいう認知発達段階を促す学習課題等を参考に太田ステージの解説と具体的な指導事例を紹介する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
高等学校における発達障害のある生徒の指導と支援	中田 正敏 (明星大学・ 特任准教授)	文部科学省では平成19年度より、「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施している。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議においても高等学校WGの報告がまとめられたところである。高等学校の段階にある発達障害等の生徒の課題と支援の在り方について解説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
学校コンサルテーションの実際	小澤 至賢 (教育支援部・ 主任研究員)	特別支援教育では教育的ニーズのある個々の事例に対して校内支援体制を構築し、学校全体で対応していくことが重要となる。本講義では、相談機関における学校コンサルテーションについて概説し、具体的な相談事例をもとに学校コンサルテーションの在り方やコーディネーターの役割について解説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
小中学校における自閉症のある児童生徒の指導と支援	玉木 宗久 (企画部・ 主任研究員)	通常の学級に0.8%程度在籍すると思われる高機能自閉症等や知的障害のある自閉症の子どもが、交流及び共同学習を行う際に、通常の学級担任は彼らをどのように理解し、具体的な指導・支援をどのようにすればよいのかについては、現場において大きな課題である。本講義では、自閉症の特性について概説し、アコモデーションの観点から通常の学級における支援や対応について検討する。
(講義・演習) カウンセリングの理論と演習	伊藤 由美 (教育研修・事業部・ 研究員)	発達障害のある子どもたちは、集団生活の中で自己効力感や自己肯定感を維持することが困難であり、脆弱な対人関係を積み重ねてきた結果として、二次的障害を生じやすくなっている。こうした困難をケアしていく上で、カウンセリングの知見や実践が有効であることが多い。本講義では、愛着の形成や関係性といったカウンセリングの視点に基づく心理的な支援の在り方について検討する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症教育における TEACCHの理論	安倍 陽子 (横浜市東部地域 療育センター・ 臨床心理士)	自閉症教育では、見通しをもちにくいために不安に陥りやすい自閉症の子どもへの特性に配慮する TEACCH プログラムの構造化等の指導方法が有効な手だてとして学校現場に定着しつつある。しかし、写真カードの提示といった形からの模倣が多いため、TEACCH プログラムの本質的なねらいや構造化の理論等が十分に理解されていない実態もある。本講義では、自閉症教育における総合的な支援の在り方について、TEACCH プログラムの理論と具体的な実践例について解説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
幼児期における自閉症児の支援	中谷 圭子 (横須賀市こども 青少年支援課・ 上席主査)	自閉症のある子どもの早期発見・早期支援は、重要課題である。本講義では、自閉症のある子どもの幼児期における具体的対応や支援の在り方について具体的な実践例や幼稚園・保育所のコーディネーターを対象とした研修の取り組みなどを交えて解説する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
情緒障害教育の実践② ー不登校への指導を中心にー	渡辺圭太郎 (西東京市立田無 第二中学校・ 主幹教諭)	心因性の情緒障害では選択性かん然や神経性習癖、不登校等がある。特に不登校児童生徒は増加傾向にある。本講義では、特に中学校における不登校生徒への理解と対応の実際を通して、自閉症・情緒障害特別支援学級や通級による指導(情緒障害対象)における具体的な指導内容及び指導方法を解説する。
(講義・協議) 支援ツール・教材教具の作成と活用	浅川 義丈 (富山大学 人間発達科学部 附属特別支援学校・教諭)	知的障害のある自閉症や高機能自閉症等の子どもを念頭におき、情緒障害特別支援学級や通級指導教室等で利用できる支援ツールを紹介し、その教材・教具と障害特性との関連について概説する。
発達障害に関わる福祉制度	時末 大輝 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課・ 福祉財政係長)	発達障害者支援法、障害者自立支援法をはじめとして、発達障害者に対する法整備や支援施策など少しずつサービスの充実化が進められているが、就労支援や手帳の問題など課題もある。今後の福祉・就労等制度の方向性について概説する。 *発達障害教育専修プログラムと共通
ライフステージを通じた支援、保護者の立場から	山岡 修 (日本発達障害 ネットワーク・ 副代表)	発達障害のある子どもの子育てをしてきた保護者がライフステージにおいて学校や地域からどのような支援を受けてきたかという事例から、発達障害のある子どものライフステージを通じた支援の在り方について考える。 *発達障害教育専修プログラムと共通
自閉症・情緒障害教育の現状と課題	石塚 謙二 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 ・特別支援教育調査官)	情緒障害教育は、比較的歴史が浅い教育分野である。しかし、発達障害の位置づけである自閉症と心因性のかん然等の教育課程や指導内容及び方法には大きな違いがあることから通級における指導では自閉症と情緒障害が区別された経緯がある。本講義では、特別支援教育行政から見た自閉症と情緒障害の現状や今後の展望について概説し、これからの特別支援教育の課題について言及する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
発達障害に対応する高等学校等、自閉症のある成人就労施設見学	社会福祉法人けやきの郷 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 東京都立青鳥特別支援学校 横浜市立平沼小学校 通級指導教室	実地研修は、充実した取り組みを行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。 今回は、社会福祉法人けやきの郷、星槎大学キャンパス、東京都立青鳥特別支援学校、横浜市立平沼小学校発達障害通級指導教室を訪問し、自閉症者の就労支援の実際について学ぶ機会とする。 *発達障害教育専修プログラムと共通 社会福祉法人 けやきの郷 〒 350-0813 埼玉県川越市平塚新田高田町 162 Tel 049-232-6363 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 〒 259-0111 神奈川県中郡大磯町国府本郷 1805-2 Tel 0463-71-6048 東京都立青鳥特別支援学校 〒 154-0001 東京都世田谷区池尻 1-1-4 Tel 03-3424-2525 横浜市立平沼小学校通級指導教室 〒 220-0023 神奈川県横浜市西区平沼 2-11-36 Tel 045-321-7341 (通級指導教室)

○課題研究

題 目 等	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で10コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

3. 言語障害教育専修プログラム講義等

*都合により一部変更する場合がある。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
(講義・協議) 言語障害教育における実践研究	牧野 泰美 (教育研修・事業部・主任研究員) 松村 勘由 (企画部・上席総括研究員) 小林 倫代 (教育相談部・総括研究員) 久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	言語障害教育においては、言語に障害のある子どもへの指導・支援、ことばの教室等の経営、子どもを中心とした様々な連携等、多様な観点から実践を検討し、担当者力量を高めていくことが必要である。ここでは、実践研究会、事例検討会等での言語障害教育に関する実践報告・研究の動向、在り方等について概観するとともに、受講者の所属する学校・教室等における実践の課題等について協議する。
構音障害の基礎	松村 勘由 (企画部・上席総括研究員)	構音とその障害に関する基礎的事項及び関連知識は、言語障害教育に携わるうえで必要不可欠なものである。この講義では、構音器官、日本語の語音、構音部位と構音様式、国際音声記号等、構音に関する基礎事項を解説するとともに、構音の発達や様々な構音障害について整理し、構音障害の評価や指導について考え実践していくうえでの基礎を培う。
言語障害教育の現状と課題	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	言語障害教育の現状や抱える課題を概観することは、児童生徒の指導・支援、教室経営に携わるにあたり不可欠なことである。ここでは、言語障害教育の始まり、特殊学級(当時)における指導から通級指導教室での指導への移行等の歴史的推移を踏まえ、「通級による指導」の意義と今日的な課題、特別支援教育における言語障害教育の在り方等を展望する。
言語発達の遅れの基礎	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	言語障害教育の対象である言語の基礎的事項に遅れのある子どもは、ことばの教室に占める割合が多く、状態像も様々である。この講義では、乳幼児期からの言語・コミュニケーションの発達について、子どもの発達の全体像と関連させながら解説するとともに、言語に遅れや偏りがある子どもの見方、捉え方と、指導・支援を考えるうえでの基礎事項にふれる。
コミュニケーション障害とその援助	松村 勘由 (企画部・上席総括研究員)	言語障害を子どもと周囲・他者とのコミュニケーションの障害と捉えることで、子どもへの支援の幅が大きく広がる。子どもを学校や家庭、地域の中で生活する主体として見つめ、子どもの暮らしの中で繰り広げられる周囲との関わり合いの中で捉えることを通して、子どものコミュニケーション上に生じる様々なつまづきに対して支援するという、子どもと周囲の関係を視点をのいた支援の在り方について言及する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
言語機能とコミュニケーション	牧野 泰美 (教育研修・事業部・主任研究員)	言語指導に携わるうえで言語機能、言語機能の獲得と障害、コミュニケーションの成立や深まり等に関する知見を知っておくことは重要である。ここでは、人にとってのことば、ことばのもつ様々な側面・機能とその獲得、コミュニケーションの成立及び障害の本質・構造、等に関する知見を解説し、それらを踏まえて、コミュニケーションを深め広げるという観点から子どものことばを支える関わりについて考える。
言語障害教育における個別の指導計画と子どもや保護者のニーズへの対応	小林 倫代 (教育相談部・総括研究員)	言語障害教育の主たる指導の場であることばの教室においては、個々の子どもへの個別の指導、対応とともに保護者への対応も求められている。ここでは、子どもと出会ってから指導計画を作成するまでにどのような情報を集めて整理するのか、どのようなことを考えて目標や課題を立てていくのか、また、保護者への対応をどのようにすすめていくのか等について全国調査の結果も紹介しながら考える。
吃音の基礎	牧野 泰美 (教育研修・事業部・主任研究員)	吃音については、現在までの科学、医学において解明されていない要素もあるが明らかになっていることも多い。吃音は言語障害教育の主たる対象の一つであり、吃音をめぐる基礎事項は重要である。この講義では、吃音の特徴、発吃、進展に関する諸理論等、吃音に関して踏まえておくべき事項を解説するとともに、実践の動向も概観し、吃音及び吃音への支援に関する様々な捉え方や考え方にふれる。
ことばの教室と福祉機関の連携	清水 英子 (横浜市南部地域療育センター・ソーシャルワーカー)	ことばの教室で言語に障害のある子どもの指導・支援を行っていくうえでは、福祉等の関係機関との連携は重要なことである。ここでは、療育の場における支援について、制度、子どもや保護者への対応と関わりの実際等について概説するとともに、教育の場に求められる事項、どのような連携が望まれるのか、連携を図っていくうえでの課題等について考える。
通級指導教室設置校経営の現状と課題	加藤 始 (小田原市立町田小学校・校長) 町井 敦子 (湯河原町立湯河原小学校・教諭)	通級指導教室設置校では、通級指導教室の教室経営上の課題の他、通常の学級との関係など考慮すべき点も多い。本講義では、通級指導教室設置校経営の現状と課題について、学校長の立場からは主に学校経営的な視点で、通級指導教室担当者の立場からは主に教室経営的な視点で、その現状と課題について概説するとともに、通級指導教室における具体的な課題解決のあり方について言及する。
口蓋裂の医療	大久保文雄 (昭和大学・准教授)	口蓋裂の指導には医療との連携が不可欠である。この講義では口蓋裂の医療を概説する。口蓋裂は先天性の比較的頻度の多い疾患であり、その治療には多数の構成メンバーによるチーム医療が必要とされている。その理解のために、ここでは口蓋の解剖、生理、発生、口蓋裂の病理、外科的治療について解説する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
言語発達の遅れの指導 一言語・コミュニケーションの指導を中心に	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	言語の基礎的事項の発達に遅れや偏りが見られる子ども、とりわけ音声言語、コミュニケーションに課題を抱える子どもに視点を当て、指導・支援の在り方を考える。ことばに遅れのある乳幼児との「早期出会いの場」である乳幼児検診、「早期からのかかわり」の場である療育について、その内容を保護者の思いも含めて解説するとともに、ことばの教室での支援について考える。また、音声言語の育ちを支える様々な視点にもふれる。
構音障害の評価と指導	中村 勝則 (江東区立南陽小学校・教諭)	構音を主訴とする子どもに対する指導・支援を行うにあたっての必要事項を取り上げる。ここでは、「構音障害の基礎」を踏まえながら、子どもの構音の問題をどのように捉えるか、構音発達の条件、構音の評価と子どもの評価、構音の検査、構音指導の原則及び指導法について解説するとともに、様々な子どもの状態・状況に応じてどのように考え実践したらよいかについても言及する。
言語発達の理論	浜田寿美男 (奈良女子大学・名誉教授)	子どもの言語を支えるうえで、言語発達に関する理論を踏まえて実践を行うことは重要である。ことばは人と人をつなぐが、ことばによって初めて人と人がつながるのではない。むしろ、人と人がつながるところにことばは生まれると考えられる。ここでは、ことばの発生の問題を考えるとともに、言語発達と自我形成の絡みについて論じる。
(講義・演習) 吃音の指導の実践	瀧田 智子 (文京区立金富小学校・主任教諭)	吃音のある子どもへの指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。吃音について知る、個々の吃音の特徴を知る、子ども、保護者、担当教師自身の吃音についての感じ方を捉える、話し方を変化させる等の実践を提示し、実際の指導について考え合うとともに演習も行う。
(講義・演習) 言語障害と聴覚機能	横尾 俊 (教育相談部・主任研究員)	言語は聴覚機能と密接な関係がある。ことばの遅れを主訴とする相談等では、聴覚障害が疑われる場合も少なくない。したがって、言語障害教育に携わる場合に、聴覚機能とその障害に関する知見は不可欠である。ここでは、聴覚機能について生理学的、心理学的に解説するとともに実践事例にも触れる。さらに、聴力検査について解説し、演習を行う。
吃音への指導・支援	小林 宏明 (金沢大学・准教授)	現時点において吃音の原因は解明されておらず、したがって吃音に関して原因論に基づいた指導法、治療法は確立されていない。しかし、吃音に関する生理学的、心理学的、社会学的研究は日々進歩しており、指導・支援方法の研究も進んでいる。ここでは最新の吃音に関する知見を踏まえながら、吃音臨床における問題は何か、どのような指導・支援が可能なのか、吃音症状の捉え方も含めて論じる。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
学校・地域におけることばの教室の役割	金曾奈穂美 (北海道中川郡 幕別町立札内南 小学校・教諭)	特別支援教育体制においてことばの教室はその機能・役割が注目されているところであり、地域の状況に応じた柔軟な運営が求められている。ここでは、ことばの教室担当者の実践から、校内や地域においてことばの教室(ことばの教室担当者)がどのような役割を果たせるのか、どのような教室経営が考えられるのか、力量を高めるために地域でどのように研修を積んでいくのか等について考える。
言語発達の遅れの指導 ー読み・書きの指導を中心にー	大城 政之 (教育情報部・ 総括研究員)	近年、ことばの教室での指導・支援が増加傾向にある。言語の基礎的事項の発達に遅れや偏りが見られる子ども、とりわけ、読み・書きが困難な子どもに視点を当て指導・支援の在り方を考える。ここでは、読み・書きに困難を抱える子どもの見方や理解、アセスメントの視点、方法、そして指導・支援の考え方やその実際について解説する。
言語障害教育の教育課程	大西 孝志 (文部科学省初等 中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	言語障害特別支援学級や通級指導教室において、児童生徒の指導に携わり、学級・教室経営を行っていくうえでは、言語障害教育の教育課程編成の基本的な考え方を踏まえることが重要である。この講義では、教育課程の基準である学習指導要領に基づいた言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について解説する。
器質的構音障害(口蓋裂等)の指導	今富 摂子 (目白大学・ 准教授)	構音障害の子どもへの指導・支援においては、口蓋裂等の器質的構音障害に関する専門性も不可欠である。ここでは、口蓋裂及びその類似領域を取り上げ、構音の特徴、鼻咽腔閉鎖機能、構音の評価について解説する。さらに、指導法についても具体的に説明するとともに、口蓋裂の子どもの学齢期における留意点、医療との連携等についても言及する。
(講義・演習) 構音障害の指導の実践	西田 立郎 (上尾市立 西小学校・教諭) 中澤 洋子 (長野県千曲市立 屋代小学校・ 教諭)	構音障害のある子どもへの指導・支援に関して主にことばの教室での実践を取り上げ、報告、解説、演習するとともに協議する。特に構音指導の基本事項である音作り、歪み音(側音化構音、口蓋化構音)の指導について詳細にふれるとともに、実際の構音指導をいくつかの事例を通して述べる。また、様々な構音指導の教材も紹介し演習する。
吃音問題への支援と対応	伊藤 伸二 (日本吃音臨床 研究会・会長)	吃音の問題は症状のみではない。吃音に起因して生じる様々な困難さを視野に入れ、また、生涯にわたり吃音症状が消失しない可能性も念頭において指導・支援を考える必要がある。では、症状の軽減・消失にとらわれない支援とはどのようなものなのか、子どもが自らの吃音と上手く向き合い、つきあっていくことを支えるために教育の場で何ができるのか、様々な実践、試みを通して提示する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
言語心理学	林部 英雄 (横浜国立大学・教授)	人はいかに言語を獲得し、人はいかに言語を利用するのか。人と言語に関するこのような事項についての知見は、言語指導を考えるうえでの基礎理論として重要である。ここでは、臨界期等の概念も含め、どのような時期にどのような事柄を習得するのかといった言語の生物学的基礎について論じる。さらに、機能主義的な観点から、言語指導に資する知見にもふれる。
(講義・演習) 言語発達の遅れの指導の実践	阿部 厚仁 (世田谷区立烏山北小学校・主任教諭)	言語の基礎的事項に発達の遅れや偏りが見られる子どもの指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。特に子どもをいかに理解するか、教材・教具の工夫と活用、ことば・コミュニケーションの基礎を育て広げる指導実践等について提示し、共に考える。また、ことばの育ちを支えるうえでのことばの教室の経営、教室担当者の役割等についても考える。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
言語障害児の指導の実際	葉山町立葉山小学校 言語障害通級指導教室	実地研修は、充実した取り組みを行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。 今回、言語障害通級指導教室において行われている教育実践と施設の見学を行う。 葉山町立葉山小学校 〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2050

○課題研究

題 目 等	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で10コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

4. 発達障害教育専修プログラム講義等

*都合により一部変更する場合がある。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
発達障害への医学的対応	市川 宏伸 (東京都小児総合医療センター・理事)	発達障害のある子どもは、行動面や精神面に問題が生じやすい。本講義では、その特性の捉え方や支援のあり方等も含め、医学的な対応について解説する。また、児童・小児神経科で対応を必要とする疾患や使用される薬物について臨床における実際とその理論的背景について触れるとともに、医療と教育の連携の在り方について言及する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
発達障害のある人の社会参加	上野 一彦 (東京学芸大学・名誉教授)	青年・成人期の発達障害のある人の状態像に触れながら、社会的自立における課題について概説する。なかでも、進路、さらには高等教育に焦点を当て、課題及び具体的な支援内容、わが国の現状と新たな取り組みについて解説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
特別支援学級及び通級指導教室の役割	大城 政之 (教育情報部・総括研究員)	特別支援学級や通級指導教室の担当教員は、その専門性から校内の特別支援教育推進のキーパーソンであり、また特別支援教室(仮称)の構想に向けて特別支援学級及び通級指導教室には弾力的な運用が求められている。本講義では、今後の特別支援学級及び通級指導教室の役割等について概説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
自閉症の診断と評価	神尾 陽子 (国立精神・神経センター 精神保健研究所・児童・思春期精神保健部長)	教育現場で自閉症の子どもを指導する際、最新の医学情報は子どもへの理解や指導プログラムの作成において重要な手がかりとなる。特に現場では自閉的傾向といった言葉や概念が使われている一方で、スペクトラムの考え方が入ってきており混乱している教員もいる。本講義では、児童精神医学の観点から、事例を取り上げ自閉症の子どもの診断と評価について解説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
子どもの虐待の理解と対応	関口 博久 (宮城教育大学・教授)	子どもの虐待は近年増加の一途をたどっており、今日最も深刻な問題の一つである。本講義では、子どもの虐待の基本的な理解と対応の在り方や考え方のポイントについて具体的に解説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
(講義・協議) ペアレント・トレーニング の実際	井上 雅彦 (鳥取大学医学部 臨床心理学講座・教授)	早期から障害が認められにくい LD 等の子ども達は、その特性について保護者と共通理解を図り、家庭と学校が協力して支援を行うことがとても重要になる。本講義では、子どもの行動変容を促進するために近年、多く用いられている親を補助治療者としてトレーニングするプログラムであるペアレント・トレーニングの基本的な考え方について学ぶ。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
早期発見と早期支援	本田 秀夫 (山梨県立こころの発達総合支援センター・所長)	発達障害のある子どもの早期発見・早期支援を具現化することは、発達障害者支援法にも規定されている国の重要課題である。本講義では、発達障害の早期発見と早期からの支援の在り方の重要なポイントについて特別支援教育と医療との連携を踏まえて解説する。
(講義・演習) 特別支援学校におけるセンター的機能の実践	川上 康則 (東京都立港特別支援学校・主任教諭)	特別支援学校におけるセンター的な取り組みについて紹介するとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童あるいはその疑いがみられる児童について、その観察の視点を明確にしながら、特別支援学校の地域支援における具体的な取り組みの在り方について検討する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
発達障害のある子どもの二次的問題	齊藤万比古 (国立国際医療研究センター 国府台病院・部長)	発達障害のある子どもは、障害特性である一次障害に対する支援とともに、まわりの環境との相互作用の結果である反抗や不登校等の二次的問題に対する支援を組み合わせる必要がある。本講義では、二次的問題の捉え方とそれに対する支援の在り方について概説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
(講義・演習) わかる授業と学級経営の工夫	笹森 洋樹 (企画部・総括研究員)	通常の学級で配慮を要する子どもに個別的な支援を行うためには、学級全体が落ち着いて学ぶことのできる学習環境が基盤となる。本講義では、授業改善や学級経営の視点から、通常の学級におけるわかる授業づくりや集団づくりの工夫について、また、集団指導と個別指導の在り方について解説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
発達障害の思春期・青年期の課題	廣沢 郁子 (メンタル神田クリニック・院長)	発達障害のある子どもはその発達段階に応じて抱える課題が異なり、特に思春期・青年期の課題は大きい。本講義では、自閉症の子どもを含む発達障害の子どもの思春期・青年期の問題を整理したうえで、長期的な視野をもった指導の在り方について概説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
体と心のケア	國分 聡子 (静岡大学教育学部附属特別支援学校・教諭)	発達障害のある子どもは、自分の気持ちをうまく伝えられず、特に思春期には感情や行動をコントロールが困難になる場合が多い。本講義では、子どもたちの体と心のアンバランスさの捉え方と思春期等における対応の在り方について、具体例を交えて論述する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
幼児期における支援	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	発達障害のある子どもの早期発見・早期支援は、発達障害者支援法においても規定されている重要課題である。本講義では、発達障害等のある子どもの幼児期における具体的対応や支援の在り方について、幼稚園や保育所における具体的な実践例を交えて解説する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
保護者、地域との連携の在り方	梅田 真理 (教育情報部・ 総括研究員)	特別支援教育を進めるには保護者との共通理解の基に連携を図り、協働していくことがとても重要になる。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある子どもの保護者の悩みやニーズを概観し、教員、学校、専門機関、そして地域が支える連携の在り方について言及する。
感覚・運動面の指導	辻 薫 (大阪府作業療法士 会・事業部発達部 門代表)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの中には感覚刺激への過敏性や協調運動の拙さ、不器用さ等により学習面や行動面に様々な困難を抱えている場合がある。本講義では、LD 等に見られる感覚運動面の問題についての把握、分析の仕方、対応の基本を具体例を交えて解説する。
(講義・協議) 特別支援学級における教育 課程の在り方	廣瀬由美子 (教育情報部・ 上席総括研究員)	自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成は、通常の教育課程を基本としながら、特別支援学校の学習指導要領等を参考にして特別の教育課程の編成が可能となっている。本講義では、自閉症の児童生徒を指導する特別支援学校の教育課程編成の在り方について講義するとともに、特別支援学級における教育課程の編成の在り方について検討する。 * 自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
特別支援学級設置校経営の 現状と課題	吉本 裕子 (東京都小平市立 鈴木小学校・ 校長)	特別支援学級設置校では、特別支援学級の学級経営上の課題の他、通常の学級との関係などにおいても課題がある。本講義では、学校長の立場から特別支援学級設置校経営の現状と課題について、学校経営的な視点、特別支援学級の学級経営からの視点で、その現状と課題について概説するとともに、特別支援学級における具体的な課題解決のあり方について言及する。 * 自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
(講義・演習) 学習のつまずきの把握とその 対応	海津亜希子 (教育相談部・ 主任研究員)	発達障害のある子どもは、学習面において何らかのつまずきを示す。学習面でのつまずきは、学校教育に留まらず社会生活にまで影響を及ぼすことも少なくない。そこで、こうしたつまずきへ早期に(予防的に)対応し、効果的指導を提供するために、どのようにアセスメントを行い、その結果を指導につなげていくかについて概説する。特に早期把握・早期支援の観点から通常の学級での支援についても取り上げる。
(講義・演習) 関係性の障害とその対応	植木田 潤 (教育相談部・ 研究員)	乳児は授乳を通じて、母親から身体の栄養を得ると同時に、肌の温もりや柔らかさから安心感や幸福感という心の栄養を得ている。この心理的な授乳に示唆される「成長に不可欠な何かを取り入れること」こそ、何かを「学ぶ」ということの原点になっていると言えるだろう。この学ぶことを巡って生ずる、成長に不可欠な関係性とはどのようなものか考えてみたい。 * 自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
ADHD 等のある子どもの特性と保護者への支援	高山 恵子 (NPO法人えじ そんくらぶ・代表)	ADHD 等の発達障害の子ども達は、様々な行動上の課題を抱えている。支援の在り方としてセルフコントロールの力を高めるとともに、本人が適応しやすい環境の調整もとても重要である。本講義では、ADHD 等の子どもの行動特性をどのように捉え、支援をどのように考えればよいのかについて解説する。
読み書き障害の指導	宇野 彰 (筑波大学・ 准教授)	LD のある子どもの読み書きについてのつまづきを演習を通じて体験し、読み・書き障害の子どもへの困難さを理解するとともに、つまづきの要因とそれに基づく具体的な指導の在り方について解説する。
(講義・演習) 中学校における発達障害のある生徒の理解と対応	三富 貴子 (熊谷市立富士見 中学校・教諭)	思春期にある中学生という時期は、精神的にも身体的にも大きな変化を経験する。発達障害のある生徒も様々な不安と悩みを抱える時期である。対人関係や学習面等におけるちょっとしたつまづきがきっかけとなり、不登校などの二次的障害につながってしまう場合もある。本講義では、中学校期における発達障害のある生徒の理解と対応について実践の立場から言及する。
通常の学級における支援の 実際	永田 文子 (川崎市立南原小 学校・教頭)	特別な配慮を要する子どもに対し適切な支援を行うためには、通常の学級においても子どもの特性を把握した上で個に応じた指導方法を検討することが重要である。本講義では、児童の認知処理様式を評価することにより、得意な認知スタイルを具体的な指導に活かす取組について紹介する。
(講義・演習) 教材・教具の作成と活用	棟方 哲弥 (企画部・ 総括研究員)	発達障害のある子どもの指導を行ううえでは、その特性に応じた子どもにわかりやすいそして扱いやすい教材・教具を工夫することはとても重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の特性に応じた具体的な教材・教具を紹介するとともに簡単な教材作りの演習を行う。
(講義・協議) コミュニケーションの指導	竹田 契一 (大阪医科大学 LDセンター・ 客員教授)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもは、聞くこと、話すことに直接的な障害はないが周囲との関わりの中で相互性のあるコミュニケーションをとることに課題がある場合が多い。本講義では、人との関わりという視点からコミュニケーションのつまづきと支援の在り方について考える。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
通級による指導の実際	堀川 淳子 (広島市立袋町 小学校・教諭)	平成18年の学校教育法施行規則の一部改正により通級による指導では情緒障害と自閉症が分類され、新たにLDとADHDが対象として加えられた。多様化、弾力化の図られた通級では、LD、ADHD、高機能自閉症等の指導がどのように行われているのか、指導の実例を通して解説する。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
高等学校における発達障害のある生徒の指導と支援	中田 正敏 (明星大学・ 特任准教授)	文部科学省では平成19年度より、「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施している。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議においても高等学校WGの報告がまとめられたところである。高等学校の段階にある発達障害等の生徒の課題と支援の在り方について解説する。 *情緒障害・自閉症教育専修プログラムと共通
学校コンサルテーションの実際	小澤 至賢 (教育支援部・ 主任研究員)	特別支援教育では教育的ニーズのある個々の事例に対して校内支援体制を構築し、学校全体で対応していくことが重要となる。本講義では、相談機関における学校コンサルテーションについて概説し、具体的な相談事例をもとに学校コンサルテーションの在り方やコーディネーターの役割について解説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
(講義・協議) ソーシャルスキルの指導	小貫 悟 (明星大学・ 准教授)	発達障害の子どもの中には場の雰囲気や暗黙のルールが読み取れない、人との関わりが一方的である等の社会性に困難を抱えている子どもが多く見られる。本講義では、基本的な学習態勢、会話のルール、役割の遂行、仲間との協力等、発達障害のソーシャルスキル・トレーニングの指導について概説する。
(講義・演習) カウンセリングの理論と演習	伊藤 由美 (教育研修・事業部・ 研究員)	発達障害のある子どもたちは、集団生活の中で自己効力感や自己肯定感を維持することが困難であり、脆弱な対人関係を積み重ねてきた結果として、二次的障害を生じやすくなっている。こうした困難をケアしていく上で、カウンセリングの知見や実践が有効であることが多い。本講義では、愛着の形成や関係性といったカウンセリングの視点に基づく心理的な支援の在り方について検討する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
自閉症教育におけるTEACCHの理論	安倍 陽子 (横浜市東部地域 療育センター・ 心理主任)	自閉症教育では、見通しをもちにくいために不安に陥りやすい自閉症の子どもへの特性に配慮する TEACCH プログラムの構造化等の指導方法が有効な手だてとして学校現場に定着しつつある。しかし、写真カードの提示といった形からの模倣が多いため、TEACCH プログラムの本質的なねらいや構造化の理論等が十分に理解されていない実態もある。本講義では、自閉症教育における総合的な支援の在り方について、TEACCH プログラムの理論と具体的な実践例について解説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
ライフステージを通じた支援の在り方	柘植 雅義 (教育情報部・ 部長)	発達障害のある子どもの、早期からの支援と就学、学年間・学校間のスムーズな移行、社会への移行など、ライフステージを通じた支援の在り方を、関連する研究や実践から論じる。その際に家族への支援も含めて論じる。

講 義 等 題 目	講師(所属・職名)	講 義 等 内 容
発達障害者における就労の現状と課題	藤平 俊幸 (発達障害者支援センター全国連絡協議会・副会長)	発達障害者支援法においては、発達障害者の就労支援の体制整備及び特性に応じた適切な就労支援の確保がうたわれている。また、LD等の発達障害者の進学等に関しても課題が山積みであることを踏まえたうえで、発達障害者の自立・社会参加について言及する。
算数障害の指導	熊谷 恵子 (筑波大学・教授)	算数障害のあるLDの子どもの困難を理解するとともに、算数(数学)の学習でつまずきやすい内容をLDのタイプと関連づけながら授業における指導の実際、生活における対応等について解説する。
発達障害に関わる福祉制度	時末 大輝 (厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課・ 福祉財政係長)	発達障害者支援法、障害者自立支援法をはじめとして、発達障害者に対する法整備や支援施策など少しずつサービスの充実化が進められているが、就労支援や手帳の問題など課題もある。今後の福祉・就労等制度の方向性について概説する。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
ライフステージを通じた支援、保護者の立場から	山岡 修 (日本発達障害ネットワーク・副代表)	発達障害のある子どもの子育てをしてきた保護者がライフステージにおいて学校や地域からどのような支援を受けてきたかという事例から、発達障害のある子どものライフステージを通じた支援の在り方について考える。 *自閉症・情緒障害教育専修プログラムと共通
発達障害教育の現状と課題	樋口 一宗 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 ・特別支援教育調査官)	LD、ADHD、高機能自閉症等への教育の現状と課題及び特別支援教育推進体制の設備の状況等の教育施策について行政の立場から概説する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
発達障害に対応する高等学校等、自閉症のある成人就労施設見学	社会福祉法人けやきの郷 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 東京都立青島特別支援学校 横浜市立平沼小学校 通級指導教室	実地研修は、充実した取り組みを行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。 今回は、社会福祉法人けやきの郷、星槎大学キャンパス、東京都立青島特別支援学校、横浜市立平沼小学校発達障害通級指導教室を訪問し、自閉症者の就労支援の実際について学ぶ機会とする。 *発達障害教育専修プログラムと共通 社会福祉法人 けやきの郷 〒 350-0813 埼玉県川越市平塚新田高田町 162 Tel 049-232-6363 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 〒 259-0111 神奈川県中郡大磯町国府本郷 1805-2 Tel 0463-71-6048 東京都立青島特別支援学校 〒 154-0001 東京都世田谷区池尻 1-1-4 横浜市立平沼小学校通級指導教室 〒 220-0023 神奈川県横浜市西区平沼 2-11-36 Tel 045-321-7341 (通級指導教室) Tel 03-3424-2525

○課題研究

題 目 等	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で10コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

Ⅲ 平成23年度 第二期特別支援教育専門研修 講義等内容

1. 共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ イ ト ル	講師等（所属・職名）
1. 研究所によこそ！－研究所の概要－	研究所スタッフ
2. 特別支援教育の基本的な考え方	柘植 雅義 （教育情報部長）
3. 特別支援学校の教育	西牧 謙吾 （教育研修・事業部・上席総括研究員）
4. 小・中学校等における特別支援教育	松村 勘由 （企画部・上席総括研究員）
5. 事前オリエンテーション1（特別支援教育専門研修の概要）	研究所スタッフ
6. 事前オリエンテーション2（研修中の生活）	研究所スタッフ

*都合により一部変更する場合がある。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
【見学】 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研究所内を実際に案内し、研修生活上の必要な場所を見学する。
図書室利用案内	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内しつつ、説明を行う。
【実習】 コンピュータ端末の利用実習	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の利用について説明を行い、実際に操作し、スムーズな端末利用を行えるよう実習する。
知的障害教育論	井上 昌士 （教育支援部・ 総括研究員）	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。
肢体不自由教育論	長沼 俊夫 （企画部・ 総括研究員）	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
理事長講話	小田 豊 （国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長）	障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育や支援を行う特別支援教育の理念は、教育の原点である。特別支援教育の推進と充実に向けて教育の原点を担う特別支援教育に携わる教員に求められる資質とは何か、また、特別なニーズのある子ども達にとって良質な教育とは何かについて改めて問い直す。
特別支援教育行政の現状と課題	千原 由幸 （文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 課長）	障害のある子どもの教育の質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。
【講義・演習】 学校における組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるテクニク	西 直入 （リードクライム （株）・取締役） 研究所関係スタッフ	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場に関わる教員が学校経営に参画し、学校の組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるマネジメント力、企画力、ファシリテーション力等の必要なテクニクを学ぶ。
病弱教育論	滝川 国芳 （教育支援部・ 総括研究員）	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
重複障害教育論	大崎 博史 （教育研修・事業部 ・主任研究員） 熊田 華恵 （教育研修・事業部 ・主任研究員） 齊藤由美子 （企画部 ・主任研究員）	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
特別な教育的ニーズと情報機器の活用	金森 克浩 （教育情報部・ 総括研究員） 土井 幸輝 （教育情報部・ 研究員）	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー（支援技術）を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
教育と福祉・医療・労働との連携	西牧 謙吾 （教育研修・事業部・上席総括研究員）	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
個別の教育支援計画の作成と活用	小林 倫代 （教育相談部・総括研究員）	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
【見学】 所内見学②	教育情報部 教育相談部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 ・発達障害教育情報センター「支援機器・教材教具展示室」 ・発達障害教育情報センター「iライブラリー」 ・教育相談部「スノーズレン」 ・重複班「生活支援研究棟」
医学的理解 ー行動障害・てんかんー	長尾 秀夫 （愛媛大学・教授）	てんかんは小児期に多い脳の慢性疾患である。まず、てんかんに関する理解を深めることを目指す。そして、てんかんに合併しやすい行動障害等の異存障害という視点から医学的に解説を行い、支援方法の具体例を述べる。
聴覚障害教育論	小田 侯朗 （企画部・総括研究員）	聴覚障害教育は、言語（日本語）の獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制にあって、聴覚障害児は様々な場において適切な教育的支援が求められる。このため発達段階に応じたコミュニケーション手段の選択、早期教育・高等教育の充実、科学技術の進歩に伴う補聴システムの整備等、多くの課題がある。これらを概観し、課題解決のための方途について言及する。
言語障害教育論	小林 倫代 （教育相談部・総括研究員）	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導（言語障害）、特別支援学級（言語障害）が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
特別支援教育におけるICF活用	徳永亜希雄 （教育支援部・主任研究員）	ICF（国際生活機能分類）は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）でも「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO（世界保健機関）の障害観の変遷やICF及びその児童版であるICF-CYについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。
自閉症・情緒障害教育論	小澤 至賢 （教育支援部・主任研究員）	平成 21 年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。
視覚障害教育論	田中 良広 （教育相談部・総括研究員）	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
発達障害教育論	笹森 洋樹 （企画部・総括研究員）	小・中学校の通常の学級では約 6 %の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
交流及び共同学習の意義と課題	藤本 裕人 （教育支援部・総括研究員）	障害者基本法第 14 条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
障害のある子どもの保護者支援の在り方	小林 倫代 （教育相談部・総括研究員）	・子どもの障害をいつ、誰が、どこで、どのように伝えていくのかという課題と、子どもの障害を聞いた保護者の心情を理解し支えつつ、子どもの教育についてどのように携えていくことができるのかという課題について考える。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
諸外国における障害のある 子どもの教育	棟方 哲弥 （企画部・ 総括研究員） 大内 進 （教育支援部・ 部長） 滝川 国芳 （教育支援部・ 総括研究員） 横尾 俊 （教育相談部・ 主任研究員） 齊藤由美子 （企画部・ 主任研究員）	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を向かえている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。 学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒 239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-1-2

○研究協議

題 目 等	内 容 等
研 究 協 議	テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。 ①最初に研究協議に関連する講義として 「学校における組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるテクニック」講師：西 直人 氏（リードクライム(株)・取締役）を受講する。 ②コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1コマ） ③事前レポートに基づいた問題意識の協議と整理、テーマ設定（計2コマ程度） ④決定したテーマに基づく班内での協議（計5コマ程度） ⑤協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。 （準備1コマ、発表1コマ） 研修員個々の課題等に基づき班編成を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。

○課題研究

講 義 題 目 等	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で8コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

2. 合同講義

①知的障害・肢体不自由・病弱教育専修プログラム合同

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講義等内容
障害者をめぐる社会保障制度 ー特別支援教育の視点からー	中島 隆信 (慶應義塾大学・教授)	特別支援教育を語る上で、今まで避けてきた課題が経済学の視点である。障害児の自立には、消費者の視点が不可欠であること、日本の障害者に対する社会保障制度に欠けていることを中心に特別支援教育の視点から論述する。そして、明日の特別支援教育を考える新しい視点を提供する一助としたい。(講師は「障害者の経済学」(東洋経済新報社)の著者でもある。)

②知的障害・肢体不自由教育専修プログラム合同

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
授業研究の理論	太田 正己 (千葉大学・教授)	知的障害児教育における授業研究の歴史と方法論について概観し、組織的・効果的な授業研究の進め方や授業づくりの在り方について論述する。
特別支援教育におけるキャリア教育	菊地 一文 (教育情報部・主任研究員)	「キャリア」、「キャリア教育」の定義及びキャリア教育推進の背景、特別支援教育におけるキャリア教育の意義について論述する。特別支援教育における各学校・学部段階の実践事例を紹介し、キャリア教育の視点に基づく授業及び教育課程改善、個別の教育支援計画の充実のための具体的方策について論述する。
認知、コミュニケーションの発達と障害	池畑美恵子 (淑徳大学・助教)	知的障害のある子どもへの認知発達臨床アプローチの意義とその果たす役割について概観し、その認知発達過程と認知発達に応じて必要とされる臨床アプローチについて論述する。
視知覚・認知の評価とその指導	佐島 毅 (筑波大学・准教授)	肢体不自由や知的障害のある子どもの中には、視覚に何らかの障害や問題を持っている子どもが少なくな。しかし、私たちは、見えにくいために分からなかったり不安であったりする子どものことを見過ごしてはいないだろうか。ここでは、様々な視覚の問題と、見えにくさのある子どもの認知状態への理解について概説する。また「視る」という視点から、子どもの実態を正しく評価・把握し、アプローチする方法について具体的に論述する。

③肢体不自由・病弱教育専修プログラム合同

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
重度・重複障害のある子どもへのAAC活用 ー理論編ー	金森 克浩 （教育情報部・総括研究員） 谷本 式慶 （東京都立八王子東特別支援学校・主任教諭）	重度・重複障害のある子どもへの指導におけるコミュニケーション支援に関わる基本的な考え方、支援機器やスイッチトイなどの活用について、実践事例を紹介しながら、その活用方法について論述する。
障害の重い子どもの理解と教育支援	吉川 一義 （金沢大学・教授）	特別支援学校に在籍する子どもの障害が重度・重複化している現状を踏まえ、障害の重い子どもの生活と発達のダイナミズムを如何に捉え、教育はどのような役割を担うのか、を考察する。
緩和ケア	多田羅竜平 （大阪市立総合医療センター 緩和医療科兼小児内科・ 医長）	近年、小児科領域でも緩和ケアという概念がでてきた。これは、がん末期のターミナル期のケアという捉えではなく、子どもが発病した早期から、QOLの向上を目指したトータルなケアの在り方というものである。緩和ケアを必要とする子どもの対象は、白血病のように発病早期に死に直面する病気から、筋ジストロフィーのように進行性の長期にわたる病気まで多種多様である。ここでは、緩和ケアの概念について述べ、教育の在り方について考える。
【講義・協議】 医教の連携と協働① ー子どもが育つ共同体としての病院、アートとは言わないアートな共同体を目指してー	山口 悦子 （大阪市立大学医学部附属病院・講師）	病院は単なる疾病治療の場ではなく、院内学級も単なる学習の補完のためにあるのではない。病院を子どもが育つ地域とみることで、医療や病院で働く様々な職種との出会いから教育に新たな可能性を見いだすことができる。大阪市立大学医学部附属病院の試みを通して、特別支援教育に必要な視点である「地域づくり」「コミュニティ再生」について議論する。
子どもの発達と課題	西牧 謙吾 （教育研修・事業部・ 上席総括研究員）	人は、幸せになる為に様々な技術（医学）、制度（保健・福祉・教育・医療）を発達させてきた。この講義では、病気の成り立ちについて概説し、病気があっても幸せに生きるための条件を日々の仕事の中で問い直すことで、どうすれば明日への仕事のモチベーションを高めることができるか、ともに考える。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
障害のある人と福祉	日浦美智江 （社会福祉法人十愛療育会・理事長）	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ人たちへの地域ケアの実態を通して、重度・重複障害のある人たちの地域生活や仕事、QOL、自己決定など現在の障害福祉の課題となっている事柄をどのように考えるか、また、彼らの社会への完全参加と平等を実現するための支援はどうあればいいのか、支援者の姿勢はどうあればいいのかを共に考える。さらに、そうした社会参加を目指して学校教育は何を、どのように提供すべきかについても言及する。
特別支援学校におけるセンター的機能	中田 正敏 （明星大学・特任准教授）	特別支援教育を推進していく上で、特別支援学校のセンター的機能は大変重要である。本講義では、特別支援学校におけるセンター的機能の意義や在り方について高等学校における実践を交えて概説する。
人との出会い、夢が生きる力にかかわるとき ー障害と共に生きるー	石橋 幸緒 （一般社団法人日本女子プロ将棋協会・代表理事）	<略 歴> 生まれた時から腸閉塞を患い、大手術と入退院を繰り返す。小・中・高の12年間、養護学校に通う。小学部3年生の時、将棋教室に通い始め、めきめきと頭角を現わし、女流アマ王将戦優勝。中学部1年生の秋にプロとなり、18歳で第21期女流王将戦にて師匠である清水市代からタイトルを奪取し、弟子が師匠に勝つという棋界初の快挙を演じた。平成11年度「最優秀女流棋士賞」を受賞。将棋女流プロ棋士（第18・19期女流王位） これまでの生活をふり振り返り、①生い立ち～生死をさまよった幼年期～、②養護学校で育った12年間～将棋との出会い～、③プロの女流棋士に～社会を実感する～、④趣味を持つ大切さ～子供の才能・能力を見つけて～について実体験に基づいた話をする。 また、棋士として障害のある子どもも含めて子どもたちに将棋の指導を実践する中から感じる、教育への課題や期待についても言及する。
移行・就労支援の在り方	春名由一郎 （（独）高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター・上席研究員）	移行及び就労支援は、障害の重度・重複化、多様化により課題が山積している。本講義では、これまでの移行・就労支援についての研究の蓄積を踏まえ、スムーズな移行・就労支援のための情報伝達の在り方や難病のある人への支援の取組等を紹介し、今後の在り方について論述する。
教育課程の編成 ー特別支援学級等を含むー	山本 昌邦 （横浜国立大学・名誉教授）	これまでの盲・聾・養護学校の学習指導要領の変遷を肢体不自由教育及び病弱教育の視点から概観した上で、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」の規定のうち、総則及び自立活動を中心に上げ、教育課程の編成・実施の要点及び課題等について概説する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
子どもの心理発達と課題	箕 倫子 （お茶の水女子大学大学院・教授）	発達に関する心理社会的発達理論（エリクソン）や発達科学を基に、事例を通して子どもの発達過程の課題や困難を発達臨床心理学的視点から概説する。
医教の連携と協働② ー高次脳機能障害を中心に、小児のリハビリについてー	栗原 まな （神奈川県総合リハビリテーションセンター・小児科部長）	脳炎脳症や交通事故等の後遺症として起こる高次脳機能障害は、子どもの場合、治癒過程と成長発達に修飾され、変化する多彩な障害像を呈し、既存の障害種を超える対応が求められる。子どもの高次脳機能障害の医療の実際を概説し、その教育的対応について言及する。
学習のつまずきの実態把握とその指導	海津亜希子 （教育相談部・主任研究員）	学習のつまずきに対してアプローチするには、どういう領域や課題においてつまずきを示すのか、つまずき方に特徴がみられるかなど、詳細な実態把握が不可欠になる。ここでは、その実態把握の際の視点と方法、さらには指導方法について、事例を交えながら概説する。

3. 各障害教育専修プログラム講義

①知的障害教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
知的障害教育における教育課程	石塚 謙二 （文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官）	知的障害教育に関する学習指導要領における規定やその解釈、並びに知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級における教育課程の編成・実施・評価の基本的な考え方について解説する。
発達障害の診断と療育	渥美 義賢 （国立特別支援教育総合研究所・客員研究員）	「発達障害とは何か。」について、その概念を解説するとともに、発達障害と考えられる障害の診断について述べる。また、発達障害のある子どもの療育をどのように理解し、どのように支援することが望ましいかについても論述する。
自閉症の病理	中根 晃 （東京都精神医学総合研究所・客員研究員）	自閉症では3歳児の脳に特徴的所見があり、病的所見が強い小児自閉では強力な療育指導が必要である。所見が軽いアスペルガー症候群では学年レベルでの学校教育が大切である。さらに思春期以降では自己意識の発達に沿って教育(療育)が必要となるなど、ライフサイクルを念頭に置いた教育的指導を継続することが望ましい。ここでは、自閉症の病理についてライフサイクルとの関連性を踏まえて論述する。
【演習】 ノンバーバル・コミュニケーション	緒方登士雄 （東洋大学・教授）	ノンバーバル・コミュニケーションに焦点をあて、研修員相互によるレッスン・プログラムを通して自らの行動を振り返り、子どもたちとのコミュニケーションを深めるためのかかわりについて体験的に学ぶ。
特別支援学校における授業研究の実際	井上 昌士 （教育支援部・総括研究員）	特別支援学校で実際に行った組織的・効果的な授業研究について、事例を基に概説するとともに、特別支援学校における授業研究の在り方について論述する。
知的障害教育における総合的な学習の時間の指導の実際	菊地 一文 （教育情報部・主任研究員）	知的障害教育における総合的な学習の時間の意義について概説し、知的障害特別支援学校における実践事例を紹介し、そのねらいのとらえ方等、今後の実践の在り方について論述する。
知的障害教育における国語の指導の実際	平野あけみ （茨城県立つくば養護学校・教頭）	知的障害教育における国語科の指導内容のとらえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための国語の指導の実践例を交えながら論述する。
発達障害の理解と基本的対応	平岩 幹男 （Rabbit Developmental Research・代表）	発達障害者に対する様々な治療プログラムについて概説するとともに、本人主体の支援に視点を当てた具体的な実践例を紹介し、本人主体の支援の在り方について論述する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
自閉症の特性と対応	渡部 匡隆 （横浜国立大学・教授）	自閉症の障害特性と学習特性を概観し、コミュニケーション行動の形成、生活スキルの形成、自己管理行動の形成、不適応行動の改善等について高機能の児童生徒を含め、行動論的立場から援助方法を論述する。
知的障害教育における自立活動の理論と実際	大崎 博史 （教育研修・事業部・主任研究員） 北島 珠水 （秋田県立養護学校天王みどり学園・教諭）	学習指導要領における自立活動について詳しく解説するとともに、実際に特別支援学校（知的障害）で行われている自立活動の指導について論述する。特に、時間における自立活動の指導、各教科等を合わせた指導の中で行う自立活動について事例を紹介し、自立活動に関する個別の指導計画の立案、実施、評価や、系統的な指導の展開、自立活動の指導を行う上でのさまざまな人との連携の在り方にも言及する。
ダウン症の特性と対応	玉井 邦夫 （大正大学・教授）	ダウン症の原因や諸特徴、合併症等に代表される医学的特性とコミュニケーションや問題となる行動等の心理的特性への対応方法について、思春期・成人期に生じる問題を取り上げながら論述する。
【演習】 特別支援学校における個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用の実際	猪子秀太郎 （教育研修・事業部・主任研究員）	特別支援学校における個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成と活用の在り方を論述するとともに、指導目標や手立ての立案に必要な技術を身につけるための演習を行う。
知的障害児・者の地域支援 ー本人、保護者の立場からー	野沢 和弘 （毎日新聞・論説委員）	知的障害のある本人やその保護者が地域で生活する中で抱える様々の困難について具体的な事例を通して紹介するとともに、暮らしやすい社会の在り方や、それを実現するための特別支援学校の役割等について論述する。
【講義・演習】 社会性の発達と障害	涌井 恵 （教育情報部・主任研究員）	社会性の発達を概観するとともに、知的障害や自閉症のある子どもの社会性の発達の支援を進めるために必要となる、社会的スキルの評価、具体的指導・支援方法などについて論述する。
【演習】 発達障害のアセスメントの理論と実際①②	猪子秀太郎 （教育研修・事業部・主任研究員） 伊藤 由美 （教育研修・事業部・研究員） 涌井 恵 ②のみ （教育情報部・主任研究員）	発達障害のある児童生徒に対するアセスメントについて概説し、日本版 PEP-RやWISC-IIIを少人数のグループ毎に実習をし、その結果の解釈や支援の在り方について演習を行う。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
特別支援学校の地域におけるセンター的機能と特別支援教育コーディネーターの役割	小澤 至賢 （教育支援部・主任研究員）	特別支援学校の地域におけるセンター的機能の在り方と特別支援教育コーディネーターの役割について、具体的な実践例を交えて論述する。
特別支援学校経営の現状と課題	明官 茂 （東京都立青鳥特別支援学校・校長）	特別支援学校における学校経営の基本的な考え方について述べるとともに、学校経営の現状と課題およびその対応策について知的障害教育との関連性を踏まえて論述する。
就労をめぐる現状と課題	菊地 直樹 （東京都立あきる野学園・主幹教諭）	知的障害のある人の社会参加の実態を「働くこと」に焦点を当てて概観し、就労を支える個人的条件、制度的条件、学校教育の役割を論じ、知的障害教育における当面の課題とその対応策について、実践例をまじえて論述する。
特別支援学校における交流及び共同学習の在り方	久保山茂樹 （企画部・主任研究員）	特別支援教育における交流及び共同学習の意義および現状、推進のための環境整備の在り方について述べるとともに、通常学級における障害理解を促す取り組みについて特別支援学校のセンター的機能との関連性を踏まえて論述する。
知的障害教育における領域・教科を合わせた指導の理論	工藤 傑史 （教育研修・事業部・総括研究員）	知的障害教育における教育課程編成において、特に領域・教科を合わせた指導の考え方について概説するとともに、子ども主体の学習活動の展開の在り方について論述する。
領域・教科を合わせた指導の実例①	國井 光男 （千葉大学教育学部附属特別支援学校・副校長）	知的障害特別支援学校における実践事例の紹介を通して、領域・教科を合わせた指導の展開や授業改善の視点について論述する。また、グループ別の協議を通して各学校における課題の整理を行い、指導計画の改善を図るための演習を行う。
【協議】 領域・教科を合わせた指導の実例②	知的障害教育専修プログラム 運営スタッフ全員	
複数の障害種に対応する教育課程の在り方	奥田 信一 （京都市立北総合支援学校・校長）	一人一人の教育的ニーズを把握し必要な支援を行う特別支援教育に先進的に取り組む京都市立総合支援学校の教育課程編成の実例を紹介し、複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成の在り方について論述する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【講義・演習】 応用行動分析学(ABA)の基礎 ―子どもの行動の理解の仕方―	三田地真実 (星槎大学・教授)	2日間の講義を通して、応用行動分析学(ABA)の基礎となる「強化の原理」の考え方を元に①子どもの行動の理解の仕方、②気になる行動の理解と対処の方法について、演習を交えながら解説する。
気になる行動の理解の仕方 ―行動の機能からのみなおし―		
知的障害教育における職業教育の実践	森脇 勤 (京都市立白河総合支援学校・校長)	知的障害教育における職業教育について、その基本的な考え方について述べるとともに、企業等と連携した就労支援の取組を通して、職業教育の在り方について論述する。
【講義・演習】 知的障害教育における音楽の指導の実践	工藤 傑史 (教育研修・事業部・総括研究員)	知的障害教育における音楽科の指導内容のとりえ方や指導の基本的な考え方について、余暇支援の視点も交えながら論述する。歌唱や器楽について演習も行う。
主体的な授業参加を促す支援ツールとその活用	村中 智彦 (上越教育大学・講師)	支援ツールのねらい、考え方、働き等について解説するとともに、自閉症児がわかって自ら動ける授業づくりや支援ツールの活用の在り方について、授業の成果を家庭や地域に生かしていく視点も踏まえて論述する。
障害児の性教育	國分 聡子 (静岡大学教育学部附属特別支援学校・教諭)	性教育に関する内外の動向を踏まえ、学校教育のなかで性教育を進めていく上での諸課題や指導法、評価の在り方、性教育のプログラムについて論述する。
知的障害教育における算数・数学の指導の実践	高橋 玲 (群馬県教育委員会事務局特別支援教育室・指導主事)	知的障害教育における算数・数学科の指導内容のとりえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための算数・数学の指導の実践例を交えながら論述する。
自閉症教育におけるTEACCHの理論と実践	梅永 雄二 (宇都宮大学・教授)	自閉症児への総合的な支援の在り方について、TEACCHの理論とともに実践例も併せて論述する。
【講義・演習】 知的障害教育における体育の指導の実践	神谷 真吾 (愛知県立豊田高等養護学校・部主事)	知的障害教育における体育科の指導の基本的な考え方、児童生徒の体力特性のとりえ方、体育指導の実践、生涯にわたるスポーツライフにつながる指導の在り方について論述する。また、いくつかの運動やゲームなどの演習を行う。

○実地研修

(希望により、1箇所を選択。希望数によっては調整する場合がある。)

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
①卒業後の就労・生活 支援の実際	就労コース ①㈱富士電機フロンティア ②㈱日本理化学工業	富士電機フロンティアは、富士電機㈱の特例子会社として設立され、富士電機グループにおける、清掃や製本・印刷、社内メール、部品加工などの幅広い業務を行っており、中にはフォークリフトの資格試験にチャレンジし、免許を取得している者もいる。 日本理化学工業は昭和 35 年より重度障がい者の雇用にチャレンジし、昭和 50 年、国の心身障害者多数雇用モデル工場 1 号を川崎に設置したのを機に「障がい者と社会をジョイントする」を経営方針としており、障がい者を多数雇用しながら品質・生産性・管理面で高い水準を維持している。 これらの取組の実際を実地に研修し、卒業後の就労支援、生活支援の在り方について考える機会とする。 ㈱富士電機フロンティア 〒 210-9530 神奈川県川崎市川崎区田辺新町 1-1 ㈱日本理化学工業 〒 213-0032 神奈川県川崎市高津区久地 2-15-10
②知的障害特別支援学 校における授業の実際	授業コース (千葉大学教育学部附属 特別支援学校)	千葉大学教育学部附属特別支援学校は、昭和 40 年に創立された。「子どものための、子どもによる、子どもの学校生活」をめざし、小学部では生活単元学習と日常生活の指導を、中学部では生活単元学習と作業学習を、高等部では作業学習をそれぞれ教育課程の中心にすえて学校生活を整え、児童生徒の充実した学校生活の実現に努めている。 領域・教科を合わせた指導を中心とした授業観察を通して、知的障害の授業のあり方について考える機会とする。 千葉大学教育学部附属特別支援学校 〒 263-0001 千葉市稲毛区長沼原町 312

②肢体不自由教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【講義・演習】 肢体不自由のある子ども の感覚運動指導の実 際	當島 茂登 (鎌倉女子大学・教授)	肢体不自由特別支援学校には重度の知的障害を伴う子どもが多く在籍している。このような子ども達に対する指導の一つとして感覚運動指導がある。本講義の前半は、発達の初期段階における感覚運動指導の重要性について述べる。特に、指導内容・方法を検討する手がかりになる学習の系列、アセスメント法などについても言及する。講義の後半は実技をとおして考える。
【実習】 重度・重複障害のある 子どもへのAAC活用 －実習編－	金森 克浩 (教育情報部・総括研究員) 禿 嘉人 (東京都立光明特別支援学校 ・主任教諭)	重度・重複障害のある子どもへの指導におけるコミュニケーション支援に関わる支援機器やスイッチトイを製作する。 また、その普及方策について検討を行う。
摂食困難への対応	向井 美恵 (昭和大学・教授)	肢体不自由のある児童生徒の中には、食物摂取機能に障害がある場合も多い。生活の基本である「食べる」ことにかかわる、摂食・嚥下機能の発達過程、機能不全の内容を概説し、教育の場で実践できる知識について論述する。
肢体不自由教育の現状 と課題	下山 直人 (文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	肢体不自由教育の現状を考察するとともに、肢体不自由特別支援学校の特色ある教育活動を紹介しながら、特別支援教育における肢体不自由教育の在り方や課題について言及する。
【講義・演習】 特別支援学校経営の現 状と課題	田村康二郎 (東京都立八王子東特別支援 学校・校長)	特別支援学校における学校経営の基本的な考え方について述べ、学校経営にかかる現状と課題およびその対応策について、肢体不自由教育との関連性を踏まえて論述する。その際に、受講者が主体的に学校運営に参画することへの意識を明確にするために、実践事例の紹介や演習等を取り入れる。
肢体不自由児の障害特 性を踏まえた教科指導	一木 薫 (福岡教育大学・講師)	肢体不自由児の教科指導において教員が理解しておく必要のある「障害特性と教科指導」「脳性まひ児の認知面の困難」「個人差の大きい集団の指導」について、事例をまじえながら概説する。
自立活動の指導 －指導計画作成から授 業展開へ－	長沼 俊夫 (企画部・総括研究員)	肢体不自由のある子どもの指導について、自立活動の指導計画の作成について手続きを確認し、続いて、特に障害の重い児童生徒における自立活動の指導を生かした授業づくりについての課題を整理し、具体的な工夫について論述する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
肢体不自由のある子どもの上肢機能の理解と指導	関内美奈子 （新宿区立新宿養護学校・作業療法士）	日常生活動作、学習能力などの発達を促す視点で、上肢（肩・肘・手）機能の発達について解説し、事例の紹介を通して実態の把握や指導のポイントを概説する。
【講義・演習】 聴知覚・認知の評価とその指導	藤本 裕人 （教育支援部・総括研究員）	聴知覚の基本的な発達過程をふまえ、聴覚と音声言語の関係、重複障害児の聴力検査の実際について概説し、演習を行う。
重度・重複障害のある子どもの身体運動の捉え方	笹本 健 （教育相談部・部長）	重度・重複障害がある子どもに対し、彼らの「身体運動・身体の動き」を教育的な課題とする時、どのようにそれらを捉えたらよいのか、どのように実践の展開を行ったらよいのかについて論述するとともに、実践事例を紹介する。
【演習】 障害の理解 ー動きを通して考えるー	林 菊盛 （千葉県立我孫子特別支援学校・校長） 長沼 俊夫 （企画部・総括研究員） 徳永亜希雄 （教育支援部・主任研究員）	「ボッチャー」「車いすサッカー」「運動障害の疑似体験」の実践をとおして、障害のある子どもの視点から、適切な指導や必要な支援の方法について検討を行う。
【講義・実習】 肢体不自由のある子どもの姿勢・運動とポジショニング	花井 丈夫 （横浜療育医療センターリハビリテーション課・担当部長）	理学療法士の立場から、肢体不自由のある子どもたちへのかかわり方について、ポジショニングを中心に論述する。学校や家庭等での生活をできるだけ快適に過ごし、ひいては機能向上にもつながるような子どもたちへの介助の仕方について、介助する側の姿勢や身体の使い方等に重点を置きながら、実技を交えて概説する。
自立活動の指導 ー身体の動きの評価と指導の実際ー	古川 章子 （北海道拓北養護学校・教諭）	特別支援学校（肢体不自由）における自立活動の指導の実際や課題への理解を深めるために、以下の観点で考える。①身体の動きについての評価（大切な視点、具体的な方法）、②評価に基づいた指導（時間における指導、他の教科等における指導）、③教員同士の協働及び外部の専門家との連携について、実践事例を通して論述する。
発達を促す教材教具の活用	立松 英子 （東京福祉大学・教授）	障害の重い子どもを指導する際には、言葉でものを考える前の思考として、触ったり、見たり、聞いたりしてわかっていく子どもの世界を理解することが必要である。そうした子どもの認知発達を捉えるために大切な視点や具体的な方法について概説する。その上で、発達を促す教材教具の活用について、理論に基づいた実践を紹介し、具体的な指導の工夫について論述する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
肢体不自由教育の歴史	徳永亜希雄 （教育支援部・主任研究員）	我が国の肢体不自由教育の変遷について社会的背景と併せて概観し、特別支援教育における今後の肢体不自由教育のある子どもの教育の在り方について論述する。
肢体不自由のある児童生徒の教科指導への入門期の指導	川間 弘子 （特定非営利活動法人山口発達臨床支援センター・理事長）	教科への入門期の指導（文字の読み書きや計算につながる指導）における肢体不自由児の実態把握と教科指導へのつながりを見据えた目標設定及び指導の実際について、概説する。講義に併せて実習を行い、体験をとおして理解の深化を図る。
肢体不自由のある子どもの思春期の課題と性教育	田村 和宏 （びわこ学園障害者支援センター・所長）	肢体不自由も含めて、障がいのある子どもたちは、思春期に入ると身体だけではなく心の世界も大きく変化する。こころとからだの大きな変化は、時に障がいによって子どもたちの内面で均衡がとれず、大きな葛藤となってさまざまな姿となって現れてくる。 本講義では、性に関する事柄をはじめとした、子どもたちの葛藤や自己変革の願いに対して、そこにどうむきあっていくのかということについて、具体的なケースを通してともに学びあう。
言語発達の評価と指導の実際	坂口しおり （東京都立府中特別支援学校・主幹教諭）	本講義では、ことばの発達やその障害について概説しつつ、ことばに障害のある子どもへのアセスメント法について講義する。また、指導の実際を紹介しながら 肢体不自由のある子どものコミュニケーションに関する支援のあり方について論述する。特に、最近の脳科学の研究領域についても言及する。
【講義・協議】 小中学校における肢体不自由教育 ー特別支援学級の実践を中心にー	長沼 俊夫 （企画部・総括研究員）	インクルーシブ教育システムの構築が検討されていることを背景に、小中学校における肢体不自由教育について、特別支援学級の指導に注目して論じる。特別支援学級（肢体不自由）の全国的な現状を調査研究の結果から概説し、教育課程編成や指導の実際について言及する。また、研修生が所属する特別支援学校の所在する地域の特別支援学級（肢体不自由）についての情報交換を行い、特別支援学級（肢体不自由）の有する課題について協議する。

○実地研修

(希望により、1箇所を選択。希望数によっては調整する場合がある。)

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
療育施設の実 際	①横浜市南部地域療育センター ②横浜市東部地域療育センター ③横須賀市はぐくみかん ④うめだ・あけぼの学園	特別支援教育では、子どものニーズを適切に捉え、保護者を含めた関係機関・関係者が密接に連携し、一貫した支援と指導が求められる。見学を通して就学前の支援の実際を理解し、学校教育の課題について多角的な視点で学ぶ。また、学校と療育機関、教員と他職種の専門家との連携について考える。

③病弱教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
難病の子どもと福祉	福島 慎吾 (難病の子ども支援全国ネットワーク事務局・ 理事・事業部長)	難病や慢性疾患のある子どもとその家族を支えるためには必要な社会資源を必要なタイミングで利用することが大切である。 難病や慢性疾患のある子どもが利用可能な社会保障・福祉制度などの社会資源を概観し、難病児の一例を通して保護者の立場から専門職に対して望むことにも言及する。
医学の進歩と遺伝病	大橋 博文 (埼玉県立小児医療センター・遺伝科長)	医学の分野としてますます重要性が注目されている臨床遺伝学の基礎を概説する。先天異常と遺伝病、遺伝病の分類と概説、主な染色体異常症、遺伝相談と出生前診断などに関連して医療倫理についても言及する。 慢性疾患は障害としての性格をもち、病弱児には特別な援助が必要である。教育は、病状変動の認知、変動の原因の認識、生活水準での対処、そしてそれらを支える受容にとって、重要な役割を担う。ここでは、子どもの行動と援助に関して具体例をあげて論述する。
病弱教育の現状と課題	丹羽 登 (文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	我が国の病弱教育の現状について、① 20 世紀の病弱教育、②病気の種類の変遷、③病弱教育の意義、④これからの病弱教育について分析し、21 世紀の病弱教育の在り方について論述する。また、新学習指導要領をふまえて、病弱教育の充実のための課題と具体的展開の方策について論述する。
【講義・協議】 病気のある子どもの自立活動の実際	平賀健太郎 (大阪教育大学・准教授)	特別支援教育を行う際には、自立活動の視点が極めて重要となる。そこで病気のある子どもの自立活動に関して課題整理・解決方法を提案する。指導の実際として、慢性疾患の自立活動の実際、心身症等の自立活動の実際について講義し、よりよい自立活動の在り方について協議を行う。
神経・筋疾患の医療と学校保健	河原 仁志 (独立行政法人国立病院機構 八戸病院・小児科医長)	筋ジストロフィーという疾患を通じて、呼吸すること、食べることを考え、病気の子どもにとって、教育の意義を医師の立場から言及する。また、筋ジスという病気と折り合いをつけ、自分らしい生き方をするとはどういうことかをともに考える。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
特別支援学校経営の現状と課題	永井萬里子 （横浜市立浦舟特別支援学校・校長）	学校経営は、学校教育法等に基づき運営されるものであるが、学校経営者の見識が重要である。校長のリーダーシップが議論される所以である。この講義では、全校の特別支援学校の現状と課題、病弱特別支援学校の現状と課題をのべ、私見であるが、①学校を経営するとは、②子どもを育てる、教員を育てる、学校を育てる、③何に向かって（目指す学校像）、④何を使って（ヒト、モノ、カネの総合的な計画）、⑤誰とともに（地域との連携、大学や研究機関との連携、保護者との連携）に言及する。最後に、教育は社会を支える大事業である、受講者は、以上のような気概を持って研修をしていただきたい。
関係性の障害とその対応	植木田 潤 （教育相談部・研究員）	乳児は授乳を通じて母親から身体の栄養を取り入れるのと同時に、肌の温もりや柔らかさから安心感や安全感という心の栄養を取り入れている。この心理的な授乳に示唆される「成長に必要な何かを取り入れること」こそ、何かについて「学ぶこと」の原点になっている。この学ぶことを巡って生ずる、成長に不可欠な関係性とはどのようなものか考えてみたい。
【講義・協議】 ICTを活用した特別支援学校（病弱）の活性化	滝川 国芳 （教育支援部・総括研究員）	特別支援学校（病弱）は、本校のほかに分校や分教室が設置されていることが多い。そのため各校が広域にわたり点在しており、学校として一体化した教育活動を進めていく上で、さまざまな制約を受けることになる。全国の病弱教育におけるICTを活用した教育の試みについて紹介し、特別支援学校（病弱）さらには病弱教育全体の活性化について、協議を行う。
【講義・協議】 病気のある子どもへの地域サポート	島 治伸 （徳島文理大学・教授）	特別支援教育時代を迎えて、特別支援学校や特別支援学級は、障害種別を問わず地域との緊密な関係が重要になってきているが、病弱教育の分野では、従来から元籍校の近隣地域のみならず全国規模の「地域」との連携が必要であると言われてきた。 教育対象の多様化に加えて、医療の高度化や専門化を踏まえた、病気のある子どもの地域サポートについて、研修生とともに実例を交えながら考えてみたい。
【講義・協議】 入院している子どもの教育支援のための教育と医療との連携 ー小児看護の立場からー	濱中 喜代 （東京慈恵会医科大学・教授）	特別支援教育を病院で入院しながら受ける子どもと家族への支援について、教育と医療との連携のあり方も含めて、小児看護の立場から概説する。また2010年に小児病棟の師長・主任に行った教育支援に関する調査結果についても解説し、教育支援の現状や今後の課題についても論述し、さらに今後のあり方についても議論を深めたい。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
教育課程の在り方と実際	松井 通記 (愛知県立大府養護学校・校長)	特別支援学校(病弱)では、心身症、慢性疾患、悪性新生物疾患、筋ジストロフィーなどの神経系疾患などの多様な病気の児童生徒が在籍している。これらの児童生徒の教育的ニーズに合わせた教育課程編成や指導法の工夫等について論じる。
【講義・演習】 病気のある子どもの見方	村上 由則 (宮城教育大学教職大学院・教授)	慢性疾患は障害としての性格をもち、病弱児には特別な援助が必要である。教育は、病状変動の認知、変動の原因の認識、生活水準での対処、そしてそれらを支える受容にとって、重要な役割を担う。ここでは、子どもの行動と援助に関して具体例をあげて概説する。
病弱教育における小中学校支援の実際	進藤 玲子 (埼玉県立岩槻特別支援学校・教諭)	慢性疾患のある児童生徒の多くは、通院しながら小中学校で学んでいる。しかしながら、これらの児童生徒の教育において、特別支援教育の視点から考慮されることはあまり多くない。そこで、小中学校に在籍する病気の児童生徒への教育についての理解を深めることが重要な課題となる。特別支援学校(病弱)の特別支援教育コーディネーターとしての実践から、①いのちのあたたかさを伝える「出前授業」、②病気の児童生徒に関わる「学校コンサルテーション」、③学校保健と病弱教育の連携について紹介し、病弱特別支援学校のセンター的機能を中心に論ずる。
児童虐待	岡本 正子 (大阪教育大学・教授)	全国の児童養護施設では、約3万人の子どもたちが虐待を理由に入所し、近隣の小中高等学校に通学している。虐待は、学校現場で発見される場合もあり、教員といえども、基礎的な知識が必要である。この講義では、日本における児童虐待の現状と教員としての対応の仕方を中心に論述する。
病気のある子どもへの自己管理支援	武田 鉄郎 (和歌山大学大学院・教授)	病弱のある子どもの自己管理を支援していくために、健康の概念、セルフケアについての概念を明確にし、自己管理能力を高めるための支援の仕方を概説する。 その中で、ストレス対処過程でのソーシャルサポートや対処行動、又は自己効力感の効用について言及する。
病弱教育における教科指導の在り方と実際	宍戸 秀明 (仙台市立吉成中学校・教諭)	文部科学省刊行の「病弱教育の手引きー教科指導編ー」を基に病弱教育における実技を伴う教科指導について、指導上の課題を明らかにしながら指導上の留意事項について概説する。さらに、具体的な教材を示し、音楽科の指導の実際に言及する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【講義・協議】 病院にある学校の教育 の実際	赫多久美子 （帝京平成大学・講師）	病院内という制限された環境における授業の工夫、病院スタッフとの連携の図り方を中心に論ずる。また、様々な病状にある子どもとその家族への教育支援について協議を行う。 更に、病院にある学校として、教師自身を支えるための教師集団の在り方、組織力等についてともに考える。
病弱教育の歴史	桐山 直人 （神奈川県立三ツ境養護学校・教頭）	我国の病弱教育対象児童生徒の病気の種類の変遷について社会的背景及び学校衛生と併せて概説し、特別支援教育における病弱の子どもの教育の在り方を考える基盤を培う。 (1) 日本病弱教育史の時代区分 (2) 虚弱児の出現(1897 年学生生徒児童身体検査規程) (3) 虚弱児の対応 (4) 虚弱児教育の制度化 (5) 戦後病気療養児の教育の始まり (6) 養護学校義務化（1979 年） (7) 病気療養児の教育の改善・充実 （1994 年病気療養児の教育について）
【講義・実習】 病弱教育における授業 実践のための質的研究 法	谷口 明子 （山梨大学・教授）	病弱教育担当教師の専門性向上が叫ばれる現在、個々の教師たちが培ってきた経験知・実践知を伝達することが喫緊の課題であり、現場レベルの実践研究蓄積へのニーズが高まっている。本講義では、日常的な実践の記録を実践研究へとまとめるひとつの手法として、質的研究法の基礎について、簡単なデータ分析実習を交えつつ学習する。
発達障害のある子ども の理解と支援	梅田 真理 （教育情報部・総括研究員）	LD・ADHD・高機能自閉症は障害として気づかれにくいところがあり、従って適切な対応も遅れがちになる。また、これらの子どもは周囲の人や環境との適応過程にストレスを受け易く、心理面、身体面、行動面の症状・問題を呈することも少なくない。心身症や習癖も含めた適応障害の理解と心理教育的対応について論述する。

○所外研修

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
小児がんにおけるトータルケアの在り方	細谷 亮太 （聖路加国際病院・副院長）	小児がんの中でもっとも高頻度に発生する白血病の子どもたちのトータルケアとはなにかを概説する。 続いて、病気の説明の仕方（病名告知）、子どもたちのQOL、ターミナルケア、そして亡くなった子どもの家族へのケアなどについて言及する。 （＊所外研修として、聖路加国際病院にて行う）
小児がんの子どもと家族のケアにおける多職種の果たす役割	西田知佳子 （聖路加国際病院・ コ・メディカル部長）	小児がんの子どもを囲むチーム医療の中で、子どもと家族の気持ちを中心としつつ、各種の専門職をつないでいるコ・メディカルスタッフの果たす役割の重要性とその意義について、事例を通じて考える。 （＊所外研修として、聖路加国際病院にて行う）
小児期における精神疾患の医療と学校保健	新井 卓 （神奈川県立こども医療センター児童思春期精神科・ 部長）	近年、特別支援学校（病弱）には、発達障害の2次障害を含む精神疾患の診断名をもつ児童生徒が増加傾向にある。また、児童精神科外来には、不登校をともなう精神疾患のある児童生徒が多く来院し、教育との連携が不可欠となっている。そこで、児童精神科外来や入院治療を受けている子どもの現状を医療の立場から述べ、教育との連携を考えることとする。 （＊所外研修として、神奈川県立こども医療センターにて行う）

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
医療施設での取組の実 際①	聖路加国際病院 東京都立墨東特別支援学校 つばさ訪問学級	白血病の子どもたちの医学、看護、心理、教育等からのトータルケアの実際を研修し、その実態を把握すると共に、白血病、腫瘍などの小児がん罹患した子どものターミナルケア、トータルケアの在り方について考える機会とする。 ① 聖路加国際病院 ② 東京都立墨東特別支援学校つばさ訪問学級 (聖路加国際病院内) 〒104-8560 東京都中央区明石町9-1
医療施設での取組の実 際②	神奈川県立横浜南養護学校 神奈川県立こども医療センター	精神疾患・慢性疾患・悪性新生物・重度重複障害の子どもたちの医学、看護、心理、教育等からのトータルケアの実際を研修し、その実態を把握する。またそれらの子どもへのトータルケアの在り方について考える機会とする。 ① 神奈川県立横浜南養護学校 (神奈川県立こども医療センター内) ② 神奈川県立こども医療センター 〒232-0066 神奈川県横浜市南区六ッ川2-138-4

4. 重点選択プログラム講義

①知的障害を伴う自閉症

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
自閉症教育における現状と課題	井上 昌士 （教育支援部・統括研究員）	自閉症教育をめぐる課題を整理するとともに、国立特別支援教育総合研究所の研究成果や近年注目されている指導方法等の知見について紹介し、今後の自閉症教育の在り方について論述する。
自閉症教育における発達理論	染谷 利一 （東京大学医学部附属病院・医療技術職員）	自閉症の認知発達に関する代表的な知見の一つとして、学校現場で使われている「認知発達治療の実践マニュアル-自閉症のステージ別発達課題-（別称「自閉症の太田ステージ」）が挙げられる。本講義では、各ステージでいう認知発達段階を促す学習課題等を参考に太田ステージの解説と具体的な指導事例を紹介する。
自閉症児者の地域活動支援 —本人及び保護者の立場から—	明石 徹之 （川崎市役所・職員） 明石 洋子 （社会福祉法人あおぞら共生会・副会長）	明石徹之氏は自閉症のある当事者であり、現在川崎市職員として働く生活を送っている。明石洋子氏は徹之氏の保護者として、そして社会福祉法人の副代表として、これまで30年以上様々な市民活動に取り組み、「自閉症のある人が地域の中で普通の暮らしを送る」共生社会の実現を目指してきた。 子育てをとおして大切にしてきたことや、自閉症のある人が自立するために求められる体制や環境、学校教育に対して求めることなどについてお話しいただく。
【講義・演習】 自閉症教育及び療育における指導の実際と教材教具の工夫	齊藤 宇開 （たすく株式会社・代表） 大久保直子 （同ネットワーク部門マネージャー）	自閉症教育におけるアセスメントと指導の実際について実践事例を基に論述する。 教育的ニーズに応じた教材・教具の工夫とその実際について紹介し、その意義、基本的な考え方、授業等で効果的に活用するための視点について、実際に教材・教具の作成を通じた演習を通して論述する。
主体的な授業参加を促す授業改善の在り方	藤原 義博 （筑波大学附属大塚特別支援学校・校長）	自閉症のある児童生徒の主体的な授業参加を促す授業改善の在り方及び指導内容・方法について、授業目的に応じた活動量や参加機会の確保、人のかかわり方や動線、物や手がかりの配置の工夫、指導者の位置と役割分担の整理等の観点から論述する。
【協議】 所属校における自閉症教育の取組及び課題	研究所関係スタッフ	本プログラム受講者の事前レポートを基に、グループに分かれて所属校における取組や課題について共有し、今後の充実に向けた方策について協議する。 ※自閉症教育の取組に関する事前レポートを提出

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【見学・協議】 自閉症教育における授業研究の実際 【久里浜特別支援学校における授業研究と協議】	筑波大学附属 久里浜特別支援学校教員 研究所関係スタッフ	筑波大学附属久里浜特別支援学校の授業において、各教室の在籍幼児児童の実態、日課、授業のねらい等について押さえながら個別の課題学習、集団での学習などを見学する。見学した授業を振り返り、指導内容、教材・教具、指導方法、環境整備、かかわり方等の視点から協議を行い、有効な工夫点や改善方策について検討する。

○実地研修

（希望により、1箇所を選択。希望数によっては調整する場合がある。）

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
自閉症教育及び就労・ 地域生活支援の実際	①学校法人聖坂学院 聖坂養護学校	聖坂養護学校は、昭和42年に横浜市内最初の知的障害児のための養護学校としてスタートした私立の特別支援学校であり、在籍児童生徒の約6割は自閉症スペクトラム障害である。小学部、中学部、高等部本科及び専攻科の設置による一貫教育を進めており、昭和63年に社会福祉法人を設立、福祉施設を設置し、豊かなライフサイクルの実現を目指している。 自閉症教育の実際を見学し、そのあり方について考える機会とする。 学校法人聖坂学院 聖坂養護学校 〒231-0862 神奈川県横浜市中区山手町140
	②社会福祉法人けやきの郷	社会福祉法人けやきの郷は、自閉症のある人たちの親21人が発起人となって昭和60年に全国で2番目の自閉症の専門施設として設立された。障害の状態にとらわれず利用者全員の社会自立に向けて療育すること、働くことの意義を理解し、認められる喜びを味わえるようにすること、働くことを通して生活基盤を作り上げることなどを理念としている。 自閉症のある人の就労・地域生活支援の実際を見学することによって、学校教育に求められることや、そのあり方について考える機会とする。 社会福祉法人 けやきの郷 〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田高田町162 TEL 049-232-6363

②重度・重複障害

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名(所属・職名)	講 義 等 内 容
重度・重複障害のある子どものかかわりの観点	川住 隆一 (東北大学大学院・教授)	重度・重複障害のある子どもたちが主体的・能動的に様々な学習活動を展開するために、子どもたちの身体のごくわずかな動きや自己刺激行動などの自発的な動きや行動から、人との関係が深まる糸口や、子どもが周囲の世界に関心を向ける糸口等の子どもとかかわる観点について述べるとともに、子どもが環境状況等について情報を収集し、知覚・認知していくための中心的な活動である探索活動についても言及する。
訪問教育の現状と指導の実際	大崎 博史 (教育研修・事業部・主任研究員) 榎木 暢子 (東京都立多摩桜の丘学園・主任教諭)	訪問教育は、重度・重複障害のある子どもや療養中の児童生徒の他、学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員が家庭や児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育である。訪問教育の授業を展開するにあたっては、子どものその日の体調や訪問先の事情に大きく影響を受けることがある。また、通学生に比べて、授業場所や授業数等も限定されている。しかしながら、子ども一人一人にじっくりとかかわり、子どものニーズに十分対応できる教育でもある。この講義では、訪問教育の現状を概説し、実際に訪問教育担当経験者の話題提供を受け、訪問教育における指導上の工夫や配慮点等、訪問教育の現状と課題、指導の実際について論述する。
【講義・演習・協議】 重複障害のある子どもの環境の把握とコミュニケーション① ー障害の理解ー	熊田 華恵 (教育研修・事業部・主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	知的障害や運動障害に感覚障害を併せ有する子どもにかかわるとき、情報及びコミュニケーションを保障することが不可欠である。この演習では、「弱視」「難聴」等の疑似体験によって、情報収集能力やコミュニケーション能力を低下させた状態が行動や思考や感情に何をもたらすかを体験し、障害状況の理解と共感を試みる。この演習によって、自らの児童生徒とのかかわり合いについて見つめ直すきっかけを提供すると共に、感覚障害を併せ有する重複障害のある子どもへの配慮について学ぶことを目的としている。
重度・重複障害のある子どもの授業づくり	山田規美江 (北海道教育大学・非常勤講師)	教育にとって一番大切な日々の「授業」について考え、教師が、重度・重複障害のある子どもを目の前にしたとき、どのように子どもと向き合うのか、子どもの思いや願いをかなえるためにはどうすれば良いか等について言及するとともに、子どもの「学ぶ」ことへの興味関心を大切にしたい授業づくりはいかにあるべきかについて考えを述べる。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
重複障害のある子どもの環境の把握とコミュニケーション② ーアセスメントから実践へー	齊藤由美子 （企画部・主任研究員）	この講義では、実態把握の難しいコミュニケーションの困難な重複障害のある子どもに対して、視覚による環境把握の初期的な力、受信・発信方法、人とのやりとりの力についてのアセスメントについて概説する。これらのアセスメントは、重複障害のある場合に見落とされがちな子どもの持つ力への気づきを促すことを目指している。さらにアセスメントの結果をどのように実践へと展開するかについて、事例を挙げて言及する。
医療的ケアを必要とする子どもの教育的支援	大崎 博史 （教育研修・事業部・主任研究員） 吉田 良直 （横浜市教育委員会特別支援教育課・主任指導主事）	学校教育における医療的ケア実施の現状を概説するとともに、医療的ケアを必要とする子ども達を行政や学校がどのような体制で、どのように支援しているのかについて横浜市の取り組みから話題提供を行う。特に教員と看護師の連携協力体制や医療的バックアップ体制、保護者の参加と協力の仕方、医療的ケアの実施による子どもへの教育的効果についても論述し、医療的ケアを必要とする子どもの教育的支援の現状と課題について言及する。
重複障害のある子どもの環境の把握とコミュニケーション③ ーコミュニケーションを促すわかりやすい環境づくりー	奥山 敬 （東京都立北特別支援学校・主任教諭）	重度の知的障害を併せ有する重複障害のある子どもとのコミュニケーションを考える際、その子どもにとって「なに」「どこ」「だれ」が把握しやすいような環境を整えることが重要である。子どもの実態把握から行う環境設定の配慮、コミュニケーションが生じやすくなる子どもの立場に立った物理的・人的環境や状況の文脈づくりについて、学校や生活場面でいう具体的な配慮や工夫を、実践例を通して論述する。

○実地研修

(希望により、1箇所を選択。希望数によっては調整する場合がある。)

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
重度・重複障害者の一生涯を通した支援の在り方と実際	①社会福祉法人横浜共生会 「どんとこい・みなみ」 (地域活動ホーム) ②社会福祉法人みなと舎 「ゆう」 (知的障害者更生施設) ③社会福祉法人訪問の家 「朋」 (知的障害者更生施設) ④社会福祉法人三篠会 「ソレイユ川崎」 (重症心身障害児(者)施設) ⑤社会福祉法人風祭の森 「太陽の門」 (重症心身障害児(者)施設)	重度・重複障害のある方の一生涯を通した支援を実施している福祉施設での実際の活動の様子を知り、受講者もその活動に共に参加し、活動後に一日の振り返りと協議を行うことによって、あらためて障害のある方々への学校教育の在り方について見つめ直すことを目的としている。 ①「どんとこい・みなみ」は、生活支援やデイサービス、余暇活動支援、みなみっこルーム等のサービスを実施している地域活動ホームで、一人一人のメンバーが自分で選び、自分で決めるための支援を組織的に実施しているところでもある。 〒 232-0033 横浜市南区中村町 4-270-3 ②「ゆう」は、重度・重複障害のある方を対象とした知的障害者更生施設である。学校卒業後の日中の活動の場として地域での生活を支えている。メンバー一人一人に対応した支援等のユニークな取組も実施している。 〒 234-0104 横須賀市芦名 2-8-17 ③「朋」は、メンバーそれぞれの個性を生かし、人との出会いを広げながら社会人として地域の中で暮らしていくことを目指している知的障害者更生施設であり、学校卒業後の方々の活動の場でもある。 〒 247-0034 横浜市栄区桂台中 4-7 ④「ソレイユ川崎」は重症心身障害児(者)施設であり、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方々に医療ケアだけでなくリハビリや療育活動、個々のペースに合わせた生活を提供している。ソレイユ(=フランス語で「太陽」の意味)のように人々の笑顔とエネルギーにあふれる施設づくりをめざし歩み続けている。 〒 215-0001 神奈川県川崎市麻生区細山 1203 番地 ⑤「太陽の門」は、重症心身障害児(者)施設で、知的障害と身体障害のある利用者一人一人のためにすべてを優先して貢献し、明るく楽しい日常生活のための環境をつくるために、安心感と信頼感に基づいた医療、福祉を提供することを理念としている施設である。 〒 250-0032 神奈川県小田原市風祭 563

③情報手段活用

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
アシスティブ・テクノロジーの活用	島山 卓朗 （早稲田大学人間科学学術院・教授）	コミュニケーションエイドについてその歴史と背景、理論と実践について論じる。
【講義・演習】 アシスティブ・テクノロジーの導入と評価	棟方 哲弥 （企画部・総括研究員）	WATI のアセスメントツールを用いたアシスティブ・テクノロジーの導入方法並びに国際生活機能分類（ICF）を用いた評価手法について検討する。
【実習】 情報関連支援機器の活用と情報普及①④	金森 克浩 （教育情報部・総括研究員） 土井 幸輝 （教育情報部・研究員）	情報関連支援機器の基本操作、設定、メンテナンス方法について、実際に支援機器を操作して実習を行う。 また、支援機器の普及方策について Web 教材を作成する。
病弱教育における情報手段の活用	太田 容次 （滋賀県立三雲養護学校・教諭）	病弱教育における情報手段による支援について、その障害特性と支援方法について論じる。
情報モラルと個人情報保護	太田 容次 （滋賀県立三雲養護学校・教諭）	特別支援教育における情報モラル教育についてその課題と、具体的な指導方法について論じる。
【講義・実習】 肢体不自由教育における情報手段の活用・支援機器作成実習	外山世志之 （東京都立光明特別支援学校・主任教諭） 竹島 久志 （仙台高等専門学校・教授） 金森 克浩 （教育情報部・総括研究員） 土井 幸輝 （教育情報部・研究員）	肢体不自由教育における支援機器活用の実践事例を中心に情報手段の活用方法を紹介する。 またスイッチや入力装置の製作実習を行う。
知的障害・発達障害教育における情報手段の活用	坂井 聡 （香川大学・准教授）	知的障害教育・発達障害教育における情報手段による支援について、その障害特性と支援方法について論じる。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	講 義 等 内 容
情報関連支援機器の活用と情報普及②③	国際福祉機器展 会場：東京ビッグサイト 東展示ホール	最新の情報関連支援機器を実際に見学して情報を得る。

Ⅲ 講義等内容

1. 共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ イ ト ル	講師等（所属・職名）
1. 研究所によろこそ！－研究所の概要－	研究所スタッフ
2. 特別支援教育の基本的な考え方	柘植 雅義 （教育情報部長）
3. 特別支援学校の教育	西牧 謙吾 （教育研修・事業部・上席総括研究員）
4. 小・中学校等における特別支援教育	松村 勘由 （企画部・上席総括研究員）
5. 事前オリエンテーション1（特別支援教育専門研修の概要）	研究所スタッフ
6. 事前オリエンテーション2（研修中の生活）	研究所スタッフ

*都合により一部変更する場合がある。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
【見学】1／12（木）AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研究所内を実際に案内し、研修生活上の必要な場所を見学する。
図書室利用案内	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内しつつ、説明を行う。
【実習】 コンピュータ端末の利用実習	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の利用について説明を行い、実際に操作し、スムーズな端末利用を行えるよう実習する。
視覚障害教育論 1／13（金）AM	田中 良広 （教育相談部・ 総括研究員）	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
理事長講話 1 / 1 3 (金) PM ①	小田 豊 (国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長)	障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育や支援を行う特別支援教育の理念は、教育の原点である。特別支援教育の推進と充実に向けて教育の原点を担う特別支援教育に携わる教員に求められる資質とは何か、また、特別なニーズのある子ども達にとって良質な教育とは何かについて改めて問い直す。
特別支援教育行政の現状 と課題 1 / 1 3 (金) PM ②	千原 由幸 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 課長)	障害のある子どもの教育を質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。
聴覚障害教育論 1 / 1 6 (月) AM	原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	聴覚障害教育は、言語(日本語)の獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制にあって、聴覚障害児は様々な場において適切な教育的支援が求められる。このため発達段階に応じたコミュニケーション手段の選択、早期教育・高等教育の充実、科学技術の進歩に伴う補聴システムの整備等、多くの課題がある。これらを概観し、課題解決のための方途について言及する。
重複障害教育論 1 / 1 6 (月) PM	熊田 華恵 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・ 主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育(盲ろう教育を含む)である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
特別な教育的ニーズと情報機器の活用 1 / 1 8 (水) PM	金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・ 研究員)	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー(支援技術)を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
教育と福祉・医療・労働 との連携 1/19(木) AM	西牧 謙吾 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員)	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
自閉症・情緒障害教育論 1/19(木) PM ①	小澤 至賢 (教育支援部・ 主任研究員)	平成21年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。
【見学】 所内見学② 1/19(木) PM ②	教育情報部 教育相談部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 ・発達障害教育情報センター「支援機器・教材教具展示室」 ・発達障害教育情報センター「i ライブラリー」 ・教育相談部「スヌーズレン」 ・重複班「生活支援研究棟」
【講義・演習】 学校における組織の活性化と指導的教員の役割 1/20(金) PM	佐々木亮子 (有限会社アールズ セミナー・ 代表取締役)	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で携わる教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々な連携を進める際に必要なリーダーシップについて講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや職員研修のあり方についても触れる。講義には演習形式が含まれる。
肢体不自由教育論 1/23(月) AM ①	長沼 俊夫 (企画部・ 総括研究員)	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。 本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
病弱教育論 1 / 2 3 (月) AM ②	滝川 国芳 （教育支援部・ 総括研究員）	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
特別支援教育におけるICF活用 1 / 2 3 (月) PM	徳永亜希雄 （教育支援部・ 主任研究員）	ICF（国際生活機能分類）は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部・高等部）でも「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO（世界保健機関）の障害観の変遷やICF及びその児童版であるICF-CYについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。
個別の教育支援計画について 1 / 2 4 (火) AM ①	小林 倫代 （教育相談部・ 総括研究員）	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
言語障害教育論 1 / 2 4 (火) AM ②	小林 倫代 （教育相談部・ 総括研究員）	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導（言語障害）、特別支援学級（言語障害）が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。
知的障害教育論 1 / 2 6 (木) AM	井上 昌士 （教育支援部・ 総括研究員）	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
発達障害教育論 1／27(金) AM	笹森 洋樹 (企画部・ 総括研究員)	小・中学校の通常の学級では約6%の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
交流及び共同学習の意義と課題 2／9(木) AM	藤本 裕人 (教育支援部・ 総括研究員)	障害者基本法第14条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
脳のはたらきとその障害 2／13(月) AM	渥美 義賢 (国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員)	近年、脳科学が著しい発展を遂げている中で、脳のはたらきやその発達、脳機能障害について少しずつ解明されてきている。本講義では、脳のはたらきや発達、その障害について基礎的なことがらを、分子生物学や脳機能画像等の最新の知見を含めながら論述する。
コミュニケーション理論 2／13(月) PM	牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	人は言語をいかに獲得し、いかに利用するのか。コミュニケーションはいかに成立し、その障害はいかに生じるのか。本講義では「言語」「言語獲得」に関する基礎的知見、及びコミュニケーションの本質について概説するとともに、言語獲得及びコミュニケーションの成立や深まりを支える関わりのあるありようについて考える。
諸外国における障害のある子どもの教育 3／7(水) PM	大内 進 (教育支援部・ 部長) 棟方 哲弥 (企画部・ 総括研究員) 滝川 国芳 (教育支援部・ 総括研究員) 横尾 俊 (教育相談部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・ 主任研究員)	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 1 / 17 (火) AM	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。 学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-1-2

○研究協議

講 義 題 目 等	内 容 等
研 究 協 議	テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。 ①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1コマ） ②事前レポートに基づいた問題意識の協議と整理、テーマ設定（計2コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計5コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。 （準備1コマ、発表1コマ） 研修員個々の課題等に基づき班編成を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。

○課題研究

講 義 題 目 等	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で10コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

2. 合同講義

視覚障害・聴覚障害教育専修プログラム合同

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
盲ろうの理解と教育 2 / 1 4 (火) 終日	菅井 裕行 (宮城教育大学・教授)	盲ろうに関しての、視覚障害および聴覚障害の状態、視覚障害と聴覚障害を併せ持つことによる特有の状況、コミュニケーション手段、支援方法、教材等基本的事項について述べたうえで、視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校での盲ろうの事例についても取り上げ、講義する。

3. 各障害教育専修プログラム講義

①視覚障害教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名(所属・職名)	講義等内容
自立活動の理念と展開 1/17(火) PM	香川 邦生 (前健康科学大学・教授)	1. 自立活動領域の基本的な捉え方 2. 教科と自立活動との関連 3. 個別の指導計画の作成と評価 4. 視覚障害領域における幾つかの中心的指導内容とその展開 ① 手による探索操作活動と空間のイメージ作り ② 歩行地図の基礎指導 ③ 視覚認知の基礎指導
教科指導法① —社会科の指導を中心に— 1/20(金) AM	青松 利明 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭)	視覚障害教育における社会科での指導について、特に社会科特有の指導内容、指導方法、教材の作成と活用等について講義する。
視覚障害教育の今日的課題と教育課程 1/24(火) PM	吉田 道広 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	最近の教育改革の動向、視覚障害教育の現状と課題、特別支援教育における教育課程の編成、新しい学習指導要領や学力についての基本的な考え方、評価の在り方などについて説明するとともに、特別支援教育と今後の視覚障害教育の在り方について考える。
【演習】 点字の表記・指導① —導入期の指導— 1/25(水) AM	大内 進 (教育支援部・部長)	点字以前の文字・ブライユ点字・日本点字の翻案など盲人の文字の歴史について概観した上で、「点字の表記」入門編として日本点字の基本的かなづかい、数学やアルファベットを用いた語の書き表し方などについて実習を通して解説する。点字の初期指導法や点字触読の研究成果についても紹介する。
視覚生理学概論 1/27(金) PM	柿澤 敏文 (筑波大学大学院・教授)	眼の構造と生理機能の基礎について、視覚障害の原因となる主な眼疾患と関連付けながら学習する。加えて、視機能の基礎をロービジョンの視知覚・認知とその支援方法と関連付けて講義する。
弱視児の視知覚 1/30(月) PM	小林 秀之 (筑波大学大学院・准教授)	弱視児の視知覚および視覚的認知について、弱視児の行動、学習との関連や指導上の配慮事項との関連等も含めて講義する。
【演習】 点字の表記・指導② —学校教育における指導— 2/2(木) AM	澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	「点字の表記・指導①」を受け、「日本点字表記法2001年度版」をもとに、「点字の分かち書き」「書き方の形式」「点字の読み書きの指導」について実習を交えながら話を進めていく。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
教科指導法② 一点字・国語教育を 中心に－ 2／2（木）PM	澤田 真弓 （教育研修・事業部・ 総括研究員）	学習指導要領の国語科におけるポイントについて概説し、その後、視覚障害教育における国語指導について、特にコミュニケーション力の育成のための具体的な指導法について、発達段階を踏まえながら講義を進める。
視機能評価法 2／3（金）AM	齋藤奈緒子 （神奈川リハビリテーション 病院・視能訓練士）	視機能評価の目的、方法及びその実際について講義する。特に、教育における視機能評価の意義、留意点等についても講義する。
視覚の病理 2／3（金）PM	仲泊 聡 （国立障害者リハビリテー ションセンター病院・ 第二診療部長）	視覚の基礎的理解として、①目の構造と機能について、②視覚障害をきたす代表的な眼疾患、③眼疾患に伴う視覚障害の特徴などについて、病理及び医療的リハビリテーションの面から解説する。
視覚障害児教育論① －視覚障害児の認知と 指導－ 2／6（月）AM	大内 進 （教育支援部・部長）	視覚障害教育の基本として、視覚及び視覚以外の感覚情報の特性に応じた活用及び空間概念の形成と活用等について講義する。 ・感覚情報の特性 ・視覚情報の特性と活用 ・聴覚情報の特性と活用 ・触覚情報の特性と活用 ・筋感覚による運動のコントロール ・嗅覚・味覚の活用 ・空間概念の形成と活用 ・観察のストラテジー ・モデルによる図形・立体概念の形成 ・具体物の観察と地理的空間概念の形成
視覚障害児教育論② －乳幼児期の発達と指 導－ 2／6（月）PM	猪平 眞理 （宮城教育大学・教授）	視覚障害のある乳幼児の発達支援は、親を励まし育児力を高める援助を基本とし、子どもが視覚情報の不足を他の感覚で補いながら環境とのかかわる方法を学ばせて育つ力を養うことである。その具体的な方法を講述する。
【演習】 点字学習とコンピュー タ①② ①2／7（火）AM ②2／8（水）AM	大内 進 （教育支援部・部長） 田中 良広 （教育相談部・総括研究員） 澤田 真弓 （教育研修・事業部・ 総括研究員） 金子 健 （企画部・主任研究員） 土井 幸輝 （教育情報部・研究員）	コンピュータ上で点字を扱うために機器類としては点字プリンタ、ピンディスプレイ、点字電子手帳など、ソフトとしては点字エディタ、自動点訳ソフト、点字OCR など様々なものがある。ここでは、これらの活用法をデモンストレーション及び実習を交えて解説する。視覚障害教育情報ネットワークについても紹介する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
乳幼児期の触覚の活用 2 / 7 (火) PM	金子 健 (企画部・主任研究員)	視覚障害児の乳幼児期における触覚の活用について、まず、触覚の特性について他の感覚との比較を交えて論ずる。その上で、環境の把握、物の操作、絵・図形・文字（点字）情報の入手などのそれぞれにおける触覚の活用についての考え方と具体的対処方法について述べる。
視覚障害児教育論③ ー進路と職業教育ー 2 / 9 (木) PM	大内 進 (教育支援部・部長) 田中 良広 (教育相談部・総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 総括研究員) 金子 健 (企画部・主任研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・研究員)	視覚障害児の進路と職業教育について、全国の視覚障害特別支援学校の現状と今後の方向性、保護者のニーズ等に基づき講義するとともに、進路指導及び職業教育に関わる課題について協議を行う。
視覚障害教育における 個別の教育支援計画 2 / 15 (水) AM	大内 進 (教育支援部・部長)	視覚障害教育の現状や課題を踏まえて、視覚に障害がある児童生徒のための個別の教育支援計画作成の基本的な考え方、発達の各段階で想定される支援と地域の関係機関との連携の観点などについて、実践例等を紹介しながら概説する。
乳児と幼児期のロービジョンケア 2 / 15 (水) PM	川瀬 芳克 (愛知淑徳大学・教授)	乳幼児期は視覚発達の大変な時期であり、疾病の管理とともに、適切な屈折矯正やまぶしさの軽減などが必要である。講義ではロービジョン児の長期経過を示し視覚管理の効果を提示するとともに、屈折異常の体験的解説や遮光眼鏡の機能の視覚的提示を行う。
【演習】 視覚障害教育に関わる 検査法①② ① 2 / 16 (木) AM ② 2 / 29 (水) AM	大内 進 (教育支援部・部長) 田中 良広 (教育相談部・総括研究員) 金子 健 (企画部・主任研究員) 横尾 俊 (教育相談部・主任研究員)	視覚障害児の実態把握のために用いることができる検査について、心理検査、聴覚検査など、現在、利用可能なものを中心に概説する。これらの検査のうちの幾つかについては、実習を行いながらそれらの検査の実施方法、評価方法、利用上の留意点などについて具体的に考察する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
歩行指導の理論①～③ ① 2 / 2 0 (月) AM ② 2 / 2 1 (火) AM ③ 2 / 2 3 (木) AM 【演習】 歩行指導演習①～④ ① 2 / 2 0 (月) PM ② 2 / 2 1 (火) PM ③ 2 / 2 3 (木) PM ④ 2 / 2 4 (金) AM	歩行指導の理論①② 歩行指導演習①② 明比庄一郎 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭） 山口 崇 （同上） 歩行指導の理論③ 歩行指導演習③④ 雷坂 浩之 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭） 左振 恵子 （同上） 所内関係研究職員	視覚障害児（者）の歩行のメカニズムや歩行指導の内容等について、次のような講義と演習を行う。 ①では、歩行に必要な基礎的能力と、視覚障害児の歩行指導の方法について ②では、歩行指導における白杖の基本的な使用法に関する講義と白杖歩行の演習 ③及び演習④では、歩行指導における指導計画作成と、それによる歩行指導について
弱視用補助具概論 2 / 2 2 (水) AM	田中 良広 （教育相談部・総括研究員）	本講義では、弱視の児童生徒のための拡大システムについて、それぞれの長所・短所を整理した後、それらの中で最も手軽で活用範囲の広い弱視レンズについて、種類と特徴、選定の手順と方法、指導のプロセスについて理解を深める。
【講義・実習】 教科指導法③ 一観察と実験の指導一 2 / 2 2 (水) PM	鳥山 由子 （前筑波大学・教授）	観察と実験の意義と、基礎的な内容の指導法について、講義と実習を行う。特に、感覚の活用、観察内容の言語化、見通しを持って主体的に学習するための全体像の把握の重要性、時間配分、安全対策などについて、具体的な理解を図る。
【講義・演習】 視覚障害教育における情報処理とアクセシビリティ 2 / 2 7 (月) AM	渡辺 哲也 （新潟大学・准教授）	現代では視覚障害児にとってパソコンの活用能力は不可欠であり、これを習得することで、情報取得と発信を通じた社会参加が可能になる。視覚障害児のパソコン利用のためには、弱視児は画面拡大ソフトを、盲児は画面音声化ソフトを用いる。これらの利用法について実習を交えて説明する。
特別支援学校（視覚障害）経営上の諸課題 2 / 2 7 (月) PM	澤田 晋 （筑波大学附属視覚特別支援学校・校長）	特別支援学校（視覚障害）における学校経営・運営上の諸課題について、特に指導的立場での対応に関して講義する。
弱視学級における指導と学習支援 2 / 2 8 (火) AM	田中 良広 （教育相談部・総括研究員）	実態調査の結果をもとに、弱視学級及び通級指導教室の現状と課題について概観するとともに、弱視学級等における教育課程、指導内容・方法、施設・設備、教材・教具等について講述する。 また、特別支援教育への転換に伴う弱視学級等が担うべき役割について受講者との協議をとおして考えていきたい。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
バリアフリー時代の モノ・サービス・生活 環境そして遊び ー視覚障害を中心にー 2/28(火) PM	星川 安之 (財団法人共用品推進機構・ 専務理事) 森川 美和 (財団法人共用品推進機構・ 総務課長)	1981年の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」以来、国内外、公的・民間機関を問わず「障害の有無に係わらず共に使いやすい製品・サービス・生活環境」に関しての普及が進んできている。今回は、視覚障害を軸に「共用品・UD・アクセシブルデザイン」を紹介する。 また、1990年から日本玩具協会を中心に行われている「共遊玩具」に関しても、その始まりからの経過について紹介する。
【演習】 視覚障害関連教材の作成と活用①②③ ①3/1(木) AM ②3/2(金) AM ③3/5(月) AM	大内 進 (教育支援部・部長) 田中 良広 (教育相談部・総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 総括研究員) 金子 健 (企画部・主任研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・研究員)	視覚障害教育における、点字教材や触図教材などの盲児用教材、拡大教材などの弱視児用教材について、各種の作成方法、作成用の機器、作成上の留意点、活用方法などについて講義する。講義は、これらの教材を実際に作成する実習を含む。
【講義・実習】 教科指導法④ ー算数・数学科を中心にー 3/1(木) PM	大内 進 (教育支援部・部長)	視覚障害教育における算数・数学科の内容の取扱いと留意点について全体的に整理した上で、基本的な留意事項、教材・教具とその活用法、自作教材作成上の配慮点などについて各領域毎に概説する。また、計算や図形などの重要な教具についての実習を行うとともに、新教科書の編集方針についても解説する。
重複障害児の指導① ー視覚障害特別支援学校における重複障害児の指導ー 3/2(金) PM	古田 伸哉 (横浜訓盲学院・教諭) 石田 早苗 (横浜訓盲学院・教諭)	視覚障害を伴う重複障害児の指導について、視覚障害特別支援学校での実践例を踏まえて、そこでの指導の基本的な考え方、具体的な指導方法等に関して、講義する。
【講義・演習】 教科指導法⑤ ー体育・レクリエーションの指導ー 3/5(月) PM	原田 清生 (筑波大学附属 視覚特別支援学校・教諭)	視覚障害特別支援学校における体育の現状・課題等について概説し、視覚障害児の体育指導に関する指導のポイント・指導上の留意点・配慮事項や工夫の観点等について実践的に解説し、実技講習を通して理解を深める。
教科指導法⑥ ー図工・美術科の指導ー 3/6(火) AM	山本 識 (東京都立文京盲学校・ 主任教諭)	視覚障害教育における図工・美術教育の概要ならびに指導の実践について解説する。保有する感覚にもとづく指導のあり方、指導上の配慮点、教材・教具の工夫等について講義を行う。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
拡大教科書の作成とその活用 ー拡大教科書作成 マニュアルを中心にー 3/7(水) AM	遠藤 赫子 (神奈川県視覚障害援助 赤十字奉仕団・ 視覚障害援助指導講師) 金子 健 (企画部・主任研究員)	「拡大教科書」について、拡大写本ボランティアによる作成の実際や、当研究所によるDTPを用いたカラー版の作成などに関して、その作成方針及び活用方法も含めて、デモンストレーションを交えて講義する。
重複障害児の指導② ー係わり合いの基礎ー 3/8(木) AM	佐島 毅 (筑波大学大学院・准教授)	視覚障害を伴う重複障害児の指導における基礎的な事項として、視機能評価の方法、視覚活用、教材活用等について講義する。
視覚障害と就労 3/8(木) PM	北林 裕 (日本盲人職能開発センター ・職能開発部長)	視覚障害者の就労に関する状況について、その職種、訓練、サポート体制等に関して述べ、視覚障害者の就労における課題点や就労のための条件等についても講義する。
点字の表記・指導③ ー専門点字入門ー 3/12(月) PM	加藤 俊和 (元京都ライトハウス 情報ステーション・所長)	1. 点配列と点字配列の科学性 2. 自動点訳の限界と変換率向上の方法 3. 数学・理科の2次元的拡がりの点字表現 4. 世界共通の点字楽譜と変換ソフトウェア 5. 触図は1文字の電光掲示板
【講義・演習】 視覚障害と支援機器 3/13(火) PM	土井 幸輝 (教育情報部・研究員)	視覚障害や触覚に関する知識とそれに対応した様々な支援技術について、講義及び実習を交えて紹介する。

○ 実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
視覚障害特別支援学校 における指導の実際 2 / 17 (金) AM	横浜市立盲特別支援学校	横浜市立盲特別支援学校は、早期教育相談から幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科・専攻科理療科・専攻科保健理療科の各課程を設置している。施設設備も充実しており、情報教育や図書室の運営等においても特徴のある実践を行っている。授業場面を実際に見学し、視覚障害特別支援学校における指導の実際について研修を深めていく。 横浜市立盲特別支援学校 〒221-0005 神奈川県横浜市神奈川区松見町1-26
視覚障害情報提供施設 における活動の実際 2 / 17 (金) PM	神奈川県ライトセンター	神奈川県ライトセンターでは、点字・録音図書などの情報提供や各種の相談・指導、またボランティアの育成等も行っている。実際にそれらの活動と施設設備を見学しながら研修を深めていく。 神奈川県ライトセンター 〒241-8585 神奈川県横浜市旭区二俣川1-80-2

②聴覚障害教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名(所属・職名)	講義等内容
聴覚障害特別支援学校・特別支援学級等の教育課程 1/17(火) PM	大西 孝志 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	学習指導要領に基づいた聴覚障害特別支援学校の教育課程編成及び難聴・言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について説明する。
特別支援学校(聴覚障害)経営の現状と課題 1/20(金) AM	細田 和久 (福島県立聾学校平分校・ 教諭)	特別支援学校(聴覚)における学部経営、授業実践、校内連携の現状について説明し、特別支援学校(聴覚)のリーダーに求められる資質について言及する。
聴覚障害の生理・病理 1/24(火) PM	石戸谷 淳一 (横浜市立大学附属市民総合 医療センター・ 耳鼻咽喉科教授)	耳は、空気振動を神経の電気的信号に変換するとても巧妙で微細な器官であり、発声もまた巧妙なシステムである。“聞く”、“話す”といった日常的な生命現象の解剖・生理・病理を概説する。また、人工内耳医療についても言及する。
耳科学的疾病と教育 1/25(水) AM	寺崎 雅子 (小田原市立病院・副院長)	耳鼻咽喉科疾患は解剖学的に他科との境界が多いため、患者の訴えが耳鼻咽喉科領域にとどまらないことがある。生理学的にも成長期の子どもと大人とで、対応が大きく異なることもある。しばしば遭遇する疾患について解説する。
【演習】 聴覚障害児の聴力評価 1/26(木) PM	横尾 俊 (教育相談部・主任研究員)	聴力検査の基本的な実施方法とともに、様々な聴力の評価法とその活用について解説する。
軽度・中等度難聴児への教育的対応 1/27(金) PM	新正由紀子 (東京医療センター臨床研究 センター・客員研究員) 原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	軽度・中等度難聴児に対しては高度難聴児とは異なった教育課題があり、これらの課題解決の方途について解説する。
ろう者の文化と教育 1/30(月) PM	米内山明宏 (有限会社手話文化村・ 代表取締役)	ろう文化、ろう者の言語、理想のろう教育とは何かについての課題を提起し、それぞれについて解説する。
【講義・演習】 補聴器のフィッティングの理論と実際 2/2(木) 終日	中川 辰雄 (横浜国立大学・教授)	最近、子どもたちもデジタル補聴器を使用することが多くなってきた。そこで、この講義では午前中を中心に、デジタルやアナログ補聴器について説明し、午後からは、補聴器の調整の仕方や考え方について演習を通して学ぶ。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
聴覚障害児教育における国語の基礎 ー小学部から高等部に向けた国語教育ー 2／3（金）AM	穴戸 和成 （筑波大学附属久里浜特別支援学校・校長）	聴覚障害児の教科教育、特に国語教育に当たり基礎とすべき点を解説する。
聴覚学習 2／3（金）PM	原田 公人 （教育研修・事業部・総括研究員）	聴覚を活用した学習の理論と、指導・支援の方法や事例について解説する。
聴覚障害特別支援学校のセンター的機能と地域支援 2／6（月）AM	田原 佳子 （千葉県立千葉聾学校・教諭）	特別支援教育の中で、どのようにして聴覚障害教育の専門性を維持し、地域のセンター機能を果たしているのか、校内外の支援体制の取組を紹介し、聾学校の果たすべき役割について考える。 ・校内支援体制の確立 ・地域の聴覚障害教育のセンターとしての役割 ・関係諸機関との連携
聴覚障害児の言語力評価 2／6（月）PM	我妻 敏博 （上越教育大学大学院・教授）	聴覚障害児の言語指導と言語評価、標準化されたテスト、言語力評価の観点と方法について解説する。
成人聴覚障害者の心理と社会参加 2／8（水）AM	田門 浩 （都民総合法律事務所・弁護士）	成人聴覚障害者が日々の生活の中で感じている事柄や、直面する諸課題等について実態を解説し、合わせてよりよい解決の方策や、充実した社会生活のあり方などについて述べる。
聴覚リハビリテーション 2／9（木）PM	原田 公人 （教育研修・事業部・総括研究員）	聴覚障害児（者）の聴覚リハビリテーションについて。補聴器から人工内耳をあげ解説する。特に、聴覚障害児（者）の聴覚認知と聴覚活用及び教育に焦点を当て解説する。
言語指導法①② ①2／15（水）AM ②2／16（木）AM	藤本 裕人 （教育支援部・総括研究員）	聴覚障害特別支援学校における言語指導について、言語指導法の歴史的推移・幼児児童生徒の発達段階やコミュニケーション手段の特性等を踏まえ、学校教育活動の中でどのようにして言語概念を形成するか、現在の指導法を検討するとともに、教科指導への発展などについて解説し、今後の在り方を展望する。
聴覚の活用とコミュニケーション 2／15（水）PM	廣田 栄子 （筑波大学大学院・教授）	聴覚障害児への指導を行う際に留意したい事項を聴覚的支援や情報補償、心理的な側面から解説する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
発音指導法 2 / 17 (金) 終日	板橋 安人 (筑波大学附属 聴覚特別支援学校・教諭)	聴覚障害特別支援学校に在学する聴覚障害児の「発音・発語」学習の基本的な考え方と指導技術を実践的な観点で講ずる。 1. 「発音・発語」学習の意義 2. 日本語音声の検討 3. 聴覚障害児の発音の特徴 4. 「発音・発語」学習の実際 5. 指導のための発音技法の評価法 6. 発話の明瞭性と、それに影響を及ぼす要因
【演習】 手話の活用① —言語的特性と教育の理論— 2 / 20 (月) AM	小田 侯朗 (企画部・総括研究員)	聴覚障害児教育の場で用いられる手話の言語特性と手話を活用した教育の理論について解説する。また教育における手話の位置付けに関する歴史的変遷についても解説する。一部演習も含む。
【演習】 身体表現によるコミュニケーション 2 / 20 (月) PM	庄崎 隆志 (office 風の器・代表)	聴覚障害児の表現ワークショップの土台にあるのは他者を気持ちよく受け入れるという姿勢であり、たがいに心地よい時間を作るとともに楽しむことがワークショップの目標である。コミュニケーションが取りにくい人に対してどのようにホスピタリティを発揮していくかという課題は重要なテーマである。言葉にたよらない身体と心のコミュニケーションを体験する。
【講義・演習】 手話の活用② —授業における手話活用— 2 / 21 (火) 終日	小田 侯朗 (企画部・総括研究員) 広中 嘉隆 (奈良県立ろう学校・教諭)	手話コミュニケーションの力と結びつけながら、日本語の指導をどのように進めるのか、幼稚部や小学部の取り組みについて具体的に紹介する。 また研究協議の時間を設け、指導法や教材等について協議を行う。
【演習】 手話の活用③ —手話の学習と教授法— 2 / 22 (水) 終日	小田 侯朗 (企画部・総括研究員)	手話を習得するための基本的な理論を解説するとともに、演習を通して手話の学習のプロセスを理解する。
手話の言語発達と評価 2 / 23 (木) AM	小田 侯朗 (企画部・総括研究員)	手話の言語的な特性、及び聴覚障害児の成長に伴う手話の言語的な発達とコミュニケーションの様相について解説する。
【実習】 聴覚障害児（者）にかかわる情報保障 2 / 23 (木) PM	森本 行雄 (社会福祉法人東京愛育苑金町学園・児童指導員)	聴覚障害者にとって、社会生活を送る上での情報保障は必要不可欠なものである。 この講義では、下記の内容で教育関係職員が必要とする知識と実技について学ぶ。 ・情報保障の手段とその歴史 ・関係法規（著作権等） ・情報保障のあり方 ・情報保障実習（ロールプレイ）など

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
聴覚障害児（者）の障害認識と教育 2/24(金) AM	前田 浩 (大阪市立聴覚特別支援学校・教諭)	1. 聴覚障害児（者）の言語環境 2. 聴覚障害児（者）の障害認識 3. 人的環境とコミュニケーション 4. 自立活動における言語教育等について解説する
進路指導・職業教育 2/27(月) AM	井上 通子 (大阪府立だいせん聴覚高等支援学校・教諭)	聴覚障害特別支援学校における進路指導と職業教育の実際や課題について説明する。
聴覚障害者の就労の実際と支援のあり方 2/27(月) PM	原田 公人 (教育研修・事業部・総括研究員) 會田 孝行 (国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局・生活支援専門職)	聴覚障害者の卒業後支援の現状や就労実態について解説するとともに、就労に伴う課題とその解決や支援の方法についても述べる。
聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育① 2/28(火) AM	藤岡 久美 (兵庫県立こばと聴覚特別支援学校・主幹教諭)	乳幼児教育相談における相談支援の概要とコミュニケーション手段のひとつとして手話を導入した幼稚部の現状と課題について解説する。
聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育② 2/28(火) PM	佐藤 幸子 (筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭)	聴覚障害特別支援学校の乳幼児相談・指導について、目的・内容・スタッフ・両親援助等・現状と課題・最早期段階でのケース・手話や人工内耳についての両親の対応とそれに対する援助のあり方等、ビデオや母親の記録をもとに解説する。
聴覚障害児の言語発達 2/29(水) AM	齋藤 佐和 (目白大学・教授)	聴覚障害児の言語発達について、その歴史的な位置づけや考え方を概説するとともに「学習言語」「生活言語」等のトピックスについて実践と研究の面から言及する。
聴覚障害児の心理とコミュニケーション 3/1(木) AM	小田 侯朗 (企画部・総括研究員)	聴覚障害児の心理発達やコミュニケーションと自己概念の関連等について解説する。また、聴覚障害教育における聴覚障害児のパーソナリティ理解の変遷についても解説する。
聴覚障害乳幼児の心理と両親援助 3/1(木) PM	南村 洋子 (東京都立大塚ろう学校・早期教育相談員)	新生児聴覚スクリーニング検査の実施についての私見と共に、乳・幼児期の子どもと保護者に対する援助について、教育実践例等に基づき解説する。
聴覚障害教育授業論 3/2(金) AM	宍戸 和成 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・校長)	聴覚障害児に対する授業の考え方、授業の進め方、授業評価について概説する。また、聴覚障害児に対する配慮事項について説明する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
教科指導法（数学） 3／2（金）PM	最首 一郎 （筑波大学附属聴覚特別支援 学校・教諭）	1. 高等部における数学の指導 2. 数学が不得手な生徒の指導 3. 生徒はどういうところでよく誤るか 4. 数学を通して何を伝えるか 5. 数学の学習意欲を高めるための工夫 等について解説する
寄宿舎活動と援助 3／6（火）AM	木村美津子 （筑波大学附属聴覚特別支援 学校・寄宿舎指導員）	1. 寄宿舎活動の歴史的変遷 2. 寄宿舎活動と舎生への指導・援助 3. 寄宿舎活動の意義と課題 等について解説する。
難聴特別支援学級及び 通級による指導の実際 3／7（水）AM	松本 裕子 （つくば市立竹園東小学校・ 教諭）	・難聴特別支援学級における指導の実際 ・支援のための授業の取り組み（直接・間接の支援） ・情報保障（ノートテーク・字幕・手話） ・本人たちの声と、今後の方向性 等について解説する
世界の聴覚障害教育 3／8（木）AM	原田 公人 （教育研修・事業部・ 総括研究員） 小田 侯朗 （企画部・総括研究員） 藤本 裕人 （教育支援部・総括研究員） 横尾 俊 （教育相談部・主任研究員）	いくつかのトピックについて国内外の聴覚障害教育 の歴史的経過及び動向を概説し、今後のわが国の聴覚 障害教育の方向について展望する。
重度・重複障害児の指 導の実際 3／8（木）PM	熊田 華恵 （教育研修・事業部・ 主任研究員）	聴覚障害を伴う重度・重複障害のある児童・生徒 も、聾学校だけではなく特別支援学校等にも在籍し、 その教育的ニーズに応えることが課題となっている。 本講義では、重度・重複障害児教育の歴史や定義等 について概説するとともに、聴覚障害のある重度・重複 障害児の指導における工夫や配慮について、実践事例 を通して論述する。
教科指導法（英語） 3／9（金）AM	松藤みどり （筑波技術大学・教授）	聴覚障害者に対する英語教育が、どのような変遷を 辿ったか、戦後の聾教育と共に考察し、課題と展開を 探る。英検の改革についても概説する。
教科指導法（国語） 3／9（金）PM	江代 充 （筑波大学附属聴覚特別支援 学校・教諭）	1. 教科学習に必要なことばの力を育てる 2. 国語科の読解指導を行う際の配慮 等について解説する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【演習】 聴覚障害教育における 情報機器の利用と実際 3／12(月) PM	横尾 俊 (教育相談部・主任研究員)	聴覚障害者用機器、機器を使ったサービス、教育現場での利用の現状について紹介する。またその後は、パソコン要約筆記や映像への字幕挿入などの演習を行う。

○ 実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
聴覚障害特別支援学校 における指導法 2／7(火) 終日	横浜市立ろう特別支援学校	聴覚障害特別支援学校において行われている教育の実践の見学と施設見学を行う。 横浜市立ろう特別支援学校 〒240-0067 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1 TEL 045-335-0411(代表) FAX 045-333-4807

5 平成23年度研究成果発表一覧

平成23年度研究成果の発表

(単行本)

発表者	書名又は論文の標題	出版社等	発行年月
久保山茂樹	早期からの教育相談の専門家の視点から	対人援助専門職のための発達障害者支援ハンドブック. 金剛出版. pp85-87	H24. 2
棟方哲弥	海外における特別支援教育（障害児教育）・フランス	追録第40-42号, 法令・資料編（CD版）, 特別支援教育ハンドブック, 第一法規株式会社	H24. 2
齊藤由美子	海外における特別支援教育・アメリカ	特別支援教育ハンドブック＜法令・資料編＞2012年版CD-ROM. 第一法規株式会社.	H24. 1
齊藤由美子	コミュニケーションを中心とする指導内容・方法（監修・コラム担当）	障害の重い子どもの指導Q&A. 自立活動を主とする教育課程. ジアース教育新社. pp43-153.	H23. 11
齊藤由美子	米国における幼児期のチームアプローチ	対人援助専門職のための発達障害者支援ハンドブック. 金剛出版. pp184-190.	H24. 2
長沼俊夫	重複書具合教育における自立活動の計画・実践・評価・改善	新しい自立活動の実践ハンドブック、社会福祉法人全国心身障害児福祉財団、pp217-239	H23. 4
大内 進	『発達障害者白書2012』分担執筆 特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方	日本文化科学社	H23. 9
國末和成 藤本裕人 須藤正彦	「聴覚障害児の学習習熟度～標準学力検査（CRT-Ⅱ）の結果から～」	厚生労働科学研究費補助金（感覚器障害戦略研究）研究成果物「聴覚障害児の日本語発達のために」、公益財団法人テクノロジー協会、pp184-194（主担当箇所184-185）	H24. 1
田中良広	海外における特別支援教育（障害児教育）：カナダ	第一法規 「特別支援教育ハンドブック法令・資料編」	H24. 2
小林倫代監修	特別支援教育はじめのいっぽ、国語のじかん	学研教育みらい	H23. 9
澤田真弓	特別支援教育を推進するための校内研修の留意点について	第一法規 「特別支援教育ハンドブック」 追録40～42号	H24. 2
工藤傑史	子どもの確かな成長を目指して	知的障害教育における学習評価の方法と実際 全国特別支援学校知的障害教育校長会編著 ジアース教育新社 pp10-29	H24. 3
大崎博史	特別支援教育までの障害児教育の歴史	第一法規株式会社 特別支援教育ハンドブック[法令・資料編]2012版CD-ROM, MENU02関連資料情報	H24. 2
西牧謙吾	学校生活における慢性疾患ある子どもの学校教育	東京書籍 すぐに役立つ小児慢性疾患支援マニュアル改訂版 pp11-16	H24. 3
西牧謙吾	健康、病気、障害の概念	ミネルヴァ書房 特別支援教育に生かす病弱児の生理・病理・心理 pp1-8	H23. 9
西牧謙吾	病気、障害のある子どもを支える法制度	ミネルヴァ書房 特別支援教育に生かす病弱児の生理・病理・心理 pp225-231	H23. 9
西牧謙吾	就学支援について	協同医書出版 発達支援学：その理論と実践 pp57-66	H23. 5
西牧謙吾	障がいのある子どもの保健医療制度とその動向	協同医書出版 発達支援学：その理論と実践 pp369-382	H23. 5
西牧謙吾	小児慢性疾患における学校教育の役割	中山書店 小児慢性疾患のサポート（小児科臨床ピクシス26） pp204-207	H23. 4
西牧謙吾 滝川国芳 植木田潤	特別支援学校の学習指導要領を踏まえた 病気の子どものガイドブック 病弱教育における指導の進め方	ジアース教育新社	H24. 3

柘植雅義 編著	発達障害への教育に関する教育学・心理学研究の動向 -国内外の学術誌から概観-	明石書店 日本発達障害ネットワーク (JDDネット) 編 (大塚晃・柘植雅義編), 発達障害年鑑 (日本発達障害ネットワーク (JDDネット) 年報, Vol. 3) .	H23. 4
柘植雅義	解説: 三つの期待 -解説にかえて-, ゴトウサンパチ著、先生がアスペルガーって本当ですか? -現役教師の僕が見つけた幸せの法則-.	明石書店	H23. 6
柘植雅義監修 酒井均編著	発達に課題のある子どもの早期からの療育 -人口10万都市福岡県春日市の取り組み-.	明治図書	H23. 8
柘植雅義	小・中学校の特別支援教育の進展と直面する課題	日本文化科学社 発達障害白書2012年版	H23. 9
柘植雅義	特別支援教育で知っておいてほしいこと. 辻井正次編著, 特別支援教育 実践のコツ -発達障害のある子どもの<苦手>を<得意>にする-.	金子書房	H23. 9
柘植雅義	特別支援教育関連項目執筆 (「特別支援教育」「院内学級」「フリースクール」)	弘文社 現代精神医学事典.	H23. 10
柘植雅義	特別支援教育と学校保健. 日本学校保健会, 学校保健の動向 (平成23年度版) .	丸善	H23. 11
柘植雅義	第2章 事例編 第1節 特別支援教育の動向. 山口薫編著, 新訂 親と教師のためのLD相談室 -Q&Aと事例で読む-.	中央法規出版	H23. 12
柘植雅義 篁倫子 大石幸二 松村京子	対人援助専門職のための発達障害者支援ハンドブック.	金剛出版	H24. 2
柘植雅義	特別支援教育における指導: クラスワイドSST及びスクールワイドSSTの概要及び発達障害のある子どもへの有効性と限界. 松村京子編、学校における情動・社会性の学習 -就学前から高等学校まで-	日本学校保健会・丸善出版	H24. 3
桂 聖 廣瀬由美子	教科教育に特別支援教育の視点を取り入れる	東洋館出版社 授業のユニバーサルデザインvol. 4	H24. 2
桂 聖 廣瀬由美子	授業のユニバーサルデザインを目指す 国語授業の全時間指導ガイド1年生 -特別支援教育の視点を踏まえた国語授業づくり-	東洋館出版社	H24. 2
菊地一文	キャリア概念に基き「学校のカタチ」を見直す -生徒, 教員, 学校, 地域それぞれの「キャリア発達」と「キャリア開発」-	学校のカタチ, 森脇勤著, ジアース教育新社, pp157-165.	H23. 12
菊地一文他 「ステージ」 活用ブック レット委員会 編	わかりやすい新聞「ステージ」を使った授業と活動アイデア集	全日本手をつなぐ育成会	H23. 4
菊地一文	今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について	発達障害白書2012, 全日本発達障害福祉連盟編, 日本文化科学社, p79.	H23. 9
森脇勤 木村宣孝 渡辺三枝子 菊地一文	キャリア教育の推進における特別支援教育の役割	学校のカタチ, 森脇勤著, ジアース教育新社, pp127-156.	H23. 12
菊地一文	「落ち着ける教室環境づくり」	自閉症支援のすべて, 全日本特別支援教育研究連盟編, 日本文化科学社, pp50-51	H23. 5
菊地一文	「互いを認め合う学級づくり」	自閉症支援のすべて, 全日本特別支援教育研究連盟編, 日本文化科学社, pp56-57.	H23. 5
菊地一文	「友だちとのかかわりが生まれる学級づくり」	自閉症支援のすべて, 全日本特別支援教育研究連盟編, 日本文化科学社, pp58-59.	H23. 5

国立特別支援教育総合研究所	活用ICF及ICF-CY：從嘗試到實踐－以特殊教育為中心－ (2007年 9月発売の「ICF及びICF-CYの活用試みから実践へ－特別支援教育を中心に」の翻訳)	華騰文化股份有限公司出版（台湾）	H23. 6
---------------	---	------------------	--------

(学術雑誌等)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
笹森洋樹	生徒指導と特別支援教育	LD研究 第20巻 第2号	H23. 6
棟方哲弥	日本との比較からフランスの障害児教育の問題点	フランス教育学会紀要・第32号, pp19-28.	H23. 9
長沼俊夫	「障害者基本法の一部を改正する法律」の公布	肢体不自由教育、No. 203、pp62-63	H24. 1
長沼俊夫	「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の論点整理の概要	肢体不自由教育、No. 200、pp60-61	H23. 5
長沼俊夫	全国小・中学校肢体不自由特別支援学級の指導に関する調査	肢体不自由教育、No. 204、pp56-57	H24. 3
西牧謙吾 滝川国芳 植木田潤	入院中の子どもの教育支援・復学支援	小児看護、34(7)、pp865-870	H23. 7
(1)	視覚障害者用触地図自動作成システムTMACSの開発とその評価（査読有り）	電子情報通信学会論文誌 D Vol. J94-D No. 10 pp1652-1663	H23. 9
滝川国芳 植木田潤 武田鉄郎 西牧謙吾	全国の知的障害養護学校の児童生徒が有する疾患と肥満の実態－学校教育における知的障害のある児童生徒への自己管理支援の視点から－	育療、51 pp9-16	H23. 8
滝川国芳 西牧謙吾 植木田潤	日本の病弱・身体虚弱教育における特別支援教育体制の現状と課題－全国都道府県・政令指定都市を対象とした全数調査から－	小児保健研究、70(4)	H23. 7
庄司和史 齊藤佐和 松本末男 原田公人	新生児聴覚スクリーニングの進展と聾学校における乳幼児支援体制の現状－乳幼児支援担当者に対する調査から－	特殊教育学研究・49巻 第2号	H23. 7
尾崎朱 柘植雅義	幼稚園と小学校で行うクラスワイドSSTによる移行の効果	LD研究、21(1)、pp102-115	H24. 3
菊地一文	発達障害のある児童生徒及び学生のキャリア教育	発達障害研究33(3)、日本発達障害学会、pp222-230.	H23. 8
豊田航 土井幸輝 藤本浩志	エッジの曲率半径が凸バーと凸点の識別容易性に及ぼす影響	人間工学、Vol. 47, No. 6, pp. 252-260	H23. 12
土井幸輝 和田勉 藤本浩志	触知記号のエッジの明瞭性が識別容易性に及ぼす影響	日本機械学会論文集C編, Vol. 77, No. 782, pp228-237	H23. 10
豊田航 土井幸輝 藤本浩志	凸バーと凸点の識別容易性に関する研究	電子情報通信学会誌D編, Vol. J94-D, No. 4, pp694-701	H23. 4

(1) 渡辺哲也・山口俊光・渡部 謙・秋山城治・南谷和範・宮城愛美・大内進

(大学等紀要等)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
西牧謙吾	平成20年度小児慢性特定疾患治療研究事業の全国登録状況	小児完成特定疾患の登録・管理・解析・情報提供に関する研究	H23. 5

菊地一文	日本におけるキャリア教育に関する施策及び研究動向と知的障害教育における取組	韓国特殊教育院(KNISE)・韓国特殊教育学会(KSSE)第18回国際セミナー論文集—The Support Strategies for People with Disabilities across Development Stages—, 韓国特殊教育院・韓国特殊教育学会, pp143-262.	H23. 5
------	---------------------------------------	---	--------

(学会大会口頭発表等)

発表者	論文の標題	学会名・論文集名等	発行・発表年月
飯野茂八 笹森洋樹 他	移行期における特別支援学校のセンター的機能の在り方について	日本特殊教育学会	H23. 9
大城政之 笹森洋樹	発達障害を対象とする通級指導教室と通常の学級との連携に関する研究	日本特殊教育学会	H23. 9
棟方哲弥	障害の重度化と多様化に対応するアシスティブ・テクノロジーの活用と評価に関する研究から	日本特殊教育学会第49回大会論文集, p63.	H23. 9
久保山茂樹	幼稚園・保育所の特別支援教育コーディネーター養成研修—横須賀市発達支援教育コーディネーター研修2年間の成果からの提案—	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集, p323	H23. 9
(1)	全国小・中学校肢体不自由特別支援学級の指導に関する調査	日本特殊教育学会第49回大会	H23. 9
玉木宗久	BRIEFによるASD児の実行機能の検討—定型発達児との比較から—	日本発達障害学会第46回研究大会 (鳥取大学)	H23. 8
玉木宗久	子どもの自伝的記憶の機能の検討	日本教育心理学会第53回研究大会 (北翔大学)	H23. 7
玉木宗久	子どもの自伝的記憶の機能の検討—小学生を対象として—	日本健康心理学会第24回研究大会 (早稲田大学)	H23. 9
玉木宗久	学習に対するASD児の動機づけ—自己決定理論に基づく自己評価による検討—	日本LD学会第20回研究大会	H23. 9
大内 進	イタリア共和国におけるインクルーシブ教育の総括と展望—保護者及び当事者を対象とした実態調査の取組から	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集, p. 324	H23. 9
大内 進	イタリアにおける通常の学校での障害がある子どもの教育を支える人的資源と関係機関の連携	日本リハビリテーション連携科学学会第13回大会論文集, pp136-137	H24. 3
(2)	知的障害特別支援学校高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程の現状と課題1	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集・ポスター発表, p563	H23. 9
(3)	知的障害特別支援学校高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程の現状と課題2	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集・ポスター発表, p564	H23. 9
藤本裕人 前新直志 國末和也	「障害のある子どもの学習言語に関する基礎的研究—授業で使用する教科書及び指導者が使用する言語の把握 (その1) —」	第49回日本特殊教育学会 (弘前大会), 発表論文集, P426ポスター発表	H23. 9
國末和也 藤本裕人 須藤正彦	聴覚障害児の学力について—教研式標準学力検査の実施—	第49回日本特殊教育学会 (弘前大会), 発表論文集, P343ポスター発表	H23. 9
(4)	聴覚障害児の言語力—感覚器障害戦略研究からの報告—	第49回日本特殊教育学会 (弘前大会) 自主シンポジウム6, 発表論文集, P56 話題提供者	H23. 9
(5)	特別支援教育におけるICF/ICF-CY活用の効果に関する研究	日本特殊教育学会第49回大会論文集, p609.	H23. 9
(6)	特別支援教育におけるICF/ICF-CY活用の効果に関する研究—活用した学校の教職員へのグループインタビューの分析から—	日本特殊教育学会第49回大会	H23. 9
小林倫代 笹森洋樹 他	中学校通級指導教室のあり方を考えるⅢ—通級指導教室と各関係機関との連携—	日本LD学会	H23. 9
田中良広 澤田真弓	盲学校におけるセンター的機能に関する実態調査 —小・中学校等に在籍する視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援を中心として—	第49回日本特殊教育学会, 論文発表集, p168, 口頭発表.	H23. 9

中野泰志 田中良広 他	教科書バリアフリー法と特別支援教育	第49回日本特殊教育学会，論文発表集，p115，自主シンポジウム．	H23. 9
海津亜希子	異なる学力層の子ども間にみられる自分自身の読みへの捉えの差 —MIM-PMを用いて—	日本LD学会第20回大会（ポスター発表）	H23. 9
海津亜希子	読みの自動化（流暢性）と理解との関連における発達の検討	日本教育心理学会第53回大会（ポスター発表）	H23. 7
長尾秀夫 西牧謙吾	病弱教育におけるICT授業(教育学研究科)の意義—ICT授業と対面式授業の比較を基に	日本特殊教育学会(弘前大会)	H23. 9
(7)	特別支援学校における支援システムの充実に向けた総合的研究（1）	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集・ポスター発表，p300	H23. 9
(8)	特別支援学校における支援システムの充実に向けた総合的研究（2）—センター的機能を担う特別支援学校の意識調査から—	日本特殊教育学会 第49回大会	H23. 9
(9)	特別支援学校における支援システムの充実に向けた総合的研究（2）	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集・ポスター発表，p301	H23. 9
(10)	特別支援学校に在籍する生徒の進路指導・職業教育の充実に向けた現状と課題（5）	日本特殊教育学会第49回大会論文集，p303.	H23. 9
(11)	特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実証的調査研究(1) —全国特別支援学校調査—	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集，p321.	H23. 9
(12)	特別支援学校に在籍する生徒の進路指導・職業教育の充実に向けた現状と課題（5）—校内での指導及び校内連携を中心に—	日本特殊教育学会第49回論文集 ポスター発表	H23. 9
(13)	特別支援学校に在籍する生徒の進路指導・職業教育の充実に向けた現状と課題（6）	日本特殊教育学会第49回大会論文集，304.	H23. 9
小田侯朗 原田公人	軽度・中等度難聴児への指導と支援に関する全国聾学校調査	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集，352	H23. 9
(14)	特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒の教育についての実態把握（1） —在籍する児童生徒の障害の状況について—	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集，493. ポスター発表	H23. 9
(15)	特別支援学校における複数の種類の障害を併せ有する児童生徒の教育についての実態把握（2）—在籍する児童生徒の教育課程について—	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集・ポスター発表，p494	H23. 9
牧野泰美	これからの難聴・言語障害教育において大切にしたいこと	第35回九州地区難聴・言語障害教育研究会福岡大会報告集，pp3-10.	H23. 9
(16)	通級による指導のむこうにある大切なもの—通級による指導を利用する（親）子は、わが身に何を沈殿させるのか—	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集，p77.	H23. 9
牧野泰美	繋がること（連携）がもたらすもの	第35回九州地区難聴・言語障害教育研究会福岡大会報告集，pp43-46.	H23. 9
熊田華恵	盲ろう乳幼児と家族に対する早期支援	日本特殊教育学会第49回大会ポスター発表	H23. 9
田中裕一 柘植雅義	「授業チェックシートを使ったコンサルテーションによる通常学級での5つの授業スキル習得に関する研究」	日本LD学会 第20回大会 発表論文集	H23. 9
飯島知子 浦木尚子 柘植雅義	「小学校通常学級における発達障害の特性を生かした授業改善に関する研究」	日本LD学会 第20回大会 発表論文集	H23. 9
杉本浩美 門積敦子 柘植雅義	「地域のセンター校が実施する「サポート教室」に関する実践的研究」	日本LD学会 第20回大会 発表論文集	H23. 9
鳴海正也 柘植雅義	「中学校発達障害通級での自立活動の実態とモデル作成」	日本LD学会 第20回大会 発表論文集	H23. 9
尾崎朱 柘植雅義	「幼稚園から小学校への移行におけるクラスワイドSSTの効果（2）」	日本LD学会 第20回大会 発表論文集	H23. 9
(17)	特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実証的研究調査（1）、（2）	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集，p321, 325	H23. 9
(18)	特別支援学校に在籍する生徒の進路指導・職業教育の充実に向けた現状と課題（5）（6）	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集，pp303-304	H23. 9

(19)	特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実証的調査研究(2) ―自由記述の分析―	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集, p325.	H23. 9
(20)	自閉症・情緒障害特別支援学級における教科指導の在り方 (1) ―国語科カリキュラムアセスメントシート(仮称)作成の手順について―	日本特殊教育学会第49回大会論文集, p339.	H23. 9
(21)	自閉症・情緒障害特別支援学級における教科指導の在り方 (2) ―国語科カリキュラムアセスメントの実践について―	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集 ポスター発表(筆頭)	H23. 9
小林巖 金森克浩 他	「特別支援教育におけるICT活用」に関する大学の授業の実態調査	日本教育工学会第27回全国大会講演論文集, pp617-618 ポスター発表	H23. 9
中園正吾 金森克浩 他	「特別支援教育におけるICT活用」の研修に関する実態調査:特別支援教育関連教育センターの動向	日本教育工学会第27回全国大会講演論文集, pp619-620 ポスター発表	H23. 69
太田容次 金森克浩 他	姿勢・運動の改善が必要な自閉症児を対象としたゲーム機による視覚的な支援を取り入れた教育実践	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集, p261 ポスター発表	H23. 9
外山世志之 金森克浩 他	視線入力装置を活用した障害の重い子の指導	日本教育情報学会第27回年会, pp86-89 口頭発表	H23. 8
金森克浩 他	肢体不自由児者へのコンピュータ入力評価システムの検討	日本教育工学会第27回全国大会講演論文集, pp487-488 口頭発表	H23. 9
渡邊弘規 金森克浩	重度の運動障害をもつ子どもたちにおけるATを活用した身体の動きの向上に関する研究(3)	日本特殊教育学会第49回大会発表論文集, p465 ポスター発表	H23. 9
(22)	全国小・中学校肢体不自由特別支援学級の指導に関する調査	第49回日本特殊教育学会発表論文集, p466、ポスター発表	H23. 9
禿嘉人 金森克浩 他	特別支援学校で使える自作教材	ATACカンファレンス2011 Proceedings, pp. 71 テーブルデモ発表	H23. 12
金森克浩 他	日本, 米国, 韓国における障害のある子どもへのデジタル教科書の動向	日本LD学会 第20回大会発表論文集, pp552-553 ポスター発表	H23. 9
金森克浩 土井幸輝	教育支援機器及びソフトウェアの普及ツールに関する研究(2)	ATACカンファレンス2011 Proceedings, pp. 41-42 ポスター発表	H23. 12
金森克浩 土井幸輝 外山世志之	肢体不自由児者へのコンピュータ入力評価システムの検討	第27回日本教育工学会全国大会講演論文集, pp487-488 口頭発表	H23. 9
(23)	姿勢保持ゲームの第一次試作 ～発達障害者等への適用を目指して～	日本LD学会第20回大会 論文集pp640-641	H23. 9
竹島久志 金森克浩 他	多様なスイッチ入力方式に対応した学習ソフトを作るためのFlash用ソフトウェアライブラリの開発	第26回リハ工学カンファレンス講演論文集, pp36-37	H23. 8
梅田真理 金森克浩 他	ユニバーサルなデジタル教科書作成のためのガイドライン試案	ATACカンファレンス2011 Proceedings, pp63-64 ポスター発表	H23. 12
太田容次 梅田真理 伊藤由美	特別支援教育の充実のための情報普及に関する実証的研究(4)-発達障害教育情報センターの取り組みから	日本教育情報学会第27回年会 論文集 pp206-208	H23. 8
鳥居深雪 梅田真理 染木史緒	日本におけるトランジションプログラムの新たな展開～特別支援学校のセンター的機能を生かした高等学校でのトランジション支援モデル～	日本LD学会第20回大会 論文集 p360	H23. 9
金森克浩 梅田真理 田中良広	日本, 米国, 韓国における障害のある子どもへのデジタル教科書の動向	日本LD学会第20回大会 論文集p552	H23. 9
梅田真理 田中良広 金森克浩	ユニバーサルデジタル教科書作成のためのガイドライン試案	ATACカンファレンス2011 Proceedings, p63	H23. 12
大城政之 笹森洋樹	通級による指導と通常の学級との連携に関する研究(2)	日本LD学会	H23. 9

(24)	キャリア教育の視点を生かした授業づくり ー特別支援学校の研究実践例からみる成果と課題ー	日本特殊教育学会第49回大会論文集, p78.	H23. 9
渡部英治 菊地一文	特別支援学校（肢体不自由）におけるキャリア教育の在り 方に関する研究ー児童生徒の「夢や希望」を大切にした授 業づくりの検討ー	日本特殊教育学会第49回大会論文集, p458.	H23. 9
(25)	特別支援教育におけるキャリア教育の認知度及び研修ニー ズに関する調査研究	日本特殊教育学会第49回大会論文集, p429.	H23. 9
菊地一文 内海淳 木村宣孝 原智彦	特別支援教育におけるキャリア教育(3) ー現在の多様な教育課題への解決方策としてのキャリア教 育の可能性ー	日本特殊教育学会第49回大会論文集, p52.	H23. 9
赤澤堅造 奥野竜平 西田秀治 土井幸輝 西村崇宏	アクセシブルデザインの理念を取り入れた新しい電子楽器 ーそして、障害種を越えて	ATACカンファレンス2011 Proceedings, pp45-46 ポスター発表	H23. 12
(26)	アクセシブルデザインを目指したパンフレット作製技術の 確立	第13回感性工学会大会論文集, E45 口頭発表	H23. 9
(27)	アクセシブルデザインを目指した共用印刷物	ATACカンファレンス2011 Proceedings, pp117-118 ポスター発 表	H23. 12
(28)	アラミド繊維強化プラスチック製の軽量白杖の開発と身体 負担軽減効果の評価法の実験的検討	第7回日本感性工学会春季大会講演論 文集, pp220-223	H24. 3
豊田航 末永佳祐 土井幸輝 藤本浩志	エッジの曲率半径が凸バーと凸点の 識別容易性に及ぼす影響	日本人間工学会第52回大会講演集, pp172-173 口頭発表	H23. 6
豊田航 末永佳祐 土井幸輝 藤本浩志	エッジの曲率半径が凸バーと凸点の 識別容易性に及ぼす影響-高齢者を対象 とした加齢特性データの収集	生活生命支援医療福祉工学系学会連合 大会論文集, 02-6 口頭発表	H23. 11
土井幸輝 畠山卓朗	医薬品情報に関する利用者調査と情報提供のあり方の検討	第49回全日本包装技術研究大会予稿 集, pp219-222 口頭発表	H23. 12
豊田航 齋藤健太郎 土井幸輝 藤本浩志	加齢に着目した凸点の高さと先端部の 曲率半径が携帯電話の操作性に及ぼす影響の評価	生活生命支援医療福祉工学系学会連合 大会論文集, 02-6 口頭発表	H23. 11
杉中拓央 土井幸輝 畠山卓朗	高等教育機関に在籍する聴覚障害学生に対する支援の一考 察	信学技報, vol. 111, no. 394, ET2011-94, pp31-34	H24. 11
杉中拓央 土井幸輝 畠山卓朗	高等教育機関に在籍する聴覚障害学生の 支援に関する研究-支援学生の目的意識に 着目して	生活生命支援医療福祉工学系学会連合 大会論文集, 02-5 口頭発表	H23. 11
土井幸輝	視覚障害の有無によらず利用できる パンフレットの作成技術	産業技術連携推進会議, 第13回福祉技術シンポジウム予稿集, pp. 21-24 口頭発表	H23. 10
豊田航 土井幸輝 藤本浩志	視覚障害者におけるエッジの曲率半径が 凸バーと凸点の識別容易性に及ぼす影響の評価	第37回感覚代行シンポジウム講演論文 集, pp. 41-44 口頭発表	H23. 12
土井幸輝 豊田航 田中隆	視覚障害者用の触図筆ペンの開発と評価	日本機械学会2011年度 年次大会DVD-ROM論文集, S153012口頭 発表	H23. 9
豊田航 齋藤健太郎 土井幸輝 藤本浩志	若年者及び高齢者を対象とした凸点の高さと先端部の曲率 半径が携帯電話の操作性に及ぼす影響の評価	日本人間工学会第52回大会講演集, pp170-171 口頭発表	H23. 6

(29)	障害種を越えた楽しいデジタル教材楽器Cymis～アクセシブルデザインを目指して	ATACカンファレンス2011 Proceedings, pp74-75 テーブルデモ発表	H23. 12
(30)	触知記号・浮き出し文字の識別容易性	第22 回バイオメカニズムシンポジウム予稿集前刷, pp. 241-250 口頭発表	H23. 7
土井幸輝 小林隆雅 藤本浩志	触読初心者における浮き出し文字のサイズが識別容易性に及ぼす影響	第37回感覚代行シンポジウム講演論文集, pp37-40 口頭発表	H23. 12
豊田航 土井幸輝 藤本浩志	操作の仕方と凸点の高さが携帯電話の操作性に及ぼす影響の関係	第22 回バイオメカニズムシンポジウム予稿集前刷, pp261-220 口頭発表	H23. 7
杉中拓央 土井幸輝 畠山卓朗	聴覚障害学生の講義参加と環境因の関係	第26回リハ工学カンファレンス論文集, pp185-186 口頭発表	H23. 8
畠山卓朗 渡辺崇史 土井幸輝 藤本さつき	聴覚障害学生の主体的な講義参加を可能にする手書きノートテイクシステム	第26回リハ工学カンファレンス論文集, pp63-64 口頭発表	H23. 8
土井幸輝 西村崇宏 藤本浩志	点字触読支援具の着用効果と製作法	日本機械学会2011年度年次大会DVD-ROM論文集, S153025口頭発表	H23. 9
犬塚智哉 江上達郎 土井幸輝 藤本浩志	表面凹凸の周期の違いが指先の粗さ感覚に及ぼす影響	日本人間工学会第52回大会講演集, pp248-249 ポスター発表	H23. 6
柳澤亜希子	自閉症スペクトラム障害児・者の父親のライフステージに応じた支援のあり方	日本自閉症スペクトラム学会第10 回論文集 ポスター発表	H23. 9
柳澤亜希子	自閉症スペクトラム障害児・者の母親のライフステージに応じた支援のあり方	日本家族心理学会第28回論文集 ポスター発表	H23. 8

- (1) 金森克浩・長沼俊夫・徳永亜希雄・齋藤由美子・笹本健・小田亨
- (2) 井上昌士・猪子秀太郎・工藤傑史・菊地一文・大崎博史・涌井恵・小澤至賢
- (3) 井上昌士・猪子秀太郎・工藤傑史・菊地一文・大崎博史・涌井恵・小澤至賢
- (4) 福島邦博・藤本裕人・國末和也・武居渡・濱田豊彦
- (5) 徳永亜希雄・溝端英二・松村勘由・金子健・菊地一文
- (6) 徳永亜希雄・溝端英二・松村勘由・金子健・菊地一文
- (7) 松村勘由・澤田真弓・大崎博史・横尾俊・植木田潤
- (8) 澤田真弓・松村勘由・大崎博史・横尾俊・植木田潤
- (9) 松村勘由・澤田真弓・大崎博史・横尾俊・植木田潤
- (10) 工藤傑史・柳澤亜希子・原田公人・小田侯朗・菊地一文
- (11) 原田公人・柘植雅義・大内進・長沼俊夫・猪子秀太郎・井上昌士・滝川国芳・柳澤亜希子
- (12) 工藤傑史・柳澤亜希子・原田公人・小田侯朗・菊地一文
- (13) 柳澤亜希子・小田侯朗・菊地一文・原田公人・工藤傑史
- (14) 横尾俊・大崎博史・松村勘由・齊藤由美子・笹本健
- (15) 大崎博史・横尾俊・松村勘由・齊藤由美子・笹本健
- (16) 原広治・牧野泰美・松原洋司・原真佐子・安部満明・万年康男
- (17) 原田公人・柳澤亜希子・柘植雅義・大内進・長沼俊夫・猪子秀太郎・井上昌史
- (18) 柳澤亜希子・原田公人・小田侯朗・工藤傑史・菊地一文
- (19) 長沼俊夫・猪子秀太郎・原田公人・井上昌士・柳澤亜希子・滝川国芳・大内進・柘植雅義
- (20) 小澤至賢・廣瀬由美子・笹森洋樹・井上昌士・菊地一文・他
- (21) 廣瀬由美子・小澤至賢・笹森洋樹・井上昌士・大城政之・菊地一文・猪子秀太郎・柳澤亜希子
- (22) 金森克浩・長沼俊夫・徳永亜希雄・齊藤由美子・笹本健・小田亨
- (23) 佐藤滋・森川治・金森克浩・梅田真理・太田容次
- (24) 宮崎眞・菊地一文・星直美・木村明子・石川則子
- (25) 菊地一文・松為信雄・木村宣孝・大崎博史・渡部英治
- (26) 土井幸輝・西村崇宏・相馬健作・藤本浩志・澤田真弓・田中良広・大内進・金子健・金森克浩・中村均
- (27) 土井幸輝・相馬健作・西村崇宏・藤本浩志・金森克浩・中村均・大内進・澤田真弓・田中良広・金子健・菊池一文・梅田真理
- (28) 土井幸輝・菅間敦・西村崇宏・瀬尾明彦・井野秀一・布川清彦・小菅一彦・宮崎明人・杉山雅章・田中良広・澤田真弓・金子健
金子健・大内進・金森克浩
- (29) 奥野竜平・赤澤堅造・西田秀治・土井幸輝・西村崇宏
- (30) 土井幸輝・藤本浩志・和田勉・佐川賢・伊藤納奈

(商業誌等における研究成果の発表状況)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	掲載・発表年月
笹森洋樹	発達障害のある子どもの学習指導と生徒指導	埼玉教育 第6号	H24. 1
笹森洋樹	特別支援教育と生徒指導提要	月刊 生徒指導	H24. 1
笹森洋樹	特別支援教育必ずおさえた基礎知識	教職課程1月号	H23. 12
笹森洋樹	教科学習への支援 小・中学校における授業づくり―国語、算数・数学の学習支援の工夫―	LD&ADHD7月号	H23. 6
笹森洋樹	生徒指導と特別支援教育	LD&ADHD4月号	H23. 4
笹森洋樹	校種に応じた支援の観点・組織体制整備の進め方	機関誌エデュフロント	H23. 5
久保山茂樹	就学前の特別支援の充実―「特別な支援」の前に、保育者としての力量の活用を―	教育時報. 岡山県教育委員会. pp4-7	H23. 8
久保山茂樹	発達障害と特別支援教育の考え方	PriPri4月号. pp106-109. 世界文化社	H23. 4
久保山茂樹	発達障害のある子にどう向きあう?―障害の理解と子どもを支える保育の姿勢―	PriPri5月号. pp106-109. 世界文化社	H23. 5
久保山茂樹	保護者への支援とそのアプローチ	PriPri6月号. pp106-109. 世界文化社	H23. 6
久保山茂樹	子どもを支える支援体制―園内職員の連携・専門機関との連携・家庭との連携―	PriPri7月号. pp98-101. 世界文化社	H23. 7
久保山茂樹	障害の特性を理解したかかわり方	PriPri8月号. pp98-101. 世界文化社	H23. 8
久保山茂樹	行事への取り組みに向けた支援	PriPri9月号. pp98-101. 世界文化社	H23. 9
久保山茂樹	園での集団生活に困難さがある子とのかかわり方	PriPri10月号. pp98-101. 世界文化社	H23. 10
久保山茂樹	発達障害のある子を持つ保護者への就学支援	PriPri11月号. pp98-101. 世界文化社	H23. 11
久保山茂樹	友だちとうまくかかわれない子とのかかわり方	PriPri12月号. pp100-103. 世界文化	H23. 12
久保山茂樹	不安感が強い子、パニックになりやすい子とのかかわり方	PriPri1月号. pp98-101. 世界文化社	H24. 1
久保山茂樹	不器用さのあることとのかかわり方	PriPri2月号. pp98-101. 世界文化社	H24. 2
久保山茂樹	こだわりが強い子とのかかわり方	PriPri3月号. pp98-101. 世界文化社	H24. 3
笹森洋樹	発達障害のある子どもの学習指導と生徒指導	埼玉教育 第6号	H24. 1
大内 進	フューチャースクールと学びのイノベーション―特別支援学校―	教室の窓, 36,	H24. 3
大内 進	触地図ができるまで 触覚の特性と触地図作成の方法	月刊「地図中心」, 11-13, 2011, 6	H23. 6
大内 進	海外の動向―イタリア	『特別支援教育ハンドブック』追録第40-42号	H24. 3
滝川国芳 植木田潤 西牧謙吾	入院中の子どもの教育支援・復学支援	小児看護, 34(7), pp865-870	H23. 7
徳永亜希雄	「ICFとその活用」(冊子「障害の重い子どもの授業作りPart4」)	ジアース教育新社	H23. 11
徳永亜希雄	連載講座: 肢体不自由教育におけるICF/ICF-CYの活用の実例 その1―学習指導要領等での記述と活用動向―	肢体不自由教育第200号	H23. 5
徳永亜希雄	連載講座: 肢体不自由教育におけるICF/ICF-CYの活用の実例 その2―実際の活用事例及び活用を支えるツール等の紹介	肢体不自由教育第201号	H23. 9
小林倫代	教師によるカウンセリングマインドのある保護者支援	特別支援教育, No44, pp4-7.	H23. 12
田中良広	闇の中、あの大津波からどう逃げたのか 盲人たちの「2011. 3. 11」	AERA' 11. 4. 25 (No. 19) 電話によるインタビュー記事	H23. 4
海津亜希子	つまずき児童早期に把握 全22校の小1に導入	読売新聞	H23. 5
海津亜希子	つまずき早期発見 飯塚 全市立小にMIM導入	朝日新聞	H23. 11
海津亜希子	「児童に読む力ついてきた」飯塚, MIMの実践報告会	朝日新聞	H23. 11
大崎博史	我が国の障害のある人の教育の歴史―知的障害教育を中心に―	知的障害福祉研究support (さぼーと), No654, 12-14, 財団法人 日本知的障害者福祉協会	H23. 7
牧野泰美	人(子ども)との関わり、自分自身との関わりを考える	スタタリング・ナウ, 200号, 2-8.	H23. 4
柘植雅義	特別支援教育とインクルーシブ教育.	教職研修総合特集<解説・要約> 2011-2011教育重要資料集: 教職研修Data. 教育開発研究所	H23

柘植雅義	自治体間格差、学校間格差、教員間格差の是正が課題。特集：2011「特別支援教育」の成果と課題。	総合教育技術，2011，9，pp56-58. 小学館.	H23
柘植雅義	連載：発達障害のある子どもの教育と法 第1回：教育の必要性と範囲。	アスペ・エルデの会 アスペハート，28，pp126-129.	H23
柘植雅義	連載：発達障害のある子どもの教育と法 第2回：指導目標・内容と教育課程。	アスペ・エルデの会 アスペハート，29，pp126-131.	H23
柘植雅義	連載：発達障害のある子どもの教育と法 第3回：教員の養成と専門性。	アスペ・エルデの会 アスペハート，30，pp128-131.	H24
柘植雅義	特集について：自尊感情を大切にする指導・支援の工夫－豊かな人間関係を育てるために－。	明治図書. LD&ADHD, 40, p5.	H24. 1
廣瀬由美子	通常の学級における教科教育と特別支援教育の融合－「授業のユニバーサルデザイン研究会」での実践－	現代のエスプリ 529 pp56-64	H23. 8
廣瀬由美子	通常の学級における授業のユニバーサルデザイン－特別支援教育と教科教育の融合で授業の質を高める－	特別支援教育研究652 pp21-24	H23. 12
金森克浩	アシスティブ・テクノロジー（AT）を活用したコミュニケーション支援	特別支援教育の実践情報, 143号	H23. 7
金森克浩	ICTって何だろう？「できる」「わかる」「楽しい」を三つの”A”で実現しよう	実践障害児教育，458号, pp2-5	H23. 08
金森克浩	ネットワーク活用で情報を「使える」スキルの獲得を	実践障害児教育，458号, pp50-51	H23. 8
金森克浩	障害のある子どもたちの支援機器活用の紹介	実践障害児教育，465号, p62	H24. 3
梅田 真理	先進国での取り組みから学ぶ子どもに使いやすく効果的なシステム	実践障害児教育，2011, vol458, 8月号, pp22-27	H23. 7
菊地一文	特別支援教育における自立と社会参加に向けた取組の現状－キャリア発達の視点から－	全日本中学校長会機関紙「中学校」No. 694, 全日本中学校長会, pp8-11.	H23. 8
菊地一文	韓国における職業教育の現状から我が国におけるキャリア教育を考える	LD&ADHD40号, 明治図書, pp48-49.	H23. 9
菊地一文	特別支援教育におけるキャリア発達の支援	特別支援教育の実践情報No. 145, 明治図書, pp12-15.	H23. 12
菊地一文	キャリア教育の視点による教育課程の分析と改善	実践障害児教育vol. 455, 学研教育出版, pp46-49.	H23. 4
菊地一文	キャリア教育の視点による授業づくりと授業改善	実践障害児教育vol. 456, 学研教育出版, pp46-49.	H23. 5
菊地一文	本人の願いにもとづく支援の充実を	実践障害児教育vol. 457, 学研教育出版, pp46-49.	H23. 6
菊地一文	小学部段階はキャリア発達の土台づくりの時期	実践障害児教育vol. 459, 学研教育出版, pp48-51.	H23. 8
菊地一文	中学部段階は将来への関心を高める時期	実践障害児教育vol. 460, 学研教育出版, pp48-51.	H23. 9
菊地一文	高等部段階は夢の実現に向けてチャレンジする時期	実践障害児教育vol. 461, 学研教育出版, pp22-25.	H23. 10
菊地一文	企業におけるキャリア発達の支援	実践障害児教育vol. 462, 学研教育出版, pp50-53.	H23. 11
菊地一文	重複障害や肢体不自由のある児童生徒のキャリア教育	実践障害児教育vol. 463, 学研教育出版, pp42-45.	H23. 12
菊地一文	キャリア発達の視点から教育活動全体を見直す（特集：職業教育で終わらないキャリア教育 論説及び実践解説）	実践障害児教育vol. 463, 学研教育出版, pp1-3, 7, 11, 15.	H23. 12
菊地一文	保護者との連携・協働および教育行政によるキャリア教育の推進	実践障害児教育vol. 464, 学研教育出版, pp44-47.	H24. 1
菊地一文	キャリア教育推進上の課題と今後の展望	実践障害児教育vol. 465, 学研教育出版, pp50-53.	H24. 2
土井幸輝 藤本浩志	アクセシブルデザインの理念に基づく日本工業規格 高齢者・障害者配慮設計指針－触覚的配慮	ヒューマンインタフェース学会誌, Vol. 13, No. 4, pp137-140	H23. 11

(研究所研究紀要)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
大内 進	特別支援学校の特性に配慮した学校評価の実践と課題	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 39, pp3-25	H24. 3
小澤至賢 大内 進	英国の特別学校における学校評価の取組－英国のOfstedにおける取組を中心に－	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 39, pp27-36	H24. 3
小澤至賢 大内 進	特別支援学校における学校評価の活用を評価する基準	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 39, pp37-44	H24. 3
玉木宗久 海津亜希子	翻訳番BRIEFによる自閉症スペクトラム児の実行機能の測定の試み－子どもの実行機能の測定ツールの開発に向けて－	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 39, pp45-54	H24. 3

(国立特別支援教育総合研究所ジャーナル、NISE Bulletin)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
企画部国際調査担当 国別調査班	諸外国の状況調査	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル・創刊号 pp30-42	H24. 3
小林倫代 海津亜希子	日本人学校における特別支援教育に関する調査結果	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル・創刊号 pp23-29	H24. 3
今井昭子 小野彰久 植木田潤	「子どもを中心にした」支援と連携の取り組み－通級指導教室の支援事例を通して－	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル・創刊号 pp2-9	H24. 3
工藤傑史	第20回アジア知的障害者会議 (The 20th Asian Conference on Intellectual Disabilities) 参加報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル・創刊号 pp54-57	H24. 3
渡邊美穂 牧野泰美	自分と向き合う子どもの育成－ことばの教室における吃音のある子どもとの学習を通して－	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル・創刊号 pp10-15	H24. 3
田中淳司 柘植雅義	中学校におけるスクールワイドSStの効果に関する研究－生徒指導に特別支援教育の視点を取り入れた支援の効果と限界について－. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル (特総研ジャーナル), 創刊号, -	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル・創刊号, pp16-22.	H24. 3
SASAMORI Hiroki	Current Situation and Problems for Early Detection and Early Support for Children with Developmental Disabilities	NISE Bulletin vol.11 pp32-44	H24. 3
KIMURA Nobutaka KIKUCHI Kazufumi	Career Education in the Curriculum (Learning Programme) for Children/Students with Intellectual Disabilities:A report on the Development of a “Career Planning Matrix (Pilot Scheme, 2008) “	NISE Bulletin vol.11 pp45-61	H24. 3

6 平成 23 年度講師派遣実績

平成 23 年度 講師派遣実績

1) 都道府県、指定都市からの依頼によるもの

	依頼先	人数
1	札幌市教育委員会	3 名
2	北海道立特別支援教育センター	1 名
3	北海道盲学校	1 名
4	北海道真駒内養護学校	1 名
5	北海道小樽高等支援学校	1 名
6	青森県教育委員会	3 名
7	青森県総合学校教育センター	2 名
8	青森県立八戸盲学校	2 名
9	青森県立八戸中央高等学校	1 名
10	青森県立八戸第一養護学校	1 名
11	岩手県教育委員会	2 名
12	岩手県立総合教育センター	1 名
13	岩手県立盛岡視覚支援学校	1 名
14	宮城県特別支援教育センター	1 名
15	仙台市小学校教育委員会	1 名
16	秋田県立秋田きらり支援学校	1 名
17	山形県教育庁	2 名
18	山形県教育センター	1 名
19	山形県立山形盲学校	1 名
20	福島県教育庁	1 名
21	福島県養護教育センター	1 名
22	福島県立西郷養護学校	1 名
23	茨城県教育研修センター	2 名
24	茨城県立友部養護学校	1 名
25	茨城県立鹿島養護学校	1 名
26	茨城県立結城養護学校	1 名
27	栃木県教育委員会	1 名
28	栃木県総合教育センター	1 名
29	栃木県立足利中央特別支援学校	1 名
30	栃木県立わかさ特別支援学校	1 名
31	群馬県教育委員会	1 名
32	群馬県総合教育センター	2 名

33	群馬県立前橋高等養護学校	1名
34	埼玉県教育委員会	3名
35	さいたま市教育委員会	1名
36	埼玉県立総合教育センター	1名
37	埼玉県立和光特別支援学校	1名
38	埼玉県立深谷はばたき特別支援学校	1名
39	千葉県教育庁	1名
40	千葉県教育委員会	1名
41	千葉県総合教育センター	9名
42	千葉県立銚子特別支援学校	4名
43	千葉県立袖ヶ浦特別支援学校	1名
44	千葉県立千葉盲学校	1名
45	東京都教職員研修センター	7名
46	東京都立墨東特別支援学校	1名
47	東京都立墨田特別支援学校	1名
48	東京都立府中特別支援学校	1名
49	東京都立調布特別支援学校	1名
50	東京都立城南特別支援学校	1名
51	東京都立江戸川特別支援学校	1名
52	東京都立葛飾盲学校	1名
53	矯正研修所東京支所	2名
54	神奈川県教育委員会	5名
55	横浜市教育委員会	11名
56	川崎市役所 市民・こども局こども本部	1名
57	横浜市中部地域療育センター	5名
58	相模原市立総合学習センター	2名
59	神奈川県立平塚盲学校	1名
60	神奈川県立武山養護学校	2名
61	神奈川県立総合教育センター	3名
62	神奈川県立横浜南養護学校	2名
63	横浜国立大学特別支援学校	1名
64	横浜国立大学日限山小学校	1名
65	横浜国立大学東俣野特別支援学校	1名
66	神奈川県三崎保健福祉事務所	1名
67	新潟県立教育センター	3名
68	新潟市特別支援教育サポートセンター	1名

69	富山県総合教育センター	2名
70	富山県立富山総合支援学校	1名
71	石川県教育センター	2名
72	福井県教育委員会	3名
73	福井県特別支援教育センター	1名
74	山梨県立甲府支援学校	1名
75	長野県教育委員会	1名
76	長野県総合教育センター	1名
77	岐阜県健康福祉部	1名
78	静岡県総合教育センター	1名
79	静岡市教育委員会	2名
80	静岡県立浜松特別支援学校	1名
81	静岡県立藤枝特別支援学校	1名
82	静岡県立中央特別支援学校	2名
83	静岡県立袋井特別支援学校	1名
84	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	1名
85	静岡県浜松市立泉小学校	1名
86	三重県教育委員会	2名
87	滋賀県教育委員会	1名
88	滋賀県総合教育センター	2名
89	京都府中丹教育局	1名
90	京都府総合教育センター	1名
91	京都市総合教育センター	1名
92	京都府立八幡支援学校	1名
93	京都市立北総合支援学校	3名
94	大阪府立だいぜん聴覚高等支援学校	1名
95	兵庫県教育委員会	1名
96	神戸市教育委員会	6名
97	兵庫県立こばと聴覚特別支援学校	3名
98	和歌山県教育委員会	4名
99	鳥取県教育委員会	1名
100	鳥取県教育センター	1名
101	鳥取県立鳥取聾学校	1名
102	島根県教育センター	1名
103	岡山県教育委員会	1名
104	岡山県総合教育センター	5名

105	美作地区特別支援教育研究協議会	1名
106	岡山市教育委員会	1名
107	学校法人旭川荘	1名
108	広島県教育委員会	1名
109	広島県立教育センター	1名
110	広島県立黒瀬特別支援学校	1名
111	徳島県立総合教育センター	1名
112	徳島県立徳島中央高等学校	1名
113	愛媛県総合教育センター	2名
114	高知県教育委員会	1名
115	高知県教育センター	2名
116	高知県立高知ろう学校	2名
117	福岡市教育委員会	1名
118	佐賀県教育庁	1名
119	北九州市立教育センター	1名
120	長崎県立盲学校	1名
121	北九州市立小倉北特別支援学校	1名
122	鹿児島県教育委員会	1名
123	沖縄県教育委員会	3名
124	西諸県地区教育委員会	1名
125	沖縄県立総合教育センター	1名
126	沖縄県立大平特別支援学校	1名
延べ人数		210名

2) 市町村からの依頼によるもの

	依頼先	人数
1	八戸市教育委員会	1名
2	米沢市教育委員会	1名
3	郡山市教育委員会	1名
4	いわき市総合教育センター	1名
5	取手市教育委員会	1名
6	芳賀地区広域行政事務組合教育委員会	1名
7	鹿沼市教育会	1名
8	和光市教育委員会	1名
9	木更津市立祇園小学校	1名
10	大田区教育委員会	3名

11	墨田区教育委員会	1名
12	港区教育委員会	3名
13	江戸川区教育委員会	5名
14	世田谷区教育委員会事務局	1名
15	新宿区福祉部障害者福祉課	1名
16	新宿区子ども家庭部子ども総合センター	1名
17	新宿区教育委員会	1名
18	渋谷区就学支援委員会	1名
19	江戸川区立学校特別支援学級	1名
20	めぐろ学校サポートセンター	1名
21	豊島区教育委員会事務局教育総務部	1名
22	品川区立戸越小学校	2名
23	大田区立大森第十中学校	6名
24	足立区立五反野小学校	2名
25	新宿区立新宿養護学校	2名
26	東京都調布市特別支援学校	1名
27	調布市教育相談所	1名
28	渋谷区立神南小学校	2名
29	足立区立舎人小学校	1名
30	世田谷区立笹原小学校	1名
31	横須賀市教育委員会	1名
32	小田原市教育委員会	5名
33	厚木市教育委員会	2名
34	綾瀬市教育委員会	1名
35	平塚市子ども教育相談センター	7名
36	秦野市	1名
37	葉山町教育委員会	1名
38	葉山町	1名
39	日出町教育委員会	1名
40	横須賀市立大矢部小学校	1名
41	横須賀市立ろう学校	1名
42	寒川町立小谷小学校	1名
43	小松市教育委員会	2名
44	長野市教育センター	2名
45	西宮市立西宮養護学校	1名
46	紀美野町立小川小学校	1名

47	邑南町教育委員会	1 名
48	亀岡市教育委員会	1 名
49	大分市教育委員会	1 名
延べ人数		79 名

3) 大学等からの依頼によるもの

	依頼先	人数
1	弘前大学教育学部附属特別支援学校	1 名
2	東北大学大学院教育学研究科	6 名
3	東北大学大学電気通信研究所	1 名
4	宮城教育大学	1 名
5	筑波大学附属聴覚特別支援学校	1 名
6	筑波大学	1 名
7	国立大学法人筑波技術大学	1 名
8	宇都宮大学教育学部附属特別支援学校	1 名
9	東京成徳大学	2 名
10	早稲田大学教育・総合科学学術院	1 名
11	駒沢女子大学	1 名
12	神奈川県立保健福祉大学	1 名
13	福井大学教育地域科学部附属特別支援学校	1 名
14	長崎大学大学院教育研究科	1 名
15	宮崎大学教育文化学部附属小学校	1 名
延べ人数		21 名

4) 研究会等からの依頼によるもの

	依頼先	人数
1	日本弱視教育研究会	12 名
2	日本肢体不自由教育研究会	3 名
3	全日本聾教育研究会	1 名
4	全日本盲学校教育研究会	1 名
5	全日本特別支援教育研究連盟	4 名
6	全国聾学校長会	1 名
7	全国幼児教育研究協会	2 名
8	全国病弱虚弱教育研究連盟	4 名
9	全国特別支援学校知的障害教育校長会	2 名
10	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会	1 名

11	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会	2名
12	全国特別支援学校病弱虚弱教育校長会	1名
13	空知言語障害児教育研究協議会	1名
14	八戸市小学校中学校特別支援教育研究会	1名
15	上北地方特別支援教育研究会	1名
16	岩手県東北特別支援教育研究会	1名
17	宮城県特別支援教育研究会	1名
18	宮城県特別支援学校校長会	1名
19	福島県特別支援教育研究会	1名
20	福島県全会津特別支援教育研究会	1名
21	社団法人 福島県全私立幼稚園協会	1名
22	関東地区聾学校校長会	1名
23	関東甲信地区特別支援学校肢体不自由教育教頭会	1名
24	関東甲信越地区視覚障害教育研究会	1名
25	関東甲越地区肢体不自由教育研究協議会	5名
26	茨城県特別支援学校教育研究会	1名
27	栃木県幼稚園連合会	2名
28	栃木県高等学校教育研究会	1名
29	群馬県特別支援教育研究会知的障害教育部会	1名
30	埼玉県特別支援学校校長会	1名
31	東京都訪問教育研究協議会	2名
32	東京都特別支援教育放送教育研究会	1名
33	江戸川区立難聴言語障害教育研究協議会	1名
34	江戸川区教育研究会特別支援教育研究部	1名
35	千葉県ことばを育てる会	1名
36	船橋市ことばを育てる会	1名
37	君津地方難聴・言語障害教育研究会	1名
38	神奈川県難聴言語障害教育研究協議会	2名
39	神奈川県特別支援学校知的障害教育研究会	1名
40	神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校長会	1名
41	横浜市特別支援学校教育研究会	3名
42	川崎市立小学校校長会	1名
43	川崎市幼稚園協会	2名
44	藤沢市私立幼稚園協会	2名
45	富山県特別支援学校知的障害教育校長会	1名
46	富山県肢体不自由教育研究協議会	1名

47	福井県特別支援学級設置学校長会	1 名
48	岐阜県美濃市小中学校教育研究会	1 名
49	岐阜県羽島郡学校教育会	1 名
50	静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会	1 名
51	静岡県教育研究会特別支援教育部	1 名
52	愛知県肢体不自由教育研究協議会	1 名
53	近畿地区聾学校長会	1 名
54	三重県特別支援教育研究会	2 名
55	京都市立総合支援学校校長会	1 名
56	兵庫県特別支援教育研究協議会	1 名
57	兵庫県教育心理研究会	1 名
58	特定非営利活動法人 兵庫盲ろう者友の会	1 名
59	藩磨東特別支援教育研究協議会	1 名
60	和歌山県言語発達教育研究会	1 名
61	岡山県特別支援教育研究会	2 名
62	香川県高等学校教育研究会特別支援教育部会	1 名
63	徳島県保育事業連合会	2 名
64	愛媛県高等学校教育研究会	1 名
65	九州地区特別支援教育研究連盟	1 名
66	沖縄県養護教諭研究会	1 名
67	沖縄キリスト教学院	2 名
68	社団福祉法人 はばたき福祉事業団	1 名
69	一般財団法人 LD 学会	1 名
70	NPO 法人 e-AT 利用促進協会	5 名
71	特例社団法人 日本小児保健協会	1 名
73	一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会	1 名
74	公明党東京都本部女性局	1 名
75	中国教育オーディオロジー研究協議会	1 名
76	香港日本人学校小学部香港校	1 名
延べ人数		116 名

7 平成23年度科学研究費による 研究の実施状況

平成23年度科学研究費による研究の実施状況

研究種目	研 究 課 題 名	研究代表者	金 額 (千円)	研究期間	備考
基盤研究 (B)	フランス障害者権利条約批准の里程標とHALDEへの就学訴訟ケースの周辺事情	棟方 哲弥	4,400	21～23	
基盤研究 (C)	弱視児童生徒の濁音・半濁音文字の視認性の検討と弱視用フォントの開発	田中 良広	800	22～24	
	特別支援教育におけるキャリア教育の充実を図るための研修パッケージ開発	菊地 一文	900	22～24	
	日本型人工内耳教育支援システムの構築に関する研究	原田 公人	1,000	22～25	
	教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究	植木田 潤	1,800	23～25	助成金
若手研究 (A)	通常の学級のLD等への科学的根拠のある指導提供をめざした多層指導モデル汎用化の構築	海津亜希子	3,000	22～24	
若手研究 (B)	自閉症児・者の家族のライフステージに応じた日本版個別家族支援計画の開発	柳澤亜希子	500	20～23	
	自閉症児のナラティブ能力が自伝的記憶に及ぼす影響	玉木 宗久	500	21～23	
	発達障害児の在籍する通常学級における協同学習のユニバーサルデザイン化に関する研究	涌井 恵	800	21～23	
合 計	9 課題 (内 新規 1, 継続 8)		13,700		

(研究課題名) フランス障害者権利条約批准の里程標と HALDE への就学訴訟ケースの周辺事情

(研究種目名) 基盤研究 (B)

(研究代表者) 棟方哲弥 (企画部)

(研究の概要)

国連障害者権利条約への批准に向けて、インクルーシブな教育に関する大きな変革が訪れようとしている。フランスにおける契機は、2005 年 2 月 11 日法の成立と、これを受けて“あらゆる障害児が居住地に最も近い学校に学籍を登録する”と明記するに至った教育法典である。しかしながら、実際の小・中学校への障害児の就学は進まない。法律とシステムが変わって実態の変わらないという“周辺事情”を明らかにすることが研究の目的である。

(本年度の研究実施状況)

本年度は、5 回の現地調査、障害者社会科学研究所の所蔵する統計情報の精査、HALDE (高等差別禁止平等機関、2011 年に権利擁護官に吸収) による就学訴訟に関連する勧告の分析と研究のまとめを行った。

現地調査では、全国早期療育センター協会 (ANECAMSP)、全国学校支援員組合 (UNEAVS)、フランス障害者中等教育研究会 (CERFOP)、フランス全国知的障害者保護者協会 (UNAPEI)、国立聾学院 (INJS)、国立盲学院 (INJA) 等、早期療育から初等中等教育、支援員、コーディネータ、施設管理者、保護者を対象として聞き取りを行った。

保護者のインタビューからは「新しい法律ができたことで、支援員付きの就学が実現した反面、支援員が付かないと通常の学級への就学ができなくなってしまった」(保育学校の保護者)、「不安定な雇用への不安」や「十分な研修を受ける事ができない」(支援員団体のリーダー)、最初から「特別な教育施設への就学ありき」の就学支援の存在などが明らかになった。さらに、UNAPEI との協議により、我が国との共通点も明らかにした。

また、障害者社会科学研究所の所蔵する統計情報からは、障害のある子どもの就学の問題として以下のことを報告 (棟方, 2011) した。すなわち、インクルージョンの国策により障害のある子どもが、通常教育に統合されるが、全体で 2% に満たない学業不振児の教育部門へ、同年にインクルージョンされた障害児の 26% が措置されていた。この学業不振児の教育部門は、歴史を遡れば 1989 年以前までは軽度知的障害児を教育する部門であった。すなわち、障害のある子どもを一般教育に受け入れるはずのインクルージョンではあるが、その多くは、通常教育に位置づく学校ではあるけれども、もともと障害のある子どもを受け入れるための教育の場へ送り戻されている現実である。

今後は、本研究でも取り上げ、フランスにおいても問題とされる「休学籍」の是非、障害のある子どもの学業不振児教育へのインクルージョンの意義、家庭における未就学児の課題など、通常教育の改革を含めたインクルーシブ教育の在り方を俯瞰する研究が必要と考えられる。

なお、フランスにおける障害のある子どもの教育については、中央教育審議会初等中等

教育分科会特別支援教育に在り方に関する特別委員会に、本研究所としてフランスの障害のある子どもの就学に関する知見を提供することができた。

(本年度の研究成果)

1. 棟方哲弥(2011), 日本との比較からフランスの障害児教育の問題点, フランス教育学会 紀要第 32 号, pp.19-28.
2. 棟方哲弥(2012), 海外における特別支援教育(障害児教育): フランス, 追録第 40-42 号, 法令・資料編 (CD 版), 特別支援教育ハンドブック, 第一法規株式会社, 平成 24 年 2 月
(本年度の自己評価・課題)

本年度は5回の現地調査によってフランスにおける就学の周辺状況を把握することができたと考えている。その一方で、短期間の渡航による現地調査では、就学の状況を知ることとはできても、就学の成否を直接に知ることはできない。それらは、就学後の日常に行われる支援の質の吟味や、卒後を含む評価を待つことになる。本研究のフォローアップが重要となる。

(研究課題名) 弱視児童生徒の濁音・半濁音文字の視認性の検討と弱視用フォントの開発

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 田中良広 (教育相談部)

(研究の概要)

本研究の目的と内容は以下の諸点である。

1. 弱視児童生徒にとって視認性の高い文字の条件を先行研究のレビュー等を基にして整理するとともに、弱視児童生徒にとって視認性が低いとされる濁音文字と半濁音文字について、その区別のしにくさを実験により検証する。
2. 実験結果に基づき、弱視児童生徒にとって区別のしやすい濁音文字・半濁音文字のフォントを試作する。
3. 試作した弱視用フォントの有用性をモニタリングにより実証し、モニタリングを通して改良したフォントを特別支援学校 (視覚障害) や弱視特別支援学級等へ提供する。
4. また、国立特別支援教育総合研究所が運営するウェブサイト「視覚障害教育情報ネットワーク」上で一般に公開する。

(本年度の研究実施状況)

研究の中間年にあたる本年度は、昨年度に抽出した濁音・半濁音文字が含まれた実験素材 (清音・濁音・半濁音の 1 文字視標、及び濁音・半濁音部分だけが異なる単語視標) を用いて仮説を証明するための評価実験を行った。

1. 実験素材の作成

以下の手続きに則り実験素材 (文字視標・単語視標) を作成した。

(1) 被験者の清音文字に対する最小可読文字サイズと濁音・半濁音文字に対する最小可読文字サイズとの差の程度を把握するために、3 ポイントから 40 ポイントまでの 1 文字視標を作成した。

(2) 被験者による誤読の割合を把握するために、濁音・半濁音部分だけが異なる単語のペア (「バス」と「パス」, 「びかびか」と「ぴかぴか」, 「ぶかぶか」と「ぷかぷか」, 「ベンチ」と「ベンチ」, 「ボール」と「ポール」) の単語視標を作成した。

2. 実験デザインに基づく視覚障害児童生徒を被験者とした実験の実施

以下の手続きにより、上記 1 で作成した実験素材 (1 文字視標及び単語視標) を用いた可読文字サイズの把握のための実験を実施した。

実験は、小学校 3 年から 6 年までの弱視児童 8 名と高等学校 1 年から 2 年までの弱視生徒 15 名を被験者として、それぞれ 1 度ずつ実施した。

なお、以下に示す実験手続きは 2 度とも同様である。

(1) 40 ポイントから 3 ポイントの文字サイズのひらがな清音 1 文字の視標を 30cm の距離 (近距離視力測定と同様) で読んでもらい最小可読文字サイズを測定した。

(2) (1) で求めた文字サイズと同サイズのひらがな濁音・半濁音文字を提示し、読むことができるかを確認した。

(3) 清音と同サイズの濁音・半濁音文字が読めなかった場合に、少しずつ文字サイズを大きくして提示し、読むことが可能な文字サイズを把握した。

(4) 高校生の被験者に対して、1. (2) で示した単語カードを提示し、その誤読傾向を把握した。

(本年度の研究成果)

上記2. の結果、小学生と高校生ともに清音文字と濁音・半濁音文字の最小可読文字サイズに平均して2ポイント程の差が認められた。

つまり、清音文字よりも2ポイントほど大きな文字サイズでなければ濁音・半濁音文字を読むことができないことが確かめられた。

また、上記(4)の実験では、全体的な傾向として細部(濁点や半濁点)を確かめながら読もうとせず、当該被験者のなじみ深い単語として、推量して読む傾向が強いことが確かめられた。

この結果、当初の仮説の通り清音文字と濁音・半濁音文字の最小可読文字サイズには明らかに差があり、同サイズの文字であっても濁音・半濁音文字では読むことができないことが分かった。

そして、両者のサイズの違いは平均すると2ポイント程度であることが評価実験により明らかになった。

(本年度の自己評価・課題)

当初の予定では、評価実験に基づき濁点・半濁点部分を当該清音文字に比して2ポイント分大きくしたひらがな・カタカナフォントを試作する計画であったが、本年度においては諸般の事情により評価実験による検証に留まった。

このことから、研究最終年度に当たる平成24年度においては、弱視用フォントの試作とそれを用いた評価実験とフィードバック、また、全国の盲学校等への公開を行うことを目標に研究を継続していきたい。

(研究課題名) 特別支援教育におけるキャリア教育の充実を図るための研修パッケージ開発

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 菊地一文 (教育情報部)

(研究の概要)

本研究では、国立特別支援教育総合研究所(2008)が作成したキャリア発達段階・内容表(試案)を基にした①授業及び教育課程における指導内容の一貫性・系統性を見直し、改善を図るツール②個別の教育支援計画の本人の願い欄をベースとした他機関との連携・協働を図るためのツール等(2010)等の活用を含む、キャリア教育に関する研修パッケージを開発することを目的とし、全国の特別支援学校教員及び関係機関との連携・協働のもと、研究を進めている。

(本年度の研究実施状況)

1. 教員を対象としたキャリア教育に関する認知度及び研修ニーズについての質問紙調査の分析
2. 特別支援学校を対象としたキャリア教育の推進に関する質問紙調査の実施
3. キャリア教育研修に関する情報収集
4. 第2回特別支援教育推進者研究協議会の開催

(本年度の研究成果)

1については、全国11都県12回の研修会を通して1,161名の参加者から回答を得た(回収率80.5%)。キャリア教育推進上の課題として上位に挙げられたものは、「キャリア教育の定義及び意義の共通理解(712)」「キャリア教育の具体的な実践イメージ(727)」「学校全体としての組織的取組(464)」であった。また、研修会で取り扱った内容について、必要性の数値化(1～5点)を求めた結果、平均及びSDは①キャリア教育の実践事例4.42(0.74)、②キャリア教育推進のための具体的方策やツールの活用方法4.35(0.77)、③キャリア発達段階・内容表の概要4.03(1.77)、④キャリア教育の意義及び必要とされる背景3.92(0.85)、⑤キャリア及びキャリア教育の定義3.84(0.90)の順であった。本研究の成果については、日本特殊教育学会第49回大会においてポスター発表と自主シンポジウムで報告した。また、昨年度開催した第1回キャリア教育研修及び研究協議会における研究協議内容及び本調査の結果をふまえ、ニーズの高かったキャリア教育の実践事例と組織的取組例について、商業誌の連載及び特集等で紹介した。これらは現在「特別支援教育充実のためのキャリア教育ケースブック」としてまとめ、6月に刊行する予定である。

2については、特別支援学校約1,200校(悉皆)を対象とし、分校・分教室を含む766校の特別支援学校からの回答を得た(回収率63.8%)。現在集計作業中であり、その結果を論文としてまとめ、学術雑誌等に投稿する予定である。

3については、Webサイトを中心に推進上の課題とその解決方策について意見交換及び情報収集を継続している。キャリア教育に関するポータルサイトとしての機能を高める

よう、収集した各校におけるグッドプラクティス等の情報をデータボックスに収納し、公開している。アクセス数は13,797件（2012年3月27日現在）を越え、順調に情報収集・意見交換ができており、4の研修会後のフォローアップの場としても機能している。

4については、全国各地より約60名の参加があった。ワークショップ型研修を試行し、研究協議会の成果と課題について質問紙による評価を行った。現在データの集計及び分析を行うとともに、協議内容をまとめたシートの記述内容の分析を行っている。

（刊行物）

1. 特別支援教育におけるキャリア教育の認知度及び研修ニーズに関する調査研究. 日本特殊教育学会第49回大会論文集(共著), 2011.
2. 発達障害のある児童生徒及び学生のキャリア教育, 発達障害研究 33(3). 日本発達障害学会(単著), 2011.
3. キャリア教育の視点で見直す一子どもの「なりたい自分」を学校・地域で支援するー「小学部段階はキャリア発達の土台づくりの時期」, 「中学部段階は将来への関心を高める時期」, 「高等部段階は夢の実現に向けてチャレンジする時期」, 「企業におけるキャリア発達の支援」, 「重度重複障害や肢体不自由のある児童生徒のキャリア教育」, 「保護者との連携・協働および教育行政によるキャリア教育の推進」, 「キャリア教育推進上の課題と今後の展望」, 「キャリア発達の視点から教育活動全体を見直す(特集 論説)」. 実践障害児教育 vol. 459-465, 学研教育出版(単著), 2011-2012.

（本年度の自己評価・課題）

今年度は、2つの調査研究により研修ニーズを把握するとともに、ニーズの高かった研修内容に対して、書籍の刊行等をとおして研究成果を発信した。また、ニーズとしては上位ではなかったが、「キャリア概念」そのものの組織的理解が重要であることが研究協議会を始め、推進校から意見として多数挙げられた。本課題に関する解決方策に関する検討の必要性や、実践知の発信の仕方についても配慮を必要とすることが明らかになった。今後、「キャリア概念」のより一層の理解と、適切な支援を図る観点から、研修内容についてさらに検討を図るとともに、障害のある児童生徒のニーズや不安等について、個別に把握する調査の実施について、検討していきたい。次年度は本研究の最終年度となるため、個々の研究知見の発信だけではなく、これまで蓄積した知見を総括したい。

また、今年度は韓国特殊教育院（KNISE）・韓国特殊教育学会主催による国際セミナーの招聘を受け、本研究で得た知見について一部報告するとともに、キャリア教育に関するシンポジウムやセミナー等をとおして積極的に情報発信することができた。今後も引き続き、国内外の関係諸機関との連携を図り、本研究の経過報告をとおした交流や情報収集・発信を積極的に行っていきたい。

(研究課題名) 日本型人工内耳教育支援システムの構築に関する研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 原田公人 (教育研修・事業部)

(研究の概要)

本研究は、以下の2点を目的としている。

- ①国内外の支援プログラムに関する調査及び保護者、担当教員に対する実態調査により、人工内耳装用児に対する教育支援活動の現状を明らかにする。
- ②日本型の人工内耳装用児に対する教育支援システム (校内組織、プログラム評価等) を提案し、その妥当性を実証的に明らかにする。

(本年度の実施状況)

平成23年度は、人工内耳装用児 (当事者) 及び保護者アンケート調査のまとめ及び国内外の情報収集において、人工内耳装用児に対する教育プログラムについて検討することを目的として、以下の研究を推進した。

1. 国内の聾学校を訪問 (こばと聴覚特別支援学校、横須賀市立聾学校他) し、教育現場における人工内耳装用児の指導の現状と課題について情報交換した。
2. 聴覚医学会、特殊教育学会等、各種研究会に参加し、人工内耳に関する情報収集をした。
3. 全国聾学校を対象とした人工内耳に関する調査の結果を長寿科学振興財団感覚器障害研究成果発表会 (東京医療センター) において、報告した。
4. アメリカ ワシントンにおける The Alexander Graham Bell Association の主催による 2011 Listening & Spoken Language Symposium に参加し、小児人工内耳リハビリテーション、指導の実際に関する情報を収集した。
5. 少年期及び青年期における聴覚障害を有する人工内耳を装用する当事者 (中学生、高校生、大学生) 及び人工内耳装用児をもつ保護者の教育的支援に関する意識について基礎的な資料を得るために、人工内耳友の会 [ACITA] 親子の部を対象として「人工内耳装用児をもつ及び保護者人工内耳装用児 (者) の意識に関するアンケート調査」を実施し、結果を分析し、まとめた。

(本年度の研究成果)

人工内耳装用児 (当事者) 及び保護者アンケート調査のまとめ及び国内外の情報収集において、人工内耳装用児をもつ保護者意識を把握し、指導上の課題について理解を深め、人工内耳装用児に対する教育プログラムについて検討した。

(本年度の自己評価・課題)

研究3年次にあたり、国内外の実地調査の実施によって、人工内耳装用児の教育環境の現状や課題、先進的事例を把握することができた。今後は、聾学校教員を対象とした面接調査等の質的研究や訪問調査を実施することにより、日本型の人工内耳装用児に対する教育支援システムを提案するための理論の構築を図る。

(研究課題名) 教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 植木田 潤 (教育相談部)

(研究の概要)

本研究では、先行研究等の知見や学校コンサルテーションの実践から経験的に積み上げられてきた知見を基に、小中学校等の校内支援体制を充実する上では、児童生徒個々の実態把握だけでなく、教職員集団によって形成されている顕在的ではない「学校や地域を特徴付けている風土や雰囲気等を適切にアセスメントする」ことが特に重要であると考え、学校の風土や雰囲気を「①意識レベル」(潜在的であり、学校風土や雰囲気を形成している個々の教員の意識の総和として捉える)、「②行動レベル」(顕在的であり、教員間で実際にやり取りされている行動やコミュニケーションとして捉える)、意識や行動とは独立した「③環境レベル」(枠組みであり、学校内の、織や体制等として捉える)の3つの指標でアセスメントする手法を新たに開発し検証するとともに、本アセスメントの結果に基づいた効果的な研修の在り方や学校コンサルテーション等の支援の在り方を提示することが目的である。

(本年度の研究実施状況)

研究の初年度である本年度は、研究計画に基づき、以下のことに取り組んだ。

1. 学校コンサルテーションおよび教員集団のアセスメントに関わる、国内外の先行研究や文献および資料等を収集し精査した。
2. 上記から得られた成果を踏まえて、先行研究(専門研究D「教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究」)で用いたアセスメント調査用紙の再検討と再構成を行い、予備調査に用いる、新たな「校内の意識および行動アセスメント」調査用紙を作成した。
3. 研究協力校に依頼し、郵送および実地予備調査を実施するとともに、アセスメント調査の有効性や利便性について、各研究協力校および特別支援教育コーディネーターに対する直接の聴き取り調査を行い、「校内の意識および行動アセスメント」の検証を行った。

(本年度の研究成果)

1. 先行研究等の収集と分析整理した結果を基に、アセスメント試案にかかるアンケート調査項目の検証と精選を行い、「校内の意識および行動アセスメント」を作成した。

アンケート調査の結果を学校組織や教員集団の暗黙の指向性を4つの状態像に類型化した上で、視覚化して提示する分析方法について検証した。この結果を、次年度の校内研修の組み立てや学校コンサルテーションの具体的な支援策の提案につなげるための基礎とした。

2. 各学校現場で簡易に実施できることを目指して、「校内の意識および行動アセスメント」の調査実施から集計と分析までの作業を電子化することに取り組んだ。

アンケート調査を「担任」、「担任を持たない教員」、「管理職および養護教諭」の3種

類で作成し、調査結果の入力から集計、分析、結果の提示までを PC 等の電子機器上で簡易に行えるよう電子化した。

3. 数校の研究協力校を訪問して、実際に本アセスメントを実施した上で聴き取り調査を行い、本アセスメントの有効性や利便性の検討を行った。

次年度の研究協力が可能な自治体にある教育委員会と数校の学校を訪問し、研究の趣旨説明を行った上で予備的な調査を行い、アセスメント結果を基に、その有効性や利便性について聴き取り調査を行った。

(本年度の自己評価・課題)

本年度は、先行研究や関連文献等による理論的な基礎作り、調査項目の精選と検討、および一連の作業を電子化することに時間を費やしてしまい、実際の学校現場でのアセスメント調査を十分に行えなかった。そのため、次年度は研究計画に基づき、調査実施校を増やしてデータを収集し、アセスメント結果の妥当性および有効性の検討を行いたい。

また、本アセスメント結果に基づいた研修やコンサルテーションの在り方を提案して、実際に各学校現場で取り組んだ後、教員集団の意識や行動がどのように変動したかを本アセスメントによって検証し、実際の変動を反映しているか検討したい。

(研究課題名) 通常学級のLD等へ科学的根拠のある指導提供をめざした多層指導モデル
汎用化の構築

(研究種目名) 若手研究 (A)

(研究代表者) 海津亜希子 (教育相談部)

(研究の概要)

過去3年間、科学研究費を受け、小学1, 2年生の読みに焦点を当てた通常の学級での多層指導モデルMIMを開発してきた。この研究では、一部の学年、教科において一定の効果が認められ、モデルの有用性は窺えたものの教育現場からのニーズも踏まえると課題も残った。そこで昨年度からの3年間で、多層指導モデルMIMについて“異学年・異教科における実施の可能性”, どのような条件下の学校でも(研究的サポートがなくても)実施できる“汎用化体制の構築”, 先の研究で読みの力に効果がみられた児童が研究参加から数年を経て、その“効果が持続的なものか, フォローアップすることで真の効果を問うこと”を目的とし遂行している。

(本年度の研究実施状況)

1. 異学年・異教科における実施の可能性について

今年度は、昨年度からの継続で、研究協力者(現場の教員)らに要請し、“異教科・異課題におけるMIM”の実践研究を依頼している。昨年度、各研究協力者と共同して作成した“異教科・異課題におけるMIM”におけるアセスメントおよび指導法を今年度は児童らに対して実践し、その効果を検証した。具体的には、「繰り上がり・繰り下がり(小学校1学年算数)」「ローマ字(小学校3学年国語)」「九九(小学校2学年算数)」である。これらについての指導案、そして実際に行ったアセスメントの結果を、(個人情報保護に十分留意しながら)web上の会議室を用いながら研究協力者間で協議を重ね、互いの指導法およびアセスメント内容について精度を上げてきているところである。

2. MIMの汎用化の構築

この目的については今年度大きな成果を上げた。これまである地域(福岡県飯塚市)の1つの学校が研究協力校としてMIMを導入していたが、その成果が地域(自治体)の小学校校長会、教育委員会に認められ、今年度から市内全小学校(計22校)の1年生でMIMを導入する運びとなった。その一環で、年に3回のMIM指導者研修会(各校の小学校1学年担任、教頭、指導方法工夫改善教員等が参加)、MIM実践報告会(1回)を開催し、講師を務めた。また、この1年間のMIMに関する実践をまとめた実践事例集(「市内全小学校における多層指導モデルMIMの実践—確かな読みの力をめざした福岡県飯塚市での挑戦—」)を飯塚市教育委員会との共同で作成した。研究者としては、MIMの効果をみるために、教育委員会のバックアップを得ながら、標準化された検査を全ての参加児童に対して行うことができた点も大きな成果と認識している。

その他にも今年度、石川県小松市、東京都足立区が、教育委員会でMIMの活用に関するモデル事業を自治体として立ち上げており、これらの事業への知見の提供、推進にもあ

たった。

3. MIM の基になった米国での RTI モデルの動向に関する調査

10 月 20 日～29 日に、在外研究員として赴任したテキサス大学オースティン校の Sharon Vaughn 博士、および ニューヨーク州公認スクールサイコロジストであるバーンズ亀山静子氏のもとを訪れ、現在の米国の施策や研究に関する動向の聴き取り、RTI モデルを推進している学校への訪問を行った。また、テキサス大学においては、これまでの科研の研究成果についてプレゼンテーションを行い、研究者らとの間で活発な意見交換がなされた。この訪問により、今後の研究における課題、ならびに研究を進める上での示唆が得られた。

(本年度の研究成果)

1. 海津亜希子 (2011) : 異なる学力層の子ども間にみられる自分自身の読みへの捉えの差—MIM-PM を用いて—, 日本 LD 学会第 20 回大会, 576-577. (東京) 2011 年 9 月
2. 海津亜希子(2011) : 読みの自動化 (流暢性) と理解との関連における発達の検討.

日本教育心理学会第 53 回大会, 524. (北海道) 2011 年 7 月

(本年度の自己評価・課題)

今年度は、これまで開発してきた研究成果が広く学校教育現場で活用、汎化されるといった点では大きな成果を上げたと考える。市内全小学校の 1 年生において、これまで開発してきた MIM というアセスメント・指導モデルが導入されたことは当初の見通しを上回る成果普及のスピードと大きな成果であった。一方、市内全小学校に導入されたことで、その実践状況の成果においても、教員間、または学校間で差がみられてきていることも否めない。そこで、どのような条件下であれ、一定の効果が得られるよう、教員および学校への伝え方、学校内で汎化していく際のポイント等、今年度成果を上げた学校事例より重要事項を整理し、より現場に即した形で研究成果を提示していきたいと考えている。

(研究課題名) 自閉症児・者の家族のライフステージに応じた日本版個別家族支援計画の開発

(研究種目) 若手研究 (B)

(研究代表者) 柳澤亜希子 (教育情報部)

(研究の概要)

自閉症児・者が示す特性への理解やそれへの対応の難しさ、社会の自閉症に対する誤った理解や認知の不十分さ等により自閉症児・者と暮らす家族は高いストレスを有しており、家族に対する支援の必要性は極めて高いとされている。また、自閉症は障害の状態像が多様であり、その様相はライフステージで大きく変化する。そのため、彼らと生活を共にする家族への支援のあり方についても、画一的ではなく家族のライフステージで生じるニーズに即しながら個別的に検討していくことが必要である。本研究は、家族のニーズを包括的に取り扱う日本版個別家族支援計画を開発することをめざして遂行している。

(本年度の研究実施状況)

昨年度、都道府県・政令指定都市自閉症協会計 27 支部に実施したアンケート調査（回答者は父親 731 名、母親 859 名）結果について、自閉症のある子どもが示す行動上の問題や成人して改善した行動とその理由、家族が必要としている支援内容に関する自由記述を含めて、さらに詳細な分析を行った。また、分析の観点を広げ、ライフステージ別に加えて①子どもの診断名（知的障害の有無）別、②（障害のない）きょうだいの有無、③両親の健康状態別に分析を行った。さらに、筑波大学附属久里浜特別支援学校幼稚部の活動及び親子教室での参与観察、学齢期以降の自閉症児・者を養育する家族への聞き取り調査を継続的に行った。これら調査等から得られた結果と自閉症児・者の家族に関する文献研究、米国で策定されている各州の個別家族サービス計画（IFSP）の様式の分析を通して、個別の家族支援計画に設定すべき項目について検討、精査を進めた。

(本年度の研究成果)

柳澤亜希子（2011）自閉症スペクトラム障害児・者の父親のライフステージに応じた支援のあり方．日本自閉症スペクトラム学会第 10 回大会論文集，p106.

柳澤亜希子（2011）自閉症スペクトラム障害児・者の母親のライフステージに応じた支援のあり方．日本家族心理学会第 28 回大会論文集，p95.

(本年度の自己評価・課題)

本年度はアンケート調査で得られた結果について観点を広げ、さらに詳細に分析を行った。そのため、個別家族支援計画の設定項目の精査に時間を要し、当初予定していた日本版個別家族支援計画の実用化までには至らなかった。本研究を通して、ライフステージにおける自閉症児・者の家族への支援において不可欠な視点を確認することができた。今後は、各ライフステージに焦点を当て、家族支援のあり方について事例的に追究していくことが課題である。なお、本研究で得られた成果については、自閉症のある子どもと暮らす家族への支援の動向とアンケート調査の分析結果それぞれを論文にまとめ、現在、関連学

会への投稿に向けて準備を進めているところである。

(研究課題名) 自閉症児のナラティブ能力が自伝的記憶に及ぼす影響

(研究種目名) 若手研究 (B)

(研究代表者) 玉木宗久 (企画部)

(研究の概要)

自閉症スペクトラムにおいては一般に自伝的記憶の想起や語りに困難があるといわれている。しかし、彼らは自伝的なエピソードを記憶したり、語ったりすることができないわけではない。

過去20年間に日常記憶に関する研究は著しく進展した。そして、その中で自伝的記憶には、自己理解、社会性、感情調整など、生涯にわたって人の心の健康を支えていく適応的な機能があることがわかってきた。

本研究では、自閉症スペクトラム児のメンタルヘルスを促していくための手がかりを探ることを目指して、自伝的記憶という観点から次の3つの調査を実施した：①子どもの自伝的記憶の機能について、②自閉症スペクトラム児の自伝的記憶に影響を及ぼすと考えられるナラティブ能力、動機づけ、実行機能の特性について、③ ②で検討した要因と自伝的記憶の想起との関連性について。

(本年度の研究実施状況)

- ① 昨年度までに実施した小学校と中学校の調査結果を分析した。その結果、子どもの自伝的記憶には少なくとも「自己-方向づけ」、「社会」、「感情調整」の3つの機能があることが示された。また、自伝的記憶と社会的スキル・能力との間には有意な中程度の相関があることが示唆された。一方で、このような自伝的記憶や社会的スキル・能力の指標は、学力の基礎となる読みの能力とは関連がないことが示された。これらの結果は、大人と同様、子どもの自伝的記憶にもメンタルヘルスを促す適応的な機能があることを示唆している。
- ② 自閉症スペクトラム児20名、定型発達児20名を対象として、ナラティブ、動機づけ、実行機能についての調査を実施した。その結果、a)ナラティブ能力—少なくとも語られた物語量—は、両群で有意な違いはなかった、b)自閉症スペクトラム児は、定型発達児に比べて、自律的な動機づけが低かった、c)自閉症スペクトラム児は、定型発達児に比べて、実行機能の困難が有意に大きかった、ということが示唆された。
- ③ ②で行った調査をもとに、自閉症スペクトラム児の自伝的記憶の想起に影響を及ぼす要因を検討した。その結果、自律的な動機づけが、彼らの自伝の想起の鮮明度に有意に影響していることが示唆された。

(本年度の研究成果)

玉木宗久・海津亜希子 (2012) 翻訳版 BRIEF による自閉症スペクトラム児の実行機能の測定の試み—子どもの実行機能の測定ツールの開発にむけて—。国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第 39 巻, 45-55.

玉木宗久 (2011) BRIEF による ASD 児の実行機能の検討—定型発達児との比較から—。日本発達障害学会第 46 回研究大会 (20/8/2011, 鳥取大学)。

玉木宗久 (2011) 子どもの自伝的記憶の機能の検討。日本教育心理学会第 53 回研究大会 (26/7/2011, 北翔大学)。

玉木宗久 (2011) 子どもの自伝的記憶の機能の検討—小学生を対象として—。日本健康心

理学会第 24 回研究大会（12/9/2011，早稲田大学）.

玉木宗久（2011）学習に対する ASD 児の動機づけー自己決定理論に基づく自己評価による検討ー．日本LD学会第 20 回研究大会（19/9/2011,）
（本年度の自己評価・課題）

本年度は，自閉症スペクトラム児の自伝的記憶，およびそれに影響する要因についての調査を終了し，その結果のいくつかについては，紀要や学会を通じて報告することができた。今後は，まだ公表していない成果について，論文や学会で報告していく予定である。

(研究課題名) 発達障害児の在籍する通常学級における協同学習のユニバーサルデザイン化に関する研究

(研究種目名) 若手研究 (B)

(研究代表者) 涌井恵 (教育情報部)

(研究の概要)

発達障害のある子どもの多くは、学習の困難と共に仲間とのトラブルなど社会性の問題も抱えているが、仲間との相互協力関係が組み込まれた協同学習は、学力と社会性双方の促進や仲間関係改善に効果があるといわれている。しかし、障害のある子どもが対象の場合、適切なアコモデーション（配慮・調整）やアダプテーション（代替的な回答方法、改良された教材）が必要との指摘がされており、具体的な協同学習の教材開発が求められている。一方、近年障害のある子どもを含む全ての子どもが学びやすい学習環境、授業方法、内容を設計するという“学びのユニバーサルデザイン化が注目されている。そこで本研究では、学びのユニバーサルデザイン化を念頭に、発達障害のある子どもの在籍する通常学級での協同学習の具体的な授業方法、教材のアコモデーションやアダプテーションについて検討し、協同学習のモデル授業を開発することを目的とする。

(本年度の研究実施状況)

1. 授業及び学びのユニバーサルデザイン化と協同学習に関する資料収集

日本LD学会や日本協同教育学会に参加し、関連資料を収集した。また、ケーガン博士による協同学習についての講演（成蹊大学の公開講座）では、協同学習が単なるグループ作業に陥るのではなく、真の協同学習となるために、4つの基本原則を守ることが友情であること、詳細な授業案を建てるよりはストラクチャーを重視して授業を提案した方が、より協同学習の実施のバリアがなくなること、などの知見を得た。これらの資料は、最終的な研究成果のまとめに役だつ資料となった。

2. 「学び方を学ぶ授業」の開発や協同学習の実践にかかる研究成果の発表

平成23年度の日本LD学会にて、自主シンポジウム J-33「通常学級での協同学習によるユニバーサルデザインな授業の可能性を探るー協同学習と「学び方を学ぶ」授業の実践からー」を企画し、研究協力者と共に本研究での実践について話題提供した。話題提供では、実践例より、協同学習と「学び方を学ぶ」授業を組み合わせることによって、ユニバーサルデザインな授業が可能であることを示した。指定討論者や他の参加者との協議から、一般の通常学級の担任に1番伝えやすいポイントや疑問点への回答などについて検討することができた。

3. 研究成果物Ⅰ・Ⅱの作成

これまでの研究成果から、協同学習と「学び方を学ぶ授業」を実践するための教師向けのガイドブック（研究成果物Ⅰ）と、「学び方を学ぶ」授業での活用や自宅学習を想定した子ども向けのテキスト（研究成果物Ⅱ）を作成した。

(本年度の研究成果)

- 1) 涌井恵(2011) 通常学級での協同学習によるユニバーサルデザインな授業の可能性を探るー協同学習と「学び方を学ぶ」授業の実践からー. 日本LD学会第 20 回大会(跡見学園女子大学) 自主シンポジウム J-33, 企画および話題提供.
- 2) 涌井恵(2011) 連載: 発達障害のある子どもも共に学び育つ通常の学級での授業・集団づくり(全 6 回), 国立特別支援教育総合研究所メールマガジン第 53-58 号(8-11 月), 国立特別支援教育総合研究所.
- 3) 涌井恵(編著)(2012) 発達障害のある子どももみんな共に育つユニバーサルデザインな授業・集団づくりガイドブックー協同学習と「学び方を学ぶ授業」による新しい実践の提案ー. (平成 21-23 年度科研費若手研究(B)「発達障害児の在籍する通常学級における協同学習のユニバーサルデザイン化に関する研究」(課題番号: 21730730) 研究成果物 I)
- 4) 涌井恵(2012)「学び方を学ぶ」テキスト(試作版): 学びの達人(ふろしき忍者)になれるコツ. (平成 21-23 年度科研費若手研究(B)「発達障害児の在籍する通常学級における協同学習のユニバーサルデザイン化に関する研究」(課題番号: 21730731) 研究成果物 II)
- 5) 涌井恵(2012)選べる! ユニバーサルデザインな授業づくり(1)ー「学び方を学ぶ」授業のススメ. LD, ADHD & ASD・No. 41(4 月号), p. 50-53, 明治図書.
(本年度の自己評価・課題)

本研究では, 学びのユニバーサルデザイン化を念頭に, 発達障害のある子どもの在籍する通常学級での協同学習の具体的な授業方法, 教材のアコモデーションやアダプテーションについて検討し, 協同学習のモデル授業を開発することを目的としていた。実践事例から, 発達障害のある子どもの在籍する通常学級での協同学習の具体的な授業方法のいくつかを開発することができた。また, 教材のアコモデーションやアダプテーションについては, 発達障害のある子どもに何か特別なことをするというよりも, 「学び方を学ぶ」授業をクラス全体へ行うことで, 教師が多様な選択肢のあるユニバーサルデザインな授業を組み立てることができるようになり, また子ども達はそれぞれ自分に合った学び方を選び学ぶということで一定の解決ができた。今年度は研究のまとめとして, 教師向けのガイドブック, また子ども向けのテキストを完成させることができ, 研究の目的を達成することができた。

8 組織規則・会計規程・会計細則

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則

（平成16年 3月30日
制 定）

平成17年 5月31日改正

平成18年 4月 1日改正

平成18年 5月 1日改正

平成19年 3月30日改正

平成20年 4月 1日改正

平成20年 7月15日改正

平成21年 4月 1日改正

平成22年 7月20日改正

平成23年 4月 1日改正

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号）に定めるもののほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌を定めるものとする。

（事務所）

第2条 研究所の事務所は、神奈川県横須賀市に置く。

（組織）

第3条 研究所に次の5部を置く。

- 一 企画部
- 二 総務部
- 三 教育支援部
- 四 教育研修・事業部
- 五 教育情報部

2 前項第五号の教育情報部に発達障害教育情報センターを置く。

3 研究所に監査・コンプライアンス室を置く。

（企画部の所掌事務）

第4条 企画部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の業務に係る調査及び研究に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 研究基本計画及び研究の実施計画に関すること。
- 三 特別支援教育政策に係る情報収集、関係省庁との連携・連絡調整に関すること。
- 四 研究課題設定の助言及び調整に関すること。
- 五 特別支援教育に関する研究動向及び大学等関係機関との研究協力にかかる調整に関すること。
- 六 筑波大学附属久里浜特別支援学校との研究協力に関すること。
- 七 特別支援教育に関する関係法制及び行財政施策に関する調査・分析に関すること。

- 八 研究所の業務に係る評価に関する企画及び立案に関すること。
- 九 特別支援教育に関する調査の計画立案及び実施に関し、研究所全体の調整を図ること。
- 十 外国の特別支援教育に関する調査・分析並びに国内の特別支援教育情報の諸外国への提供に関すること
- 十一 企画部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

（総務部）

第5条 総務部に次の3課を置く。

- 一 企画調整課
- 二 総務課
- 三 研修情報課

（企画調整課の所掌事務）

第6条 企画調整課は、次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の研究活動の推進に関すること。（企画部の所掌に係るものを除く。）
- 二 研究所の中期計画及び年度計画に関すること。
- 三 研究所の諸評価の事務に関すること。
- 四 研究所規則等の制定及び改廃に関すること。
- 五 情報の公開及び広報に関すること。
- 六 科学研究費補助金等外部研究資金に係る申請及び調整に関すること。
- 七 研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- 八 運営委員会、役員会の運営に関すること。
- 九 企画部、教育支援部、教育研修・事業部及び教育情報部の業務の支援に関すること。
- 十 研究業務の支援に関すること。

（総務課の所掌事務）

第7条 総務課は次の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に関すること。
- 二 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 研究所印及び理事長印の保管に関すること。
- 四 文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 公文書管理並びに個人情報保護に関すること。
- 六 予算及び決算に関すること。
- 七 収入及び支出に関すること。
- 八 財産及び物品の管理に関すること。
- 九 建物及び設備の維持及び管理に関すること。
- 十 研究所内の管理に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（研修情報課の所掌事務）

第8条 研修情報課は、次の事務をつかさどる。

- 一 教育研修・事業部の企画・立案する研修事業の実施に関すること。
- 二 障害者の教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供する
- 三 情報システムの管理及び利用に関すること。

(教育支援部の所掌事務)

第9条 教育支援部は次の事務をつかさどる。

- 一 特別支援教育の理解啓発及び関連事業の実施に関する事。
- 二 地方自治体等が実施する特別支援教育推進事業及び教員の資質向上事業への支援にかかる所内の調整に関する事。
- 三 各種学校長会、学会その他関係機関との情報交換及び連携協力に関する事。
- 四 特別支援学校への支援及び連携協力に関する事。
- 五 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校への支援及び連携協力に関する事。
- 六 都道府県特別支援教育センター等への支援及び連携協力に関する事。
- 七 地方公共団体等の行う教育相談を支援するための教育相談情報提供システムの整備に関する事。
- 八 地方公共団体等と連携した専門的かつ総合的な教育相談並びに学校コンサルテーションに関する事。
- 九 在外日本人学校等及び在外邦人に係る特別支援教育に関する教育相談及び支援並びに企業等への理解啓発に関する事。
- 十 教育支援部の所掌事務にかかる調査及び研究に関する事。

(教育研修・事業部の所掌事務)

第10条 教育研修・事業部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の行う研修事業の企画及び立案に関する事。
- 二 研究所の行う研修の受講者のフォローアップに関する事。
- 三 地方公共団体の行う研修等の調査及び支援に関する事。
- 四 インターネットによる配信講義等の開発・提供に関する事。
- 五 国立特別支援教育総合研究所セミナーの企画立案及び実施並びに研究所が実施するその他のセミナー計画等の調整に関する事。
- 六 外国の研究機関、大学等の連携協力及び研究者との国際交流に関する事。
- 七 医療・労働・福祉等にかかる関係機関との情報交換及び連携協力に関する事。
- 八 教育研修・事業部の所掌事務にかかる調査及び研究に関する事。

(教育情報部の所掌事務)

第11条 教育情報部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所ホームページからの特別支援教育情報の提供に関する事。
- 二 特別支援教育に関する教材及び教育支援機器に関する情報・資料の収集・提供に関する事。
- 三 特別支援教育関係教職員等に対する情報提供システムの構築に関する事。
- 四 情報手段活用及び教育支援機器の評価・活用及び関係者に対する支援に関する事。
- 五 発達障害教育情報センター(Webサイトを含む。)に関する事。
- 六 発達障害教育情報の収集・提供に関する事。
- 七 発達障害に関する理解啓発及び関係者への支援に関する事。
- 八 発達障害関係諸機関との連携及び調整に関する事。
- 九 世界自閉症啓発デー関連行事に関する事。
- 十 教育情報部の所掌事務にかかる調査及び研究に関する事。

(監査・コンプライアンス室の所掌事務)

第12条 監査・コンプライアンス室は次の事務をつかさどる。

- 一 監事との情報交換に関すること。
- 二 監事との協力関係の維持に関すること。
- 三 研究所の業務及び会計の監査に関すること。
- 四 研究所のコンプライアンスの推進に関すること。
- 五 コンプライアンス委員会の事務局に関すること。

(職制)

第13条 第3条第一項に規定する部に部長を、同条第二項に規定するセンターに、センター長を、同条第三項に規定する室に室長を置く。

2 第5条に規定する課に課長を置く。

3 部長、センター長、室長及び課長は、上司の命を受け、当該部、課及び室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 部（総務部を除く。以下同じ。）に別に理事長が定める数の上席総括研究員を置く。

5 部長及びセンター長は当該部の上席総括研究員をもって充て、監査・コンプライアンス室長は企画部長をもって充てる。

6 上席総括研究員（部長を除く。）は、当該部の部長を補佐し、特定の分野の事務を総括する。

7 部に別に理事長が定める数の総括研究員を置く。

8 総括研究員は、当該部の特定の分野の事務を整理する。

9 部に主任研究員及び研究員を置くことができる。

10 監査・コンプライアンス室に室員を置くことができる。

11 室員は室長の命を受け、当該室の事務を処理する。

第14条 研究職員は研究所の業務達成のための調査、研究及び所属する部の所掌事務を行うとともに次に掲げる研究、研修、教育相談及び情報普及等を行う。

- 一 基幹研究等への参画・実施
- 二 研修、講習会等への参画・実施
- 三 教育相談活動への参画・実施
- 四 研究所の主催するセミナーへの参画・実施
- 五 関係機関との連携協力
- 六 広報活動等への協力

第15条 課（第5条に規定する課をいう。以下同じ。）に係を置く。

2 係に、係長を置く。

3 課に課長補佐、専門員及び専門職員を、係に主任及び係員を置くことができる。

4 課に属する係及び課長補佐、専門員、専門職員の事務分掌については、理事長が別に定める。

(研究班)

第16条 前条第1号にかかる基幹研究等への参画・実施のため、研究班を置く。

2 研究班の組織その他については、別に定める。

(客員研究員)

第17条 研究所に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員は、命を受けて研究所において行う研究に参画する。

3 客員研究員は、非常勤とする。

(運営委員)

第18条 研究所に運営委員21人以内を置く。

2 運営委員は、研究所の管理及び運営に関する重要事項に関し、理事長に助言する。

3 運営委員は、非常勤とする。

(役員会)

第19条 研究所に役員会を置く。

2 役員会は、研究所における業務運営に関する重要事項を審議する。

3 役員会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「総合研究官」を「上席総括研究員」に、「総括主任研究官」を「総括研究員」に、「主任研究官」を「主任研究員」に改める。

一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則

二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所評価委員会規程

三 国立特殊教育総合研究所・筑波大学附属久里浜養護学校連絡会議に関する要項

四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則第8条第3項に定めるワーキンググループに関する要項

五 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の採用、昇任の基準及び定年に関する規程

六 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の選考に関する規則

七 研究職員候補者の審査手続き及び審査基準

八 勤務成績の評定の手続き及び記録に関する細則

九 独立行政法人国立特殊教育総合研究所職員給与規程

十 独立行政法人国立特殊教育総合研究所免許法認定講習規程

十一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究紀要規程

十二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所英文紀要規程

十三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育相談センター規程

附 則

第1条 この規則は、平成18年5月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「教育相談センター」を「教育相談部」に、「教育相談センター長」を「教育相談部長」に改める。

一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則

二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 Web サイト運営要項

三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法人文書管理規程

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(教育相談部に関する特例)

2 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第一項により置かれる 5 部に加えて教育相談部を置き、第 9 条第七号から第九号まで及び第十号の教育相談に係る部分の事務を教育相談部の所掌とする。また、この場合、第 6 条第九号中「教育支援部,」とあるのは「教育支援部, 教育相談部,」と読み替えるものとする。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程

〔平成13年4月2日〕
制 定

平成15年 2月26日改正

平成15年 3月31日改正

平成18年 4月 1日改正

平成19年 3月30日改正

平成20年12月 1日改正

平成22年 3月31日改正

平成23年12月 1日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 会計職員（第7条～第14条）
- 第3章 資産管理（第15条～第26条）
- 第4章 予算（第27条～第28条）
- 第5章 取引及び出納（第29条～第50条）
- 第6章 契約（第51条～第64条）
- 第7章 決算（第65条～第69条）
- 第8章 監査（第70条～第71条）
- 第9章 雑則（第72条～第73条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、経理の適正を期するとともに、経理の統一的処理を通じて財政状態及び経営成績を把握し、もって業務の能率的かつ適正な運営を期することを目的とする。

（準拠規定）

第2条 研究所の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号。以下「個別法」という。）独立行政法人通則法等の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号。以下「政令」という。）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令（平成13年省令第28号。以下「省令」という。）その他の関係法令等に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（会計の原則）

第3条 研究所の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- 一 真実性の原則（研究所の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなけ

ればならない。)

- 二 正規の簿記の原則 (すべての取引について、複式簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。)
- 三 明瞭性の原則 (財務諸表には、必要な会計情報を明瞭に表示しなければならない。)
- 四 重要性の原則 (取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。)
- 五 資本取引・損益取引区分の原則 (資本取引と損益取引を明瞭に区別しなければならない。)
- 六 継続性の原則 (会計処理方法及び手続きを毎年継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。正当な理由によって変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。)
- 七 保守主義の原則 (研究所の財政に将来不利な影響を及ぼす危険がある場合は、慎重な判断に基づく健全な会計処理をしなければならない。)

(財務諸表)

第4条 通則法第38条に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより、別記第1～6号様式により作成するものとする。

- 一 貸借対照表は、研究所の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び資本を記載しなければならない
- 二 損益計算書は、研究所の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する研究所のすべての費用とそれに対応するすべての収益とを記載し当期純利益を表示するとともに、通則法第44条に規定する利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。
- 三 キャッシュ・フロー計算書は、研究所の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、業務活動、投資活動、財務活動の区分を設けてキャッシュ・フローを表示しなければならない
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類においては、研究所の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにしなければならない
- 五 行政サービス実施コスト計算書においては、一会計期間に属する研究所の業務運営に関し、国民が負担するコストを集約し表示しなければならない
- 六 附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足するために作成しなければならない
- 七 前項に定める附属明細書に示した事項以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細についても開示することが適当であると理事長が判断した場合には、これを作成するものとする。

(勘定区分及び勘定科目)

第5条 研究所の経理は、貸借対照表は資産、負債及び資本に、損益計算書は費用及び収益にそれぞれ区分して、取引の整理を行うものとする。

2 前項の各区分に属する勘定科目は、別に定める。

(年度所属区分)

第6条 研究所は、資産、負債、又は資本の増減異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日(その日を決定しがたいときは、その原因となった事実を確認した日)を基準として年度所属を区分する。

第2章 会計職員

(理事長)

第7条 理事長は、研究所のすべての資産を管理する。

- 2 契約その他、収入又は支出の原因となる行為は、契約担当役である理事長又は第3項に規定する契約担当役代理（以下「契約担当役等」という。）でなければこれを行うことができない。
- 3 理事長は、必要があるときは、研究所所属の職員に契約事務を代理させることができる。
- 4 理事長は、必要があるときは、職員のうちから契約担当役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

(出納命令役)

第8条 理事長は、役員または職員のうちから出納命令役1人を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

(出納専門役)

第9条 理事長は、職員のうちから出納専門役1人を任命し、出納命令役の命令に基づく取引の遂行、第20条第1号及び第2号に掲げる資産の出納保管及び帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

- 2 理事長は、必要があるときは、職員のうちから出納専門役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

(指定資産管理者)

第10条 理事長は、研究所の資産のうち、第20条第四号に掲げる資産（以下「指定資産」という。）の維持・管理を図るため、指定資産管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

- 2 指定資産の維持・管理に関してはこの規程に定めるところによるほか、指定資産管理規程（平成13年4月2日制定）の定めるところによる。

(物品管理者)

第11条 理事長は、研究所の資産のうち第20条第3号に掲げる動産（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るため物品管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

- 2 物品の管理に関しては、この規程の定めるところによるほか、物品管理規程（平成13年4月2日制定）の定めるところによる。

(代理)

第12条 理事長は、必要と認める場合には、職員のうちから出納命令役、出納専門役、指定資産管理者、物品管理者の代理を命ずることができる。

(会計職員として指定する職)

第13条 第7条から第12条に規定する会計職員に関し、その指定する職、事務の範囲については、別に定める。

(会計職員の兼職の禁止)

第14条 出納命令役（出納命令役代理を含む。以下同じ。）は、出納専門役（出納専門役代理を含む。以下同じ。）を相兼ねることはできない。

第3章 資産管理

(資産管理責任)

第15条 第2章に規定する会計職員は、研究所の資産の管理並びに業務の経理について善良な管理者の注意を払わなければならない。

- 2 前項に規定する職員が、故意又は重大な過失により、研究所に損害を与えたとき、又は善良なる管理者の注意を怠り、その保管に係る資産を亡失し又は損傷したときは、弁償の責に任ずるものとする。
- 3 第1項に規定する以外の役員及び職員が、故意又は重大な過失により、資産を亡失し又は損傷しその他研究所に損害を与えたときは、弁償の責に任ずるものとする。

(資産の価額)

第16条 資産の価額は原則として当該資産の取得価額によるものとする。

- 2 無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得価額とする。
- 3 政府から現物出資として受け入れた固定資産については、個別法第5条第3項に規定する評価委員会が決定した価額を取得価額とする。
- 4 たな卸資産については、原則として購入代価に、先入先出法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額より下落した場合には時価によるものとする。

(固定資産の計上基準)

第17条 研究所が、所有し、かつ加工や売却を予定していない財貨のうち、耐用年数が1年以上で、1個または1組の取得価額が50万円以上の財貨は、貸借対照表上固定資産として計上する。

- 2 前項の規定により、一旦固定資産として計上した資産については、償却完了後においても当該資産が除却されるまでの間は、残存価額により貸借対照表に計上しなければならない。
- 3 非償却資産については、金額にかかわらず固定資産に計上しなければならない。

(建設仮勘定)

第18条 有形固定資産の建設または製作の目的をもってする支出は、建設仮勘定により整理するものとする。

- 2 前項の規定により整理した支出は、当該固定資産が使用開始の状態に至ったときは、遅滞なく該当科目に振替えなければならない。

(資本的支出)

第19条 固定資産の取得後に行われる改良又は修繕に係わる支出で、当該固定資産の価値を高めるもの、又は耐用年数を延長させるものについては、資本的支出として固定資産の価額に算

入する。

（資産の保管）

第20条 資産の保管は次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 現金（小切手を含む）、預金若しくは貯金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、厳重な鍵のかかる容器に保管しなければならない
- 二 国債その他文部科学大臣の指定する有価証券は、銀行、信託会社又は証券会社に保護預けをしなければならない。
- 三 前各号に掲げる動産及び次号に掲げる動産以外の動産の保管は別に定めるところによる。
- 四 土地及びその定着物、建物（建物附属設備を含む）、構築物、特許権、借地権、著作権、その他これらに準ずる権利に関する維持管理については別に定めるところによる。

（資産の処分等の制限）

第21条 研究所は、文部科学省令で定める研究所の権利に係る土地並びに施設及び設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 ただし、中期計画に定めた場合であつて、その計画に従つて当該財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

（資産の貸付け及び譲渡）

第22条 研究所は、その保有する資産を正当な対価なく貸付け又は譲渡してはならない。この場合賃貸料は前納させなければならない。ただし国若しくは地方公共団体に貸付ける場合又は賃貸期間が六ヶ月以上にわたる場合には定期的に納付させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に研究所の業務の遂行に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て無償で貸し付け又は譲渡することができる。

（固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等）

第23条 固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等の手続きについては、別に定めるところによる。

- 2 固定資産は、次の場合に除却することができる。
 - 一 災害又は盗難等により滅失したとき
 - 二 著しく減耗し、使用に耐えないとき
 - 三 陳腐化しあるいは不適用化して使用を停止したとき
 - 四 譲渡するとき

（有形固定資産の減価償却）

第24条 有形固定資産のうち償却資産については、毎事業年度末において、資産の種類ごとに定額法により減価償却をしなければならない。

- 2 前項の規定により減価償却する場合における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによる。ただし資産の使用状況、環境の変化等により実態とかけ離れたものであるときは耐用年数を変更することができる。
- 3 耐用年数が変更されたときは、軽微な場合を除き、変更の旨、変更の内容及び財務諸表に及ぼす影響について財務諸表に注記しなければならない。

（無形固定資産の減価償却）

第25条 無形固定資産は、毎事業年度末において、当該資産の取得のために支出した金額を基礎とし、残存価格を零として、当該資産の有効期間、期間の定めがないものは理事長が別に定める期間により定額法によって減価償却しなければならない。

（事故報告）

第26条 第8条から第12条に規定する会計職員は、その保管に係る資産又は帳簿を亡失したときは遅滞なくその事実を調査し理事長に報告しなければならない。

第4章 予算

（予算の作成）

第27条 通則法第30条第2項第3号に規定する中期計画事項の予算、収支計画及び資金計画は、別記第7～10号様式により作成し、予算積算の根拠を明らかにした書類を添付するものとする。

（予算の執行）

第28条 理事長は、国からの予算措置に基づいて、その実行計画を定め、業務の合理的かつ能率的な運営を図るものとする。

第5章 取引及び出納

（取引金融機関の指定等）

第29条 理事長は、取引金融機関を指定しなければならない。

（登録印鑑）

第30条 取引金融機関に登録する印鑑は、公印規程第3条に規定する銀行取引印としなければならない。

（余裕金の運用）

第31条 理事長は、余裕金の運用に当たっては、通則法第47条に規定する方法により業務の執行に支障のない範囲内でこれを効率的に行うものとする。

（取引命令）

第32条 取引は、すべて、出納命令役の命ずるところにより出納専門役が行うものとする。ただし、出納命令役の不在その他の事故のある場合において、法令又は契約書の定めるところにより収納または支払をしなければならないとき、その他緊急止むを得ない理由があるときは、出納専門役は、出納命令役の命令によらないで収納又は支払いをすることができる。

2 出納専門役は、前項ただし書の規定により収納又は支払をしたときは、その理由を明らかにして、遅滞なく出納命令役に報告しなければならない。

（手形等による取引の制限）

第33条 出納専門役及びその補助者は、手形その他の商業証券（研究所が振出す小切手を除く。）

をもって取引をしてはならない。ただし、止むをえない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他商業証券で確実なものを、担保として受領するときは、この限りでない。

（預金の払戻命令）

第34条 出納命令役は、預金を現金によって払い戻すことを命ずることができない。ただし、第29条に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、及び第45条に規定する口座振込みによる支払いをする場合においてはこの限りでない。

（出納の締切）

第35条 出納命令役は、毎月の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納専門役は、出納締切時刻後速やかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下「現金等」という。）の在高とを照合しなければならない。

（伝票）

第36条 取引は、すべて、別記11号書式による伝票によって処理しなければならない。

2 伝票は、収入伝票、支出伝票、振替伝票とする。

（帳簿）

第37条 出納専門役は、別記第12号様式による仕訳帳、別記第13号様式による総勘定元帳及び補助簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。ただし仕訳帳は、前条に規定する伝票をもってこれに代えることができる。

2 補助簿は、現金出納簿、その他必要と認める帳簿とする。

（予算差引簿）

第38条 出納専門役は、前条で規定する複式簿記による帳簿の他、予算差引簿を備えなければならない。

（照合の責任）

第39条 出納専門役は、毎月末日、元帳口座の金額について関係帳簿等と照合して記入の正確を確認し、その証として確認印を押印するものとする。

（収納手続）

第40条 出納専門役は、研究所の収入となるべき金額を収納しようとするときは、原則として、債務者に対して書面により債務の請求を行うものとする。

2 収納は現金の受入、銀行振込通知書等により確認するものとする。

3 収納を確認したときは、領収証書を納入者に交付し、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

4 収納金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日において銀行に預け入れなければならない。ただし、領収金額が20万円に達するまでは、40日分までの金額を取りまとめて銀行に預け入れることができる。

（督促）

第41条 出納専門役は、納入期限までに払込みをしない債務者に対してその払込みを督促し収

入の確保を図らなければならない。

（支払手続）

第42条 出納専門役は、支払をする場合には、必ず債権者から領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

（支払方法）

第43条 出納専門役は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもって支払をすることができる。

- 一 研究所の役員及び職員に支払をするとき
- 二 受取人が小切手による受領を拒んだとき
- 三 常用の雑費の支払いで一件の取引金額が10万円を超えないとき
- 四 前3号に掲げる場合のほか、特に必要があり、あらかじめ理事長が承認したとき

2 出納専門役は、前項の規定により現金をもって支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは原則として自己を受取人とする小切手を振出すものとする。

3 第一項の現金は、収納した現金をもって充ててはならない。

（小切手事務の取扱）

第44条 小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納専門役又はその補助者でなければ行うことができない。

2 小切手は、出納命令役が印を押しした当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出すことができない。

3 小切手の振出年月日の記入及び押印は当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

（口座振替の方法による支払）

第45条 出納専門役は、債権者の預金口座または貯金口座への振込みの方法により支払をする場合は、第43条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して、当該金融機関に支払いをさせることができる。

2 出納専門役は、前項の規定により必要な資金を金融機関に交付した場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により支払をしたときは、第42条に規定する領収証書は、取引銀行の発行する領収証書等をもって支払いの相手方の領収証書にかえることができる。

（前金払）

第46条 出納専門役は、次の各号に掲げる経費を除くほか、前金払をすることができない。

- 一 外国から購入する物品の代価（購入契約に係る物品を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）
- 二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料
- 三 土地、建物その他の財産の賃借料及び保険料
- 四 運賃
- 五 研究又は調査の受託者に支払う経費

- 六 諸謝金
- 七 電話、電気、ガス及び水道料金
- 八 官公署に対して支払う経費
- 九 負担金
- 十 工事請負契約における代価
- 十一 その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

(概算払)

第47条 出納専門役は、次に掲げる経費を除くほか、概算払をすることができない。

- 一 旅費
- 二 外国人招聘時における滞在費
- 三 官公署に対して支払う経費
- 四 負担金
- 五 その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

(立替払)

第48条 有料道路の通行料、テキスト代等軽微なもの、又は通常立替払しなければ研究等の業務に支障を生じる場合において、経費の立替払を行おうとするときは、出納専門役の承認を得てこれを行うことができる。

(部分払)

第49条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物品の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払い金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の金額まで支払うことができる。

(寄附金)

第50条 理事長は、寄附金の申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、寄附金として受け入れることができる。

第6章 契約

(契約の方式)

第51条 契約担当役等は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合においては、第52条及び第53条に規定する場合を除き、不特定多数のものに申込みをさせることにより競争入札（以下「一般競争」という）に付し、申込みに係る者のうち研究所にとって最も有利な条件をもって申込みをした者と契約しなければならない。

(指名競争)

第52条 契約担当役等は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は指名競争に付することができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合。
 - 二 一般競争に付することが不利と認められる場合
 - 三 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき
 - 四 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき
 - 五 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき
 - 六 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき
 - 七 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき
 - 八 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき
- 2 指名競争に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

(随意契約)

第53条 契約担当役等は、第51条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は随意契約によることができる。

- 一 契約の性質または目的が競争を許さないとき
 - 二 緊急の必要により競争に付することができないとき
 - 三 競争に付することが不利と認められるとき
 - 四 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき
 - 五 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
 - 六 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき
 - 七 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき
 - 八 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき
 - 九 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき
 - 十 運送又は保管をさせるとき
 - 十一 国、地方公共団体その他の公法人与契約するとき
 - 十二 外国で契約するとき
 - 十三 競争に付しても入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき
 - 十四 落札者が契約を結ばないとき
- 2 前項第13号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第14号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(入札保証金)

- 第54条 契約担当役等は、競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、入札に参加するものが資力信用があり、経営状態が良く、受注能力等があり落札した後に契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるときは、その納付を免除することができる。
- 2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(入札に関する事項)

第55条 競争入札に付そうとする場合の競争に参加する者に必要な資格、入札の公告、入札説明書及びその他競争入札に必要な事項については別に定めるところによる。

（予定価格の作成）

第56条 契約担当役等は、契約をする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の仕様書、設計書等によってその予定価格を書面により作成しなければならない。ただし次に掲げる場合は予定価格調書の作成を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約
- 二 予定価格が100万円を超えない随意契約で契約担当役等が予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるもの。

（落札の方式）

第57条 契約担当役等は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- 2 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。
- 3 第1項若しくは第2項に規定するところによる場合は、入札公告又は入札説明書において明記のうえ申込みをさせなければならない。

（契約書の作成）

第58条 契約担当役等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合においては、これを省略することができる。

- 一 契約金額が150万円を超えないものをするとき
 - 二 せり売りに付するとき
 - 三 物件を売り払う場合において、買請人が代金を即納してその物件を引取るとき
 - 四 第1号に規定するもの以外の随意契約について、契約担当役等が契約書を作成する必要がないと認めるとき
- 2 契約担当役等は、第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（契約保証金）

第59条 契約担当役等は、研究所と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契

約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、前条第1項第1号から第3号に該当する場合、その他その必要がないと認める場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(監督)

第60条 契約担当役等は、契約を締結した場合において、自らまたは補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない。

(検査)

第61条 契約担当役等は、自ら又は補助者に命じて、契約の履行完了についての検査をしなければならない。

(監督及び検査の委託)

第62条 契約担当役等は、特に必要があると認めるときは、監督及び検査を研究所の職員以外の者に委託して行わせることができる。

(兼職の禁止)

第63条 契約担当役等から検査を命ぜられた補助者及び前条の規定により検査を委託された者は、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

第64条 第61条及び第62条に規定する検査を行った者は、検査を完了した場合においては、別に定める場合を除き検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

第7章 決算

(月次報告)

第65条 出納専門役は、毎月末に合計残高試算表を作成し、出納命令役の証明を受けた後、理事長に提出しなければならない。

(年度末決算報告書の作成)

第66条 出納専門役は、毎事業年度末日において決算整理し、元帳を締め切り予算の区分に従い決算報告書を作成しなければならない。

(財務諸表等の提出)

第67条 出納専門役は、第4条の規定により作成した財務諸表及び前条の決算報告書を、出納命令役の証明を受けた後、監事の監査を受け、その意見を付して、理事長に提出しなければならない。

(たな卸し)

第68条 出納専門役は、毎事業年度末日（当該末日が休日に当たるときは、その翌日を当該末日とみなす。以下同じ。）において、たな卸し資産のたな卸を行い、それに基づいて、たな卸し資産の明細表を作成しなければならない。ただし重要性の乏しいものは全額費用処理することができる。

2 前項の規定によりたな卸しをする場合には、あらかじめ職員のうちから理事長の指名する者がこれに立ち会い、その者が確認の証として、たな卸表に記名捺印しなければならない。

(決算整理)

第69条 減価償却等の決算整理については、別に定めるところによる。

第8章 監査

(監査)

第70条 監事は、自ら又は監査を行う職員に命じて、毎事業年度末日及び出納専門役等の異動があったときその他必要と認めるときにおいて、資産及び会計の監査を行わなければならない。

(監査の立会い)

第71条 前条に規定する監査の際には、出納専門役、指定資産管理者及び物品管理者は立ち会わなければならない。

2 監査に関する事項については、この規程に定めるところによるほか、別に定めるところによる。

第9章 雑則

(関係書類の保存)

第72条 研究所の会計に関する財務諸表、帳簿及び伝票等の関係書類の保存期間は別に定める。

(その他)

第73条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年１２月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。ただし、改正後の第５条の規程は、平成２３年度の経理から適用する。

貸 借 対 照 表

(平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金	-	
有価証券	-	
受取手形	-	
貸倒引当金	-	
売掛金	-	
貸倒引当金	-	
たな卸資産	-	
前払費用	-	
未収収益	-	
未収金	-	
固定資産使用料	-	
その他の未収金	-	
仮払金	-	
概算払旅費	-	
労災保険料	-	
雇用保険料	-	
その他の仮払金	-	
その他の流動資産	-	
流動資産合計	-	-

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	
構築物	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	
機械装置	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	
車両運搬具	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	
工具機具備品	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	
土地	-	
建設仮勘定	-	
その他の有形固定資産	-	
有形固定資産合計	-	-

2 無形固定資産

特許権	-	
借地権	-	
ソフトウェア	-	
電話加入権	-	
著作権	-	
その他の無形固定資産	-	
無形固定資産合計	-	-

3 投資その他の資産

投資有価証券	-	
長期前払費用	-	
長期性預金	-	
その他の長期資産	-	
計	-	
固定資産合計	-	-
資産合計	-	-

負債の部

I 流動負債

運 営 費 交 付 金 債 務	-	
預 り 施 設 費	-	
預 り 補 助 金	-	
預 り 寄 附 金	-	
短 期 借 入 金	-	
買 掛 金	-	
未 払 金	-	
未 払 費 用	-	
前 受 り 金	-	
預 り 金	-	
前 受 収 益	-	
引 当 金	-	
仮 受 金	-	
そ の 他 の 流 動 負 債	-	
流 動 負 債 合 計	-	-

II 固定負債

資 産 見 返 負 債		
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金	-	
資 産 見 返 寄 附 金	-	
資 産 見 返 物 品 受 贈 額	-	
建 設 仮 勘 定 見 返 施 設 費	-	-
長 期 預 り 寄 附 金	-	
長 期 借 入 金	-	
引 当 金	-	
長 期 未 払 金	-	
そ の 他 の 固 定 負 債	-	
固 定 負 債 合 計	-	-
負 債 合 計	-	-

資本の部

I 資本金

政 府 出 資 金	-	
資 本 金 合 計	-	-

II 資本剰余金

資 本 剰 余 金		
施 設 費	-	
目 的 積 立 剰 余 金	-	
運 営 費 交 付 金	-	
寄 付 金	-	
譲 与	-	-
損益外減価償却累計額（一）	-	
損益外減損損失累計額（一）	-	
資本剰余金合計	-	-

III 利益剰余金（又は繰越欠損金）

前中期目標期間繰越積立金	-	
目 的 積 立 金	-	
積 立 金	-	
当 期 未 処 分 利 益	-	
（又は当期末処理損失）	-	
（内当期総利益（又は当期総損失） 千円）	-	
利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	-	-

資 本 合 計 -

負 債 資 本 合 計 -

（注記事項）

運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積り額は

千円

損 益 計 算 書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

経常費用			
業務経費			
人件費	-		
減価償却費	-		
一般研究経費	-		
特別研究経費	-		
研修・講習事業経費	-		
情報・普及事業経費	-		
教育相談事業経費	-		
国際協力研究経費	-	-	
一般管理費			
人件費	-		
減価償却費	-		
管理経費	-	-	
財務費用			
支払利息	-		
その他	-	-	
雑損			-
経常費用合計			-
経常収益			
運営費交付金収益		-	
資産貸付収入		-	
文献複写料収入		-	
国からの受託収入		-	
国以外からの受託収入		-	
補助金収益		-	
寄附金収益		-	
施設費収益		-	
資産見返負債戻入		-	
資産見返運営費交付金戻入	-		
資産見返寄付金戻入	-		
資産見返物品受贈額戻入	-	-	
物品受贈益		-	
財務収益			
受取利息	-		
その他	-	-	
雑益			-
経常収益合計			-
経常利益			-
臨時損失			
固定資産除却損		-	
災害損失		-	
過年度消耗品費			
減損損失		-	-
臨時利益			
還付消費税等		-	
固定資産売却益		-	
過年度物品受贈益			
その他		-	-
当期純利益			-
目的積立金取崩額			-
当期総利益			-

別記第3号様式

キャッシュ・フロー計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	-XXX
人件費支出	-XXX
その他の業務支出	-XXX
運営費交付金収入	XXX
国以外からの受託収入	XXX
寄付金収入	XXX
補助金収入	XXX
資産貸付収入	XXX
文献複写料収入	XXX
その他の業務収入	XXX
小計	XXX
利息の受取額	XXX
利息の支払額	-XXX
国庫納付金の支払額	-XXX
業務活動によるキャッシュ・フロー	XXX
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-XXX
有価証券の売却による収入	XXX
有形固定資産の取得による支出	-XXX
有形固定資産の売却による収入	XXX
施設費による収入	XXX
施設費の清算による返還金の支出	-XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー	XXX
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	-XXX
短期借入れによる収入	XXX
金銭出資の受入による収入	XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー	XXX
IV 資金に係る換算差額	XXX
V 資金増加額	XXX
VI 資金期首残高	XXX
VII 資金期末残高	XXX

(注記事項)

- (1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	XXX 千円
----------	--------
- (2) 重要な非資金取引

現物出資等の受入による資産の取得	
土地	XXX 千円
建物	XXX 千円
その他	XXX 千円

別記第4号様式

利益の処分に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

(単位：千円)

I 当期未処分利益			
当期総利益		-	-
前期繰越欠損金	-		
II 利益処分量			
積立金		-	
独立行政法人通則法 第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額			
A 目的積立金	-		
B 目的積立金	-	-	-

損失の処理に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

(単位：千円)

I 当期未処理損失			
当期総損失 (当期総利益)	-		-
前期繰越欠損金	-		
II 損失処理額			
目的積立金取崩額	-		
積立金取崩額	-		-
III 次期繰越欠損金			-

別記第5号様式

行政サービス実施コスト計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

I 業務費用			-
業務経費	-		
一般管理費	-		
財務費用	-		
固定資産売却損	-		
雑損	-	-	
(控除)			
国からの受託収入	-		
寄付金収益	-		
財務収益	-		
資産貸付収入	-		
文献複写料収入	-		
資産見返寄付金戻入	-		
その他の収入	-	-	
II 損益外減価償却相当額			-
III 損益外減損損失相当額			-
IV 引当外退職手当増加見積額			-
V 機会費用			
国有財産無償使用の機会費用	-		
政府出資等の機会費用	-		-
VI (控除)			
国庫納付額			-
VII 行政サービス実施コスト			-

(注記事項)

機会費用の計算方法

政府出資等の機会費用の計算利率については、国債の利回り及び昨今の市場情勢を勘案し、 %としている。

別記第6号様式

その1

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第86特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む）の明細

（単位：千円）

資産の種類		期首	当期	当期	期末	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末	摘 要
		残高	増加額	減少額	残高		当期償却額		当期償却額	残高	
有形固定資産 （償却費 損 益 内）	車両運搬具										
	工具機具備品										
	計										
有形固定資産 （償却費 損 益 外）	建 物										
	構築物										
	計										
非償却資産	土 地										
有 形 固 定 資 産 合 計	建 物										
	構築物										
	車両運搬具										
	工具機具備品										
	土 地										
	計										
無 形 固 定 資 産	電話加入権										
	計										
そ の 他 の 資 産											
	計										

その 2

たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首 残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	そ の 他	払 出 ・ 振 替	そ の 他		

その 3

有価証券の明細

①流動資産として計上された有価証券

(単位：千円)

売買目的 有価証券	銘柄	取得価格	時価	貸借対照 表計上額	当期損益に含 まれた評価損益	摘 要
	計					
満期保有目的 債券	種類及び銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	摘 要
	計					
貸借対照表 計上額合計						

その 4

②投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有目的 債券	種類及び 銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	摘 要	
	計						
関係株式会社	銘柄	取得価格	純資産に持 分割合を乗 じた価格	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	摘 要	
	計						
その他有価証券	種類及び 銘柄	取得価格	時価	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	その他有価 証券評価差 額	摘要
	計						
貸借対照表 計上額合計							

その 5

資本金及び資本剰余金の明細及び増減

(単位：千円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資 本 金	政府出資金					
	計					
資 本 剰 余 金	無償譲与					
	施設費					
	その他					
	計					
	損益外減価償却 累計額					
	損益外減損損失 累計額					
	差引計					

その 6

積立金等の明細及び目的積立金の取崩し額の明細

①積立金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
通則法 4 4 条 1 項積立金					
通則法 4 4 条 3 項積立金					

②目的積立金の取崩し額の明細

(単位：千円)

区 分		金 額	摘 要
目 的 積 立 金 取 崩 額			
	計		
そ の 他			
	計		

その7

運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1) 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金当 期 額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	資本剰余金	小計	
〇〇年度							
合 計							

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

(単位：千円)

区分		金額	内訳
成果進行 基準による 振替額	運営費交付金 収益		
	資産見返運営 費交付金		
	資本剰余金		
	計		
期間進行 基準による 振替額	運営費交付金 収益		
	資産見返運営 費交付金		
	資本剰余金		
	計		
費用進行 基準による 振替額	運営費交付金 収益		
	資産見返運営 費交付金		
	資本剰余金		
	計		
会計基準第80第3項による 振替額			
合計			

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：千円)

交付年度	運営費交付金債務残高		内訳
〇〇年度	成果進行基準 を採用した業 務に係る分		
	期間進行基準 を採用した業 務に係る分		
	費用進行基準 を採用した業 務に係る分		
	計		

その 8

国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

(単位：千円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	その他	
計					

②補助金等の明細

(単位：千円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘 要
		建設仮勘定 補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
計							

その 9

役員及び職員の給与費の明細

区 分	報酬又は給与		退職給付	
	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	千円 ()	名 ()	千円 ()	名 ()
職 員	千円 ()	名 ()	千円 ()	名 ()
合 計	千円 ()	名 ()	千円 ()	名 ()

別記第 7 号様式

○中期計画予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
計	
支 出	
計	

[運営費交付金の算定ルール]

[注記]

別記第8号様式

施 設 ・ 設 備 に 関 す る 計 画

施設・設備の内容	予定額（千円）	財 源

別記第9号様式

平成 年度～平成 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	
財務費用	
臨時損失	
収益の部	
運営費交付金収益	
資産見返負債戻入	
臨時利益	
純利益	
目的積立金取崩額	
総利益	

別記第 10 号様式

平成 年度～平成 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 翌年度への繰越金 資金収入 業務活動による収入 投資活動による収入 施設費による収入 その他の収入 財務活動による収入 前年度よりの繰越金	

別記第11号様式

收入（支出・振替）伝票

會計区分：

プロジェクト：

伝 票 NO

起 票	年 月 日	収入（支出・振替） 確印	契約担当役	出納命令役	出納専門役	監査員	起 票
完了年月日	年 月 日						
※収入（支出・確認）	年 月 日						
小切手（請求書）番号							

(単位：円)

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘 要
借方合計		貸方合計		

※欄は、収入伝票にあっては、収入年月日、支出伝票にあっては支出年月日、振替伝票にあっては確認年月日を記載するものとし、出納専門役の認印を押す。

仕 訳 帳

(単位：円)

日付	摘 要	元 丁	借方金額	貸方金額

総 勘 定 元 帳

勘定科目名 _____

(単位：円)

日付	相 手 方	摘 要	伝票番号	借方金額	貸方金額	貸借	差引残高

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則

平成13年4月2日
制 定

平成15年 2月14日改正
平成16年 3月31日改正
平成18年 4月 1日改正
平成18年10月 1日改正
平成19年 2月 1日改正
平成19年 3月30日改正
平成20年 2月29日改正
平成20年 7月30日改正
平成20年12月 1日改正
平成21年 3月31日改正
平成21年11月 1日改正
平成22年 3月31日改正
平成23年 4月 1日改正
平成24年 3月30日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 会計職員（第3条～第7条）
- 第3章 資産保管金庫の管守（第8条～第11条）
- 第4章 予算（第12条）
- 第5章 取引及び出納（第13条～第22条）
- 第6章 寄附金（第23条～第27条）
- 第7章 契約
 - 第1節 総則（第28条～第30条）
 - 第2節 競争参加者の資格（第31条～第34条）
 - 第3節 公告及び競争（第35条～第52条）
 - 第4節 落札者の決定（第53条～第56条）
 - 第5節 随意契約（第57条～第58条）
 - 第6節 契約の締結（第59条～第66条）
 - 第7節 監督及び検査（第67条～第71条）
 - 第8節 代価の納入及び支払（第72条～第77条）
 - 第9節 物品の機種選定（第78条～第82条）
 - 第10節 仕様の策定（第83条～第85条）
 - 第11節 技術審査（第86条～第88条）
- 第8章 決算（第89条～第92条）
- 第9章 監査（第93条～第97条）
- 第10章 雑則（第98条～第99条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（平成13年4月2日制定。以下「会計規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(収入支出の年度所属区分)

第2条 会計規程第6条に規定する「その原因となる事実の発生した日を決定し難い場合」は、次の日を基準として年度所属を区分する。

- 一 電話料、後納郵便料、電気料、ガス料及び水道料について、その利用期間が明らかでない場合には、その支払いの請求のあった日の属する年度とする。
- 二 前号に該当しないもので、事業年度末をもって債権、債務の額の確定が困難なものについては、支払をした日の属する年度又は収納した日の属する年度とする。

第2章 会計職員

(契約担当役代理)

第3条 会計規程第7条第3項の規定により契約事務を代理させることができるのは、理事長に事故がある場合に限るものとし、契約担当役代理として指定する職は理事とする。

(会計職員及び代理)

第4条 会計規程第8条から第11条に規定する会計職員及び同規程第12条に規定する会計職員の代理に関する事務を別表第1から第4に定めるとおり任命し又は代理させる。

(契約担当役の補助者)

第5条 会計規程第7条第4項の規定により契約担当役補助者を別表第5に定めるとおり任命する。

(出納専門役の補助者)

第6条 会計規程第9条第2項の規定により出納専門役の補助者に関する事務を別表6に定めるとおり任命する。

(事務引継ぎ)

第7条 会計職員の事務を担当する者が交替したときは、前任者は速やかに、後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 前項の事務の引継ぎを行う場合には、前任者異動の前日をもって帳簿を締切り、引継ぐべき帳簿及び関係書類の名称、件数、引継日その他必要な事項を記載した引継書を2部作成し、後任者とともに記名捺印し、うち、1部を当該引継物件に添えて後任者に引継ぐものとする。ただし、前任者に事故があつて引継ぎの事務ができないときは、後任者のみで引継ぎの事務を行うことができる。
- 3 出納専門役は前項の規定によるほか、帳簿の締切りをした日における現金・預金残高調書、有価証券残高調書、取引金融機関の預金現在高証明書及び金融機関又は証券会社の有価証券残高証明書を引継書に添付し、帳簿との照合・確認をしたときは、それぞれの末尾余白に引継年月日を記入し、記名捺印しなければならない。

- 4 事務の引継ぎを終ったときは、後任者は事務引継ぎ報告書を理事長に提出しなければならない。

第3章 資産保管金庫の管守

（金庫の管守）

第8条 会計規程第20条に規定する、厳重な鍵のかかる容器（以下「金庫」という。）を、安全かつ確実に管守するために、金庫の管守を行うべき者（以下「管守責任者」という。）及び管守責任者に事故ある場合の管守責任者代理について、別表7のとおり定める。

- 2 管守責任者（代理を含む。以下同じ。）は金庫の内部を整理、整頓し、常に安全確実に、善良な管理者の注意をもって管守しなければならない。

（鍵の保管）

第9条 金庫の鍵は、管守責任者が保管し、開閉は管守責任者が自ら行わなければならない。

（交替時の引継ぎ）

第10条 管守責任者が交替するときは、前任管守責任者はその保管に係る金庫の鍵・記号等を、後任の管守責任者に引き継ぐものとする。

（事故発見時の措置）

第11条 管守責任者は、その管守に係る金庫又は金庫に保管中のものに異常又は事故あることを発見したときは、現状をそのままに維持して直ちに出納命令役を経由して理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

第4章 予算

（実行予算の配分）

第12条 出納専門役は、毎事業年度当初に、当該年度の実行予算配分案を作成し、出納命令役の意見を添えて理事長の承認を受けなければならない。

第5章 取引及び出納

（預金口座）

第13条 金融機関との取引を開始又は廃止しようとするときは、その事由並びに金融機関店名、口座種別及び口座名義を明記して、理事長の決裁を受けなければならない。

（残高照合）

第14条 出納専門役は、現金現在高について毎日出納を終了したときに現金出納簿の残高と照合し、また預金現在高については、毎年度末に取引金融機関から預金残高証明書等を徴するなどして、元帳の残高と照合しなければならない。

- 2 前項の預金現在高の照合にあたって不突合があるときは、その理由及び金額等を明らかにしなければならない。

(支払方法)

第15条 出納専門役は、法令・契約等に定めのある場合を除き、特定の日を支払日と定めることができる。

(小切手の振出)

第16条 出納専門役は、小切手で支払いを行うときは取引金融機関の当座預金残高を調査のうえ、次の各号に掲げるところにより、預金残高の範囲内で、当該小切手を振出して交付するものとする。

- 一 小切手は、原則として横線引きとすること。ただし、受領者が希望し、かつ、業務上支障がないと認められるときは、持参人払式とすることができる。
 - 二 小切手帳は、1冊あて番号順に使用すること。
 - 三 小切手の券面金額は、印字機を用いて、アラビア数字により表示すること。
 - 四 小切手の券面額は訂正してはならないこと。
 - 五 小切手の券面額以外の記載事項を訂正するには、その訂正を要する部分に＝線を引き、その上部または、右側に正書し、かつ、当該訂正箇所の上方の余白に訂正した旨、及び訂正した文字の数を記載して出納専門役の印を押さなければならないこと。
 - 六 小切手の振出年月日の記載、押印及び切り離しは、当該小切手を受領者に交付するときに行うこと。
 - 七 書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を朱書したうえ「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておくこと。
 - 八 使用済小切手帳は一連番号を付して、5年間保存すること。
- 2 出納専門役は、使用小切手帳が不用になったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに取引金融機関に返還して領収証書を受け取り、原符とともに保存しておくものとする。

(期限経過後の小切手)

第17条 出納専門役は、振り出した小切手が振り出した日から起算して1年を経過後で未払のもの（以下「期限経過小切手」という。）があるときは、支払銀行に支払委託の取消しを依頼しなければならない。

- 2 出納専門役は、期限経過小切手について、その振出年月日、小切手番号、券面金額、受領者、支払銀行その他必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役へ通知しなければならない。
- 3 出納命令役は、前項の通知があったときは、預り金として整理しなければならない。
- 4 出納専門役は、期限経過小切手について当該小切手の受領者から小切手法（昭和8年法律第57号）第72条に定める利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。
 - 一 利得償還請求書
 - 二 期限経過小切手
 - 三 その他必要な書類

(事故小切手の処理)

第18条 出納専門役は、振り出した小切手について紛失、盗難等のため小切手の受領者から支払停止手続の要請があったときは、直ちに支払銀行に対して支払の停止を依頼しなければならない。

- 2 出納専門役は、事故小切手についてその振出年月日、小切手番号、受領者、支払銀行その他

必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役に通知しなければならない。

- 3 出納命令役は、前項の通知があったときは、前条第3項の規定に準じて処理するものとする。
- 4 出納専門役は、第1項の支払停止手続の要請があったときは、速やかに小切手の受領者に事故届及び当該事故について警察署に届け出たことを証する書類を提出させなければならない。
- 5 出納専門役は、事故小切手について、当該事故小切手の受領者から利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。
 - 一 利得償還請求書
 - 二 除権判決の正本
 - 三 その他必要な書類

(利得の償還)

第19条 出納命令役は、利得償還を行うときは、期限経過小切手及び事故小切手の振出しが前事業年度以前の支出に係るものは、当該事業年度の支出金の支出として整理するものとする。

(証拠書)

第20条 証拠書とは、伝票、契約書（請書）、請求書、領収証書、検収書その他取引の事実を立証するに足るものをいう。

(証拠書の取扱い)

第21条 証拠書の取扱いについては、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 領収証書の金額、摘要及び日付の確認を行うこと。
 - 二 領収証書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、受領者が外国人であるときは、受領者の署名をもって押印に代えることができる。
 - 三 証拠書のコピーは、訂正しないこと。ただし、旅費規程第5条別紙様式の旅行命令・依頼書及び同規程第12条別紙旅費計算・精算書については、同条第5項の規定により訂正できるものとする。また、交通費支給基準第5条別紙様式交通費命令簿及び交通費請求書についても、交通費支給基準第5条第2項により訂正できるものとする。
 - 四 伝票は、契約書、請求書、その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明瞭に記載のうえ、合計欄の金額の頭にその国の通貨の呼称単位を記入すること。
 - 五 証拠書は原本に限ること。ただし、原本によりがたいときは、証明責任者が原本と相違ない旨を証明した謄本をとってこれにかえることができる。
 - 六 外国文で記載した証拠書及びその付属書類には訳文を添付すること。
 - 七 外国通貨を基礎とし、又は外国通貨で収支したものは、換算に関する書類を証拠書に添付すること。
- 2 伝票の誤記を訂正するときは、次の各号に掲げるところによる。
- 一 決裁済の勘定科目及び勘定科目相互間の金額の訂正は、振替伝票を発行して行うものとし、摘要欄に訂正の理由、訂正すべき伝票の日付及び番号等を記載しなければならない。
 - 二 前号以外の記載事項の訂正を行うときは、＝線をもって抹消し、作成者が押印をした上、その上方に正当な字句又は数字を記載しなければならない。

(証拠書の保管)

第22条 証拠書は、日付順、番号順に編さんして出納専門役が保管しなければならない。た

だし、別に指定するものについては、この限りでない。

第6章 寄附金

（寄附金の受入）

第23条 理事長は、次に掲げる寄附金については、これを受け入れるものとする。

- 一 研究所の中期計画に定める業務に要する経費
- 二 その他特別支援教育の振興を図ることに要する経費
- 2 理事長は、寄附金を受け入れようとする場合には、別紙第1号様式による寄附申出書により、その申し出でを受けるものとする。
- 3 理事長は、前項の申出について適当であると認めたときは、別紙第2号様式による寄附受入書を、当該申出者に送付するものとする。

（寄附金受入の制限）

第24条 理事長は、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 その他、理事長が特に支障があると認める条件。

（研究助成金等）

第25条 研究関係公益法人等から研究所の研究者個人に助成金等が供与された場合、助成等の趣旨が当該研究者の職務上の教育、研究を援助しようとするものであれば、原則として当該研究者が改めて研究所に使途特定寄附金として寄附するものとする。

（寄附金の使途およびその変更）

第26条 寄附金は、寄附の目的に従い使用しなければならない。ただし、寄附目的が達せられ、その残額が1千円未満の少額である場合には、第23条に規定する他の目的に使用することができる。

（寄附金の経理）

第27条 寄附金の経理は、この細則に定めるもののほか、会計規程、その他研究所の関係規程により、適切に経理しなければならない。

2 寄附金は、寄附金別受払簿を備え、寄附金毎に所要の事項を記載して整理しなければならない。

第7章 契約

第1節 総則

（WTO 政府調達協定）

第28条 産品及びサービスの調達に際しては、WTO 政府調達の協定の手続に則って行うもの

とする。

- 2 前項の協定に基づく義務を確保するために、同協定に適合した実施基準を別に定める。

第29条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の契約に関しては、会計規程及びこの細則に定めるところに抵触しない限りにおいて、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）を準用するものとする。

（契約伺の作成）

第30条 会計規程第51条又は第52条により競争契約に付そうとするとき、又は契約書の作成を省略しないで契約を締結する場合には、契約伺（別紙第3号様式）を作成し契約担当役の承認を得るものとする。

第2節 競争参加者の資格

（競争に参加させることができない者）

第31条 契約担当役及び契約担当役代理（以下「契約担当役等」という。）は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計規程第51条及び第52条に規定する競争に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 前項に規定する特別の理由がある場合とは、被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第9条但し書きに規定する行為）である場合とする。

（競争に参加させないことができる者）

第32条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
- 六 この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- 2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

（競争参加者の資格）

第33条 契約担当役等は、契約の種類ごとに、その金額に応じて、会計規程第51条に規程する一般競争及び同規程第52条に規定する指名競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 契約担当役は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 3 契約担当役は、第1項の規定により資格を定めた場合においては、その資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(指名の基準)

第34条 契約担当役等が、前条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされない恐れがないと認められる者であること。
- 二 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- 三 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- 四 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。
- 五 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。
- 六 輸入に係る物品の購入契約において当該物品等に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。

第3節 公告及び競争

(入札の公告)

第35条 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第36条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 入札説明日時及び契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 六 入札の無効に関する事項
- 七 契約書の作成の要否
- 八 その他必要と認める事項

(入札の無効)

第37条 契約担当役等は、第35条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(指名競争参加者への指名通知)

第38条 契約担当役等は、指名競争に付するときは、第36条第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

2 第37条の規定は、前項の指名通知の場合に準用する。

(入札説明書)

第39条 契約担当役等は、入札の方法により競争に付そうとするときは、次に掲げる事項を記載した入札説明書を作成し競争に参加する者に対して交付するものとする。

- 一 契約担当役等名
- 二 調達件名
- 三 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 四 競争参加資格に関する事項
- 五 会計規程第57条に規定する事項
- 六 第40条、第43条から第45条、第48条から第54条規定する事項に関すること
- 七 その他契約担当役等が必要と認める事項

2 前項の入札説明書には、仕様書、図面、契約書（案）、入札書（別紙第4号様式）、委任状の書式例、その他必要と認めるものを添付するものとする。

(入札説明会等)

第40条 入札公告、指名通知及び入札説明書等で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会若しくは現場説明会を開催することができる。

2 契約担当役等は、建設工事の場合において、現場説明会に参加しない者については、適正な契約の履行を確保するため入札に参加させないことができる。

(入札前の確認等)

第41条 契約担当役等は、入札を執行するにあたり、事前に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 競争参加者の資格の有無
- 二 代理人による入札のときは、委任状を提出させ代理の事実を確認する。
- 三 入札保証金の納付又は代納担保の提供を条件としているときは、これを証する保管書又は受領書

(入札の執行)

第42条 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）より別紙様式4による入札書を提出させなければならない。

(入札書の引き換え等の禁止)

第43条 入札を行う場合において、競争参加者等をして、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(入札書の訂正)

第44条 契約担当役等は、あらかじめ入札説明書において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

(代理人による入札)

第45条 契約担当役等は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

(予定価格調書)

第46条 会計規程第56条に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

2 予定価格は、公共工事に係るもの以外は契約の相手方が決定した後においても原則として公表しない。

(予定価格の決定)

第47条 予定価格は競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第48条 契約担当役等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第49条 契約担当役等は、競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第48条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 契約担当役等は、入札開始時刻以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 契約担当役等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第50条 契約担当役等は、競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札書)

第51条 契約担当役等は、次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- 一 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- 二 調達件名及び入札金額のないもの
- 三 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの。
- 四 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
- 五 調達件名に重大な誤りがあるもの
- 六 入札金額の記載が不明確のもの
- 七 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- 八 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札書

(再度入札)

第52条 契約担当役等は、開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

第4節 落札者の決定等

(落札者の決定)

第53条 契約担当役等は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者の調査)

第54条 予定価格が1,000万円以上の工事契約については、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合は、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

(入札保証金の処理)

第55条 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者の納付に係るものは契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出でによりこれを契約保証金に充てることができる。

- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは研究所に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告等をもってあらかじめ定めておかなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

- 第56条 契約担当役等は、競争参加者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第35条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第5節 随意契約

(分割契約)

- 第57条 契約担当役等は、会計規程第53条第1項第13号及び14号に定めるところにより随意契約によろうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴取)

- 第58条 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第6節 契約の締結

(契約書の記載事項)

- 第59条 会計規程第58条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 再委託の禁止
- 四 監督及び検査
- 五 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 六 危険負担
- 七 かし担保責任
- 八 契約に関する紛争の解決方法
- 九 その他必要な事項

- 2 前項第3号に該当する契約は、随意契約による試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等の委託契約（予定価格が100万円を超えないものを除く）とし、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。
- 二 委託契約の相手方が再委託する必要がある場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査し、適当と認められ

る場合に承認を行うものとする。また、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

三 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。また、委託契約の適正な確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

3 競争契約による再委託の措置については、契約締結後に契約の相手方が再委託しようとする場合には、事前に再委託の相手方等について書面により提出させ、審査及び承認を行うものとする。

(請書の記載事項)

第60条 会計規程第58条第2項に規定する請書は、別紙第5号様式によるものとする。

(請書等の徴収の省略)

第61条 会計規程第58条第2項に規定する「特に軽微な契約」とは、次の各号に定めるものとし、この契約に関しては請書等の徴収を省略することができる。ただし、契約担当役等が契約の適正な履行を確保するために、請書等の徴収が必要と判断するものについては、この限りではない。

一 物品供給契約

二 物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約で100万円を超えない契約

(契約保証金の処理)

第62条 契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、研究所に帰属するものとする。

2 契約担当役等は、契約の相手方が契約を履行した後に契約保証金を返還するものとする。

(工事請負契約における契約保証金)

第63条 工事請負契約における契約保証金は、請負代金額が1,000万円以上の場合に納めさせるものとする。

2 会計規程第59条に規定する契約保証金に、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

(リース契約)

第64条 リース契約期間が、中期計画期間を超える場合には、中期計画において明らかにされていないなければならない。

(複数年契約)

第65条 契約担当役等は、継続して行う財産の買い入れ及びその他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、必要に応じて契約期間が複数の年度にわたる契約をすることができる。

(契約内容の公表)

第66条 会計規程第51条に規定する一般競争及び会計規程第52条に規定する指名競争、又は、会計規程第53条第1項に規定する随意契約で契約金額が各号の基準額を超える契約については、契約書作成後、次に掲げる事項を研究所ホームページ上に掲載し公表するものとする。ただし、工事契約に係る公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年 法律第127号）及びこれに基づく政令等によるものとし、公表は文部科学省のインターネット公表システムを利用するものとする。

- 一 契約に係る工事・物品・役務等の名称及び数量
- 二 契約担当役の氏名及び履行場所
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 契約金額
- 六 契約条項
- 七 会計規程第53条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する随意契約の場合はその理由
- 八 その他必要な事項

第7節 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第67条 契約担当役等、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者又は監督を委託された者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基き当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第68条 監督職員は、契約担当役等と緊密に連絡するとともに、契約担当役等の要求に基き又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第69条 契約担当役等、契約担当役等から検査を命ぜられた補助者又は検査を委託された者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基き、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基き、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものと

する。

- 4 検査職員は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して契約担当役等に提出するものとする。

(検査の時期)

- 第70条 検査の時期は、契約担当役等が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の省略)

- 第71条 会計規程第64条に規定する検査調書の作成を省略できる場合は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものとする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

第8節 代価の納入及び支払

(代価の納入)

- 第72条 契約担当役等は物件を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引き渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただしやむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。
- 2 契約担当役等は契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

- 第73条 契約担当役等は、検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。
- 2 契約担当役等は契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払い期間を約定することができる。

(工事請負契約の前金払)

- 第74条 工事請負契約締結時にあらかじめ特約した場合における工事請負者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前金払保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。
- 2 前項の規定する前金払の特約ができるのは、請負代金額が300万円以上で、工期が3ヶ月以上の工事とする。

(中間前金払)

- 第75条 工事請負契約の代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上の場合に

において、前条第1項の規定により前払金の支払を受けた工事請負者は、同項に定める保証契約を中間前払金について締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払いを工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。

2 中間前払金をする際の支払の条件は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- 一 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。
- 二 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

(工事請負契約の部分払基準)

第76条 工事請負契約において、部分払を特約する場合の回数の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 請負代金額が1億円未満の場合は1回（前金払を除き、最終払いを含む。以下同じ。）
- 二 1億円以上3億円未満の場合は2回
- 三 3億円以上の場合は3回

(遅延利息)

第77条 研究所は、天災地変その他やむを得ない理由による場合を除き、前条の定めにより約定した支払期間を経過して代価を支払うときにおいては、その期間満了の翌日から支払いをする日までの遅滞日数に応じ、その支払金額に対し政府契約の支払遅延の防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第9節 物品の機種選定

(機種選定委員会)

第78条 研究所において、購入又は賃借する物品（以下「物品」という。）に関し機種の選定を行う必要がある場合には、選定を適正に行うため、機種選定委員会を置くものとする。

- 2 機種選定委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 機種選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 6 機種選定委員会の庶務は、総務課契約第一係が行う。

(委員会の構成)

第79条 機種選定委員会は、次に掲げる者で3名以上の委員をもって構成する。

- 一 研究所の各部（総務部にあっては各課）（以下「各部等」という。）が共同で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が所属する各部等の長のうち、理事長が指名する者、当該物品の使用者で、その所属する各部等の長の推薦により、理事長が指名する者及び使用者の属する各部等の長の推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。

- 二 各部等が主に単独で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が属する各部等の長、当該物品の使用者及び各部等の長からの推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。

(委員会の任務)

第80条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査検討し、物品の機種選定を行うものとする。

- 一 物品の仕様、規格及び性能等に関すること。
- 二 類似機器との比較に関すること。
- 三 研究及び事務目的と選定機種との関連に関すること。
- 四 その他必要と認める事項に関すること。

(機種選定の対象)

第81条 機種選定委員会の審議対象は、原則として価格が160万円以上の物品とする。ただし、価格が500万円未満の物品であって、理事長が委員会に諮問する必要がないと認めた場合は、使用者を含む複数の機種選定者を委嘱し、機種の選定を行わせることができるものとする。

(報告)

第82条 機種選定委員会（前条ただし書きによる場合も含む。）は、物品の機種選定を終了したときは、直ちに機種選定報告書を理事長に提出するものとする。

第10節 仕様の策定

(仕様策定委員会)

第83条 研究所において、大型設備の調達（予定価格が一千万円以上の設備の調達）を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うための組織（以下「仕様策定委員会」という。）を設けるものとする。

- 2 仕様策定委員会の委員は、原則として5名以上の者とする。
- 3 理事長が必要と認めた場合は、他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。
- 4 仕様策定委員会の委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。
- 5 仕様策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 6 委員長は、仕様策定委員会を招集し、議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 8 仕様策定委員会の庶務は、総務課契約第一係が行う。

(仕様策定委員会の任務)

第84条 仕様策定委員会は、仕様の策定にあたり次に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

- 一 設備の機能及び性能に関すること。
- 二 設備に関する関係資料等の収集に関すること。
- 三 その他仕様の策定に関し必要と認める事項。

- 2 仕様策定委員会は、関係資料等の収集に当たって可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。
- 3 仕様内容は、研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。
- 4 仕様策定委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り多数の供給者に対して、公平に説明会を開くなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
- 5 仕様策定委員会は、仕様の策定過程において、研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、理事長の承認を得るものとする。
- 6 仕様策定委員会は、開催の都度、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

(報 告)

第85条 仕様策定委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して理事長に報告するものとする。

第11節 技術審査

(技術審査職員)

- 第86条 契約担当役等は必要と認める場合には、仕様書により性能、機能、技術等を示して契約の申込みをさせる場合にあたり、その提案に係る仕様が、研究所の要求要件をすべて満たしているか否かの審査を行うため、第5条に規定する者以外の者を技術審査職員に命ずることができるものとする。この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を交付するものとする。
- 2 前項の技術審査職員は、会計規程第7条第4項に規定する契約担当役等の補助者とする。
 - 3 契約担当役等が必要と認めた場合は、他大学等の職員に技術審査職員の委任をすることができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。
 - 4 技術審査を行う者は、第5条に規定する者及び技術審査職員のうち、複数の者とする。
 - 5 技術審査を行う者は仕様策定委員を相兼ねることはできない。

(技術審査を行う者の任務)

- 第87条 技術審査に当たっては、応礼者の説明を十分に聴取して行うものとする。
- 2 技術審査を行う者は、提案仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。ただし、提案仕様の内容について容易に技術審査できる場合には、一覧表の作成及び技術審査表の作成を省略し、応礼者の提出した回答表をもってかえることができるものとする。
 - 3 技術審査を行う者は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の提案仕様の一覧表を添付の上、契約担当役等に報告するものとする。

(技術審査結果の通知)

第88条 契約担当役等は、技術審査の結果不合格となった応礼者に対しては、理由を付した書面で通知するものとする。

第8章 決算

(減価償却費の処理)

第89条 施設費により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、預かり施設費から資本剰余金に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、損益計算上の費用には計上せず、損益外減価償却累計額とし、資本剰余金を減額することによって処理するものとする。

2 運営費交付金により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、運営費交付金債務から資産見返運営費交付金債務に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、減価償却相当額を資産見返運営費交付金債務より取り崩し、資産見返運営費交付金戻入として損益計算上の収益として計上するものとする。

(引当金の処理)

第90条 法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金は計上しない。

2 退職手当については、中期計画をもとに交付される運営費交付金を財源とするものは、引当金を計上せず、その見積額を貸借対照表の注記において表示するものとする。

(預り金処理)

第91条 受取人の所在不明その他の理由により振込不能となったもの又は振出した小切手でその呈示期間を経過し、なお取引金融機関に呈示のないものは、当該事業年度末日において預り金として処理しなければならない。

(減損の処理)

第92条 固定資産の減損会計基準にかかる処理については別に定める。

第9章 監査

(会計監査員)

第93条 監事は、会計規程第70条に規定する監査を行う職員（以下「会計監査員」という。）を任命する場合には、書面により命ずるものとする。

(監査の実施通知)

第94条 監事は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ会計規程第71条に規定する立会人に対し、その期日、会計監査員の職、氏名その他必要な事項について書面をもって通知しなければならない。

(会計監査員の報告義務)

第95条 会計監査員は、監査が終了した場合には、速やかに、財務諸表、決算報告書を添えて監査報告書を監事に提出しなければならない。

(監事の報告義務)

第96条 監事は、自ら監査を実施した場合若しくは、前条に規定する報告をうけた場合においては、速やかに財務諸表、決算報告書に関する意見を添えて理事長に報告しなければならない。

(是正改善等の措置)

第97条 監事は、監査の結果会計経理に関し、是正改善の必要があると認めたときは、直ちに必要な措置をとることを求めるとともに、期間を定めてその結果を報告させなければならない。

第10章 雑則

(計算証明書類の様式及び提出期限)

第98条 会計検査院に提出する計算証明書類の様式及び提出期限については、会計検査院の定めるところによる。

(委員会の設置)

第99条 第77条及び第82条で規定する委員会以外で、契約に関する事項を実施するため、必要がある場合には、委員会を置くことができるものとする。

2 委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。

3 委員会の任務及び構成その他必要な事項は、その都度、別に定めるものとする。

附 則

1. この細則は、平成13年4月1日から適用する。

2. 第27条に規定する競争参加者の資格については、文部科学省が定めた一般競争参加者の資格（平成13年文部科学大臣決定）、一般競争参加資格者の資格制限（平成13年文部科学大臣決定）、指名競争参加者の資格（平成13年文部科学大臣決定）、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成13年文部科学大臣決定）、指名基準（平成13年文部科学大臣決定）を、会計規程及びこの細則に抵触しない限りにおいて準用するものとする。

3. 当分の間、国の機関の統一資格及び文部科学省文教施設部が定めた建設工事の競争参加資格を有している者を、研究所の競争参加資格とする。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成２０年７月３０日から施行する。

附 則

この細則は、平成２０年１２月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２１年１１月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

出納命令役及び出納命令役代理

出納命令役として 指 定 す る 職	出納命令役代理とし て 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
総務部長	理事	研究所における取引の命令及び取引金融機関に登録した理事長の印鑑並びに契約担当役印の保管に関する事務

別表第 2（第 4 条関係）

出納専門役及び出納専門役代理

出納専門役として 指 定 す る 職	出納専門役代理とし て 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
総務課長	総務課課長補佐 又は 総務課専門員（会計 担当）	出納命令役の命令に基づく取引の遂行、会計規程第 20 条第 1 号及び 2 号に掲げる資産の出納保管並びに同規程第 36 条から第 38 条に規定する伝票及び帳簿、その他の証拠書類の保存に関する事務

別表第 3（第 4 条関係）

指定資産管理者及びその代理

指 定 資 産 管 理 者 として 指 定 す る 職	指定資産管理者代理 として 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
総務部長	総務課長	会計規程第 20 条第 4 号に掲げる資産の維持、管理に関する事務

別表第 4（第 4 条関係）

物品管理者及びその代理

物 品 管 理 者 として 指 定 す る 職	物品管理者代理とし て 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
総務課長	総務部長	会計規程第 20 条第 3 号に規定する動産の維持管理に関する事務

別表第5（第5条関係）

契約担当役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
総務課長	予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が500万円を超えるもの） 指名競争における業者の指名に関すること 業者の選定に関すること（予定価格が500万円を超えるもの） 入札の執行に関すること 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が300万円を超えるもの）
総務課課長補佐 又は総務課専門会計担当	業者の選定に関すること（予定価格が500万円以下のもの） 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が300万円以下のもの）
財務係長	入札の立会いに関すること 技術審査に関すること
契約第一係長	契約第一係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が500万円以下のもの） 入札公告に関すること 仕様説明に関すること 技術審査に関すること 見積書の徴収に関すること 契約書案の作成に関すること 発注の連絡に関すること 監督に関すること
契約第二係長	契約第二係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が500万円以下のもの） 入札公告に関すること 仕様説明に関すること 技術審査に関すること 見積書の徴収に関すること 契約書案の作成に関すること 発注の連絡に関すること 監督に関すること
総務課専門員（会計担当）	総務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと
情報サービス係長	情報サービス係所掌（図書に限る）の 仕様作成に関すること 技術審査に関すること 見積書の徴収に関すること 発注の連絡に関すること 納品・検収に関すること

別表第 6（第 6 条関係）

出納専門役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
総務課課長補佐	出納専門役印の保管及び押印に関すること
財務係長	研究所における収入金の収納に関すること 収入伝票の起票及び関係書類の整備に関すること 人件費、旅費及び謝金の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること 小切手の保管及び小切手の作成に関すること 支払に関すること
契約第一係長	契約第一係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること
契約第二係長	契約第二係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること
総務課専門員（会計担当）	総務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと

別表第 7（第 8 条関係）

金庫管守責任者及びその代理

区 分	管 守 責 任 者	代 理 者
研 究 所 固 定 金 庫	総務課長	財務係長
出 納 命 令 役 用 手 提 金 庫	総務部長	財務係長
出 納 専 門 役 用 手 提 金 庫	総務課長	財務係長
小 切 手 帳 用 手 提 金 庫	総務課長	財務係長
科 学 研 究 費 用 手 提 金 庫	総務課長	財務係長
文 部 科 学 省 共 済 組 合 用 固 定 金 庫	総務課長	契約第一係長
文 部 科 学 省 共 済 組 合 用 手 提 金 庫	総務課長	契約第一係長